

秋田県国民保護計画（案）

令和 8 年 月

秋 田 県

は　じ　め　に

この計画は、国際平和を希求する秋田県が、国民保護法やその他関連する法律、ジュネーヴ諸条約などの国際人道法に基づいて作成したものです。

万が一、日本国に対する武力攻撃や緊急対処事態(大規模テロ)などの不測の事態が発生した場合に、秋田県内にいる全ての人を保護するため、安全に避難させ、救援するとともに武力攻撃等に伴う災害への対処を行うことなどを内容とする計画です。

県は、この計画を基本として、国、市町村及び関係機関と連携し、住民を守るための活動を行いますので、住民の皆さんには、この計画の趣旨を理解していただき、自主的に協力をお願いします。

目 次

第1編 総 論	1
第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ	1
2 県国民保護計画の構成	2
3 県国民保護計画の見直し、変更手続	2
4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	2
第2章 国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する基本方針	3
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1 県及び関係機関の役割分担の概要	5
2 県及び関係機関の事務又は業務の大綱	6
第4章 本県の地理的、社会的特徴	11
第5章 県国民保護計画が対象とする事態	16
1 武力攻撃事態等	16
2 緊急対処事態	19
第2編 平素からの備えや予防	21
第1章 組織・体制の整備等	21
第1節 県における組織・体制の整備	21
第1 県における平素の業務	21
1 各部局等における平素の業務	21
2 他の執行機関における平素の業務	25
第2 即応体制の確保	26
1 24時間即応体制の確保	26
2 各部局課室における連絡体制の確保	26
3 速やかな参集のための準備	26
4 速やかな実施体制の確立のための準備	27
5 県対策本部等の機能の確保のための準備	27
第3 通信の確保	27
1 非常通信体制の整備	28
2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項	28
3 県警察における通信の確保	29
第4 医療体制の確保	29
1 基本的考え方	29
2 救命救急体制の確立	29
3 医療救護班派遣体制の確立	30
4 傷病者搬送体制の確立	30
第5 関係機関との連携体制の整備	30
1 基本的考え方	31
2 国の機関との連携	31
3 他の都道府県との連携	31
4 市町村との連携	32

5	指定公共機関等との連携	3 3
6	ボランティア団体等に対する支援	3 4
第2節	市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等	3 4
第1	市町村における組織・体制の整備等	3 4
1	各部局等における平素の業務	3 4
2	即応体制の確保	3 4
3	通信の確保	3 4
第2	指定地方公共機関における組織・体制の整備等	3 4
第2章	警報及び緊急通報に関する平素からの備え	3 5
1	県における警報の通知及び伝達に必要な準備	3 5
2	市町村における警報の通知及び伝達に必要な準備	3 5
3	指定地方公共機関における警報の通知及び伝達に必要な準備	3 5
第3章	避難及び退避に関する平素からの備え	3 6
第1	県における避難及び退避に関する平素からの備え	3 6
1	避難に関する基本的事項	3 6
2	避難における輸送力等及び運送経路の把握	3 7
3	交通の確保に関する体制の整備等	3 8
4	避難施設の指定	3 8
第2	市町村における避難及び退避に関する平素からの備え	4 0
1	避難実施要領のパターンの作成	4 0
2	避難施設、避難方法の周知	4 0
3	運送体制の整備等	4 0
第3	指定地方公共機関における避難及び退避に関する平素からの備え	4 0
第4章	武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する平素からの備え	4 1
第1節	県における武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する平素からの備え	4 1
第1	生活関連等施設の安全確保に関する備え	4 1
1	生活関連等施設の把握	4 1
2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	4 1
第2	県が管理する公共施設等における警戒	4 2
第3	保健衛生の確保に関する備え	4 2
1	健康相談体制の整備	4 2
2	防疫活動体制の整備	4 2
第4	廃棄物の処理に関する備え	4 3
第5	文化財の保護に関する備え	4 3
1	文化財の現況の把握	4 3
2	文化財所有者・管理者、地域住民に対する啓発	4 3
3	関係機関との連携体制の整備	4 3
第6	被災情報の収集・報告に関する備え	4 3
1	情報収集・連絡体制の整備	4 3
2	被災情報収集のための準備	4 4
第2節	市町村における武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する平素からの備え	4 4
1	生活関連等施設の安全確保に関する備え	4 4
2	市町村が管理する公共施設等における警戒	4 4

3	保健衛生の確保に関する備え	4 4
4	文化財の保護に関する備え	4 4
5	被災情報の収集・報告に関する備え	4 4
第5章	救援に関する平素からの備え	4 5
第1	県における救援に関する平素からの備え	4 5
1	救援に関する基本的事項	4 5
2	救援物資の輸送力等及び運送経路の把握	4 5
3	交通の確保に関する体制の整備等	4 6
4	救援の種類毎の準備	4 6
第2	市町村における救援に関する平素からの備え	4 9
第3	指定地方公共機関における救援に関する平素からの備え	4 9
第6章	安否情報の収集・提供に関する平素からの備え	5 0
第1	県における安否情報の収集・提供に関する平素からの備え	5 0
1	安否情報の種類及び報告様式	5 0
2	安否情報収集のための体制整備	5 1
3	安否情報の収集のための準備	5 1
第2	市町村における安否情報の収集・提供に関する平素からの備え	5 1
1	安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備	5 1
2	安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握	5 1
第7章	物資及び資材の備蓄、整備等	5 2
第1	県における物資及び資材の備蓄、整備等に関する平素からの備え	5 2
1	基本的考え方	5 2
2	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備	5 2
3	県が管理する施設及び設備の整備及び点検	5 3
第2	市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	5 3
第8章	研修及び訓練	5 4
1	研修	5 4
2	訓練	5 4
第9章	国民保護に関する啓発	5 7
第1	県における国民保護に関する啓発	5 7
1	国民保護措置に関する啓発	5 7
2	住民がとるべき対処及び住民の協力に関する啓発	5 7
第2	市町村における国民保護に関する啓発	5 8
第3編	武力攻撃事態等（緊急処理事態）への対処	5 9
第1章	対処活動の原則	5 9
1	対処活動の区分	5 9
2	対処活動の全体像	6 1
第2章	初動情報の処理	6 2
第1	初動情報の処理の原則	6 2
第2	各区分毎の対応	6 3

1	対処基本方針（緊急処理事態対処方針）	6 3
2	県対策本部（県緊急処理事態対策本部）の設置の指定	6 4
3	警報	6 4
4	避難措置の指示	6 7
5	救援の指示	6 7
6	災害対処措置の指示	6 8
7	通報等	6 8
第3章	実施体制の確立	7 1
第1	県対策本部等の設置	7 1
1	県対策本部等の設置基準等	7 1
2	職員の参集	7 2
3	県対策本部等の設置	7 5
4	県対策本部等の組織・機能	7 6
5	各部局等における業務	8 1
6	他の執行機関における業務	8 7
7	県対策本部（県緊急処理事態対策本部）における広報	8 7
第2	通信の確保	8 8
第3	医療体制の確保	8 9
第4	関係機関との連携	8 9
1	国対策本部（国緊急処理事態対策本部）との連携	8 9
2	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	9 0
3	自衛隊の部隊等の派遣要請等	9 0
4	他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託	9 1
5	指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	9 2
6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	9 2
7	県が行う応援等	9 2
8	ボランティア団体等に対する支援等	9 3
9	住民への協力要請	9 4
第5	交通規制	9 4
第6	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	9 5
第4章	避難・退避	9 9
第1節	避難及び退避の原則	9 9
1	避難及び退避の区分	9 9
2	避難及び退避を行うときの留意点	9 9
第2節	各区分毎の対応	1 0 3
第1	避難	1 0 3
1	避難措置の指示の通知	1 0 3
2	避難措置の事前調整	1 0 4
3	避難の指示	1 0 6
4	避難住民の誘導	1 0 8
5	避難住民の受入	1 1 5
第2	広域避難住民受入	1 1 6
1	避難措置の指示の通知	1 1 6
2	避難措置の事前調整	1 1 6
3	避難住民の受入	1 1 7
第3	避難支援	1 1 7

第4	退避	1 1 7
1	退避の指示	1 1 8
2	退避の誘導	1 1 9
3	退避の指示の解除等	1 1 9
第5章	武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処	1 2 0
	武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処の基本的考え方	1 2 0
第1	拡大防止措置等	1 2 1
1	生活関連等施設の安全確保	1 2 1
2	危険物質等に係る武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の防止及び防除	1 2 3
3	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の発生防止	1 2 5
4	その他の設備等に係る事前措置	1 2 5
第2	応急措置等	1 2 6
1	警戒区域の設定	1 2 6
2	応急公用負担等	1 2 7
3	消防に関する措置等	1 2 7
第3	NBC攻撃による災害への対処	1 2 9
第4	その他の個別対策措置	1 3 2
1	保健衛生の確保	1 3 2
2	廃棄物の処理	1 3 2
3	文化財の保護	1 3 3
第5	被災情報の収集及び報告	1 3 4
第6章	救援	1 3 5
第1節	救援の原則	1 3 5
1	救援の程度及び方法の基準	1 3 5
2	市町村との連携	1 3 5
3	国との連携	1 3 5
4	他の都道府県との連携	1 3 6
5	事業者との連携	1 3 6
6	日本赤十字社との連携	1 3 6
7	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	1 3 6
8	救援物資の区分等	1 3 6
9	救援の際の物資の売渡し要請等	1 3 7
10	緊急物資の運送の求め	1 3 7
11	備蓄物資の供給	1 3 8
第2節	救援の種類毎の活動	1 3 9
第1	収容施設の供与	1 3 9
1	避難所の開設及び運営等	1 3 9
2	応急仮設住宅の供与	1 4 1
第2	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	1 4 1
1	食品の給与	1 4 1
2	飲料水の供給	1 4 2
第3	被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	1 4 3
第4	医療の提供及び助産	1 4 4
1	医療の提供	1 4 4

2	助産	1 4 5
第5	被災者の捜索及び救出	1 4 5
第6	埋葬及び火葬	1 4 6
第7	電話その他の通信設備の提供	1 4 7
第8	福祉サービスの提供	1 4 7
第9	武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）を受けた住宅の応急修理	1 4 8
第10	学用品の給与	1 4 8
第11	死体の捜索及び処理	1 4 9
1	死体の捜索	1 4 9
2	死体の処理	1 4 9
第12	武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	1 5 0

第7章	安否情報の収集・提供	1 5 1
1	安否情報の収集	1 5 1
2	総務大臣に対する報告	1 5 2
3	安否情報の照会に対する回答	1 5 2
4	日本赤十字社に対する協力	1 5 3
5	市町村による安否情報の収集及び提供の基準	1 5 3

第8章	国民生活の安定に関する措置	1 5 4
1	生活関連物資等の価格安定	1 5 4
2	避難住民等の生活安定等	1 5 6
3	生活基盤等の確保	1 5 6

第9章	国民の権利利益の救済	1 5 8
1	国民の権利利益の迅速な救済	1 5 8
2	国民の権利利益に関する文書の保存	1 5 8
3	市町村における国民の権利利益の迅速な救済及び文書の保存	1 5 9

第4編	復旧等	1 6 0
------------	------------	-------

第1章	応急の復旧	1 6 0
1	基本的考え方	1 6 0
2	市町村及び指定地方公共機関に対する支援	1 6 0
3	輸送路の確保に関する応急の復旧等	1 6 0

第2章	武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の復旧	1 6 2
1	基本的考え方	1 6 2
2	県が管理する施設及び設備の復旧	1 6 2

第3章	国民保護措置（緊急対処保護措置）に要した費用の支弁等	1 6 4
1	国民保護措置（緊急対処保護措置）に要した費用の支弁、国への負担金の請求	1 6 4
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	1 6 5
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	1 6 5
4	市町村が国民保護措置（緊急対処保護措置）に要した費用の支弁等	1 6 6

第 1 編 総 論

第 1 章 県の責務、計画の位置づけ、構成等

県は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、県の責務を明らかにするとともに、県の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ

(1) 県の責務

県は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、国民保護法、その他の法令、基本指針及び県国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）を総合的に推進する。

(2) 県国民保護計画の位置づけ

県は、その責務にかんがみ、国民保護法第 3 4 条の規定に基づき、県国民保護計画を作成する。

(3) 県国民保護計画に定める事項

県国民保護計画においては、県の区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）の総合的な推進に関する事項、県が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する事項等国民保護法第 3 4 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

【県国民保護計画に定める事項】

1. 県の区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）の総合的な推進に関する事項
2. 県が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する事項
 - (1) 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置
 - (2) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
 - (3) 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の対処に関する措置
 - (4) 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置
 - (5) 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の復旧に関する措置
 - (6) 県の委員会及び委員が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する事項
3. 国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
4. 市町村の国民の保護に関する計画及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計

画を作成する際の基準となるべき事項

5. 国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するための体制に関する事項
6. 国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
7. その他国民保護措置（緊急対処保護措置）に関し知事が必要と認める事項

2 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等（緊急対処事態）への対処

第4編 復旧等

資料編

3 県国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 県国民保護計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。県国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しに当たっては、県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表するものとする（ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、内閣総理大臣への協議は不要）。

4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、基本指針も踏まえるものとする。

また、基本指針及び県国民保護計画の見直しや国民保護訓練の検証結果等を踏まえ、計画の見直しを行うものとする。

第2章 国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する基本方針

県は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、基本方針として定める。

1. 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の基本的人権の尊重に最大限配慮し、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するため必要最小限度に限られ、かつ適正な手続のもとに行う。

2. 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に伴う損失補償、国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3. 国民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、警報の発令・伝達、武力攻撃（緊急対処事態における攻撃）等の状況、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施状況、被災情報など、国民に対し、正確で迅速な情報を、適時、かつ、適切な方法で提供する。

4. 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5. 国民の協力

県は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、県は、消防団及び自主防災組織の育成・活性化、ボランティア活動の支援に努めるとともに、住民が、主体的に、武力攻撃事態等（緊急対処事態）に備え、食料や飲料水の備蓄、近隣住民とのコミュニケーションづくり、訓練への参加に努めるよう啓発に努める。

6. 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重とその他の特別な配慮

(1) 県は、指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するに当たっては、その実施方法について、武力攻撃事態等（緊急対処事態）の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(2) 県は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置（緊急対処保護措置）として実施する警報、避難の指示及び緊急通報等の放送については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

- (3) 県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

7. 避難行動要支援者への配慮及び国際人道法の的確な実施

- (1) 県は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に当たっては、高齢者、障害者、要介護者、乳幼児等の避難行動要支援者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。
- (2) 県は、情報の伝達に当たっては、高齢者、障害者、要介護者、乳幼児等の避難行動要支援者その他特に配慮を要する者に対し、確実に情報が伝達されるよう努める。
- (3) 県は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8. 国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に係る安全の確保

- (1) 県は、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）について、その内容に応じ、国から入手した情報、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置（緊急対処保護措置）に従事する者の安全の確保に十分配慮する。
- (2) 県は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に関し、国民に協力を要請する場合には、要請に応じて協力する者に当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時、十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分配慮する。

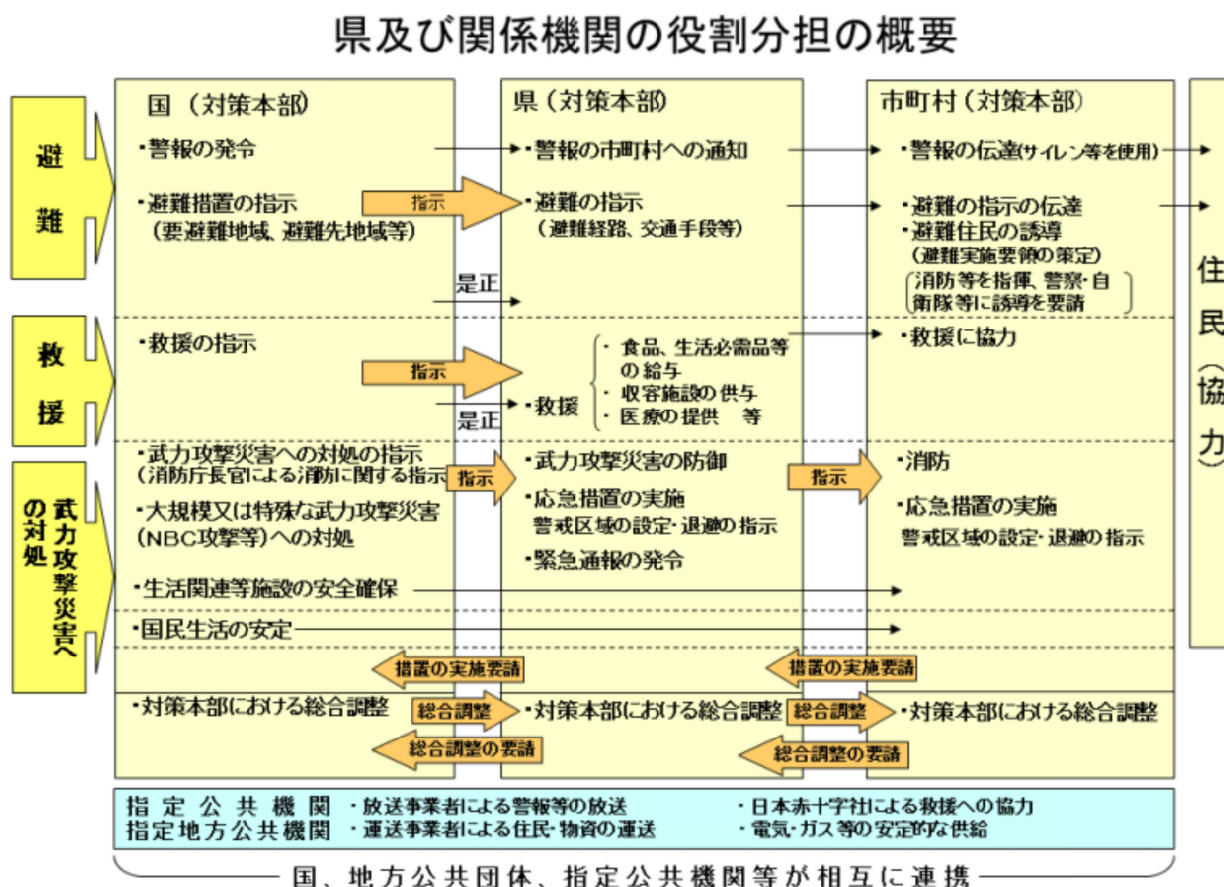
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施にあたり、同じく当該措置の実施主体である関係機関（国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関）と円滑に連携するため、県及び関係機関の事務又は業務の大綱について、以下のとおり明らかにする。

また、これらの関係機関の担当部署、連絡先等について、平素から把握に努め、資料編に掲載する。

1 県及び関係機関の役割分担の概要

国民保護措置（緊急対処保護措置）における県及び関係機関の役割分担の概要は、次のとおりである。



2 県及び関係機関の事務又は業務の大綱

(1) 【県】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
県	1. 国民保護計画の作成、見直し 2. 国民保護協議会の設置、運営 3. 県対策本部等総合的推進組織の設置、運営 4. 組織の整備、訓練 5. 警報の通知 6. 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難の措置 7. 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8. 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の対処に関する措置の実施 9. 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10. 交通規制の実施 11. 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の復旧に関する措置の実施

(2) 【市町村】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市町村	1. 国民保護計画の作成、見直し 2. 国民保護協議会の設置、運営 3. 市町村対策本部（市町村緊急対処事態対策本部）の設置、運営 4. 組織の整備、訓練 5. 警報の伝達、避難実施要領の策定、住民の避難誘導、関係機関の調整 その他住民の避難に関する措置の実施 6. 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7. 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集 その他の武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の対処に関する措置の実施 8. 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9. 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の復旧に関する措置の実施

(3) 【関係指定地方行政機関】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東北管区警察局	1. 管区内各県警察の国民保護措置（緊急対処保護措置）及び相互援助の指導・調整 2. 他管区警察局との連携 3. 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4. 警察通信の確保及び統制
東北防衛局	1. 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2. 米軍施設内通行等に関する連絡調整
東北総合通信局	1. 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2. 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3. 非常事態における重要通信の確保 4. 非常通信協議会の指導育成
東北財務局 (秋田財務事務所)	1. 地方公共団体に対する災害融資 2. 金融機関に対する緊急措置の指示 3. 普通財産の無償貸付 4. 被災施設の復旧事業費の査定の立会
函館税関 (秋田船川税関支署)	1. 輸入物資の通関手続
東北厚生局	1. 救援等に係る情報の収集及び提供
秋田労働局	1. 被災者の雇用対策
東北農政局 (秋田県拠点)	1. 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2. 農業関連施設の応急復旧
東北森林管理局	1. 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
東北経済産業局	1. 工業用水道の応急・復旧対策 2. 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策 3. 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
関東東北産業保安 監督部東北支部	1. 鉱山における災害時の応急対策 2. 危険物等の保全
東北地方整備局 (秋田河川国道事務所) (能代河川国道事務所) (湯沢河川国道事務所) (秋田港湾事務所)	1. 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2. 港湾施設の使用に関する連絡調整 3. 港湾施設の応急復旧
東北運輸局 (秋田運輸支局)	1. 運送事業者への連絡調整 2. 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局 (秋田空港・航空路 監視レーダー事務所)	1. 飛行場使用に関する連絡調整 2. 航空機の航行の安全確保
札幌航空交通管制部	1. 航空機の安全確保に係る管制上の措置

仙台管区气象台 (秋田地方气象台)	1. 気象状況の把握及び情報の提供
第二管区海上保安本部 (秋田海上保安部)	1. 船舶内にある者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2. 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全確保 3. 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4. 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5. 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の対処に関する措置

(4) 【自衛隊】

機 関 等 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
自衛隊秋田地方協力本部 陸上自衛隊 東北方面総監部 第9師団司令部 第21普通科連隊 (秋田駐屯地)	1. 武力攻撃事態等における武力攻撃の排除措置による被害の極小化 2. 武力攻撃事態等（緊急対処事態）における国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施及び関係機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）の支援等
海上自衛隊 舞鶴地方総監部	
航空自衛隊 北部航空方面隊司令部 (加茂分屯基地)	
航空支援集団司令部 (秋田分屯基地)	

(5) 【関係指定公共機関】

分類	機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
医療等	日本赤十字社	1. 救援への協力 2. 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
	日本医師会 独立行政法人国立病院機構	1. 医療の確保
道路	東日本高速道路株式会社	1. 道路の管理
電気	東北電力ネットワーク株式会社 東北電力株式会社	1. 電気の安定的な供給
運送	東日本旅客鉄道株式会社 ジェイアールバス東北株式会社 日本航空株式会社 全日本空輸株式会社 日本貨物鉄道株式会社 新日本海フェリー株式会社 佐川急便株式会社 西濃運輸株式会社 日本通運株式会社 ヤマト運輸株式会社	1. 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2. 旅客及び貨物の運送の確保
通信	NTT東日本株式会社 株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	1. 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2. 通信の確保及び国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に必要な通信の優先的取扱い
放送	日本放送協会	1. 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
その他	日本銀行	1. 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2. 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
	日本郵便株式会社	1. 郵便の確保

(6) 【指定地方公共機関】

分類	機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
放送	株式会社秋田放送	1. 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
	秋田テレビ株式会社	
	秋田朝日放送株式会社	
	株式会社エフエム秋田	
	株式会社秋田ケーブルテレビ	
運送	秋田中央交通株式会社	1. 避難住民の運送 2. 旅客の運送の確保
	秋北バス株式会社	
	羽後交通株式会社	
	由利高原鉄道株式会社	
	秋田内陸縦貫鉄道株式会社	
	公益社団法人秋田県トラック協会	1. 緊急物資の運送 2. 貨物の運送の確保
医療	一般社団法人秋田県医師会	1. 医療の確保
	秋田県厚生農業協同組合連合会	
	公益社団法人秋田県看護協会	
	一般社団法人秋田県薬剤師会	
	一般社団法人秋田県歯科医師会	
ガス	東部瓦斯株式会社(秋田支社)	1. ガスの安定的な供給
	のしろエネルギーサービス株式会社	
	一般社団法人秋田県LPガス協会	
建設	一般社団法人秋田県建設業協会	1. 災害時における公共施設の応急対策への協力に関すること

第4章 本県の地理的、社会的特徴

県は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施にあたり考慮すべき県の地理的、社会的特徴は次のとおりである。

(1) 位置と地勢

本県は、北緯40度前後の中緯度地帯に属するとともに、東北地方の北西部に位置し、南北181km、東西111kmの総面積11,636.28km²で全国第6位の広さを有している。

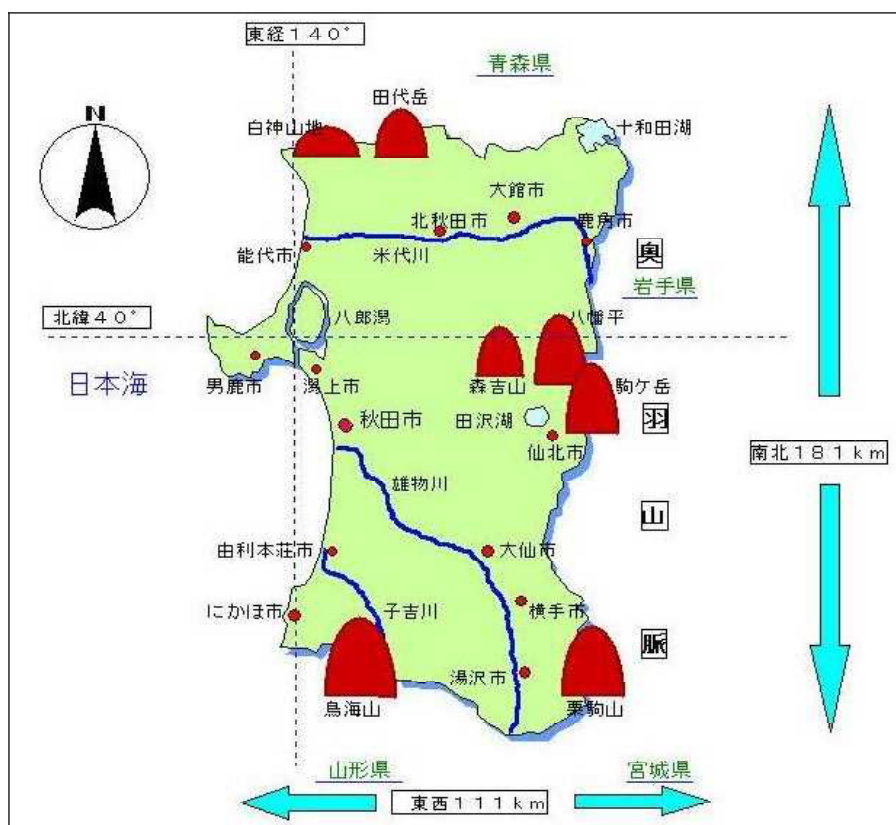
地勢は、北に1,000m級の山地が連なる白神山地で青森県に、東は奥羽山脈に沿って八幡平、秋田駒ヶ岳等が縦走して岩手県に、南に鳥海山や栗駒山などで山形県、宮城県に隣接し、三方より山地が迫り、西は総延長263kmの海岸部を有して日本海に面している。

また、県北には鷹巣、大館、花輪の諸盆地、県南には横手盆地などがあり、一方、雄物川、米代川、子吉川などの河川に沿って肥沃な耕地を展開して、それぞれその下流に秋田、能代、本荘の各平野が広がっている。

【位置図】



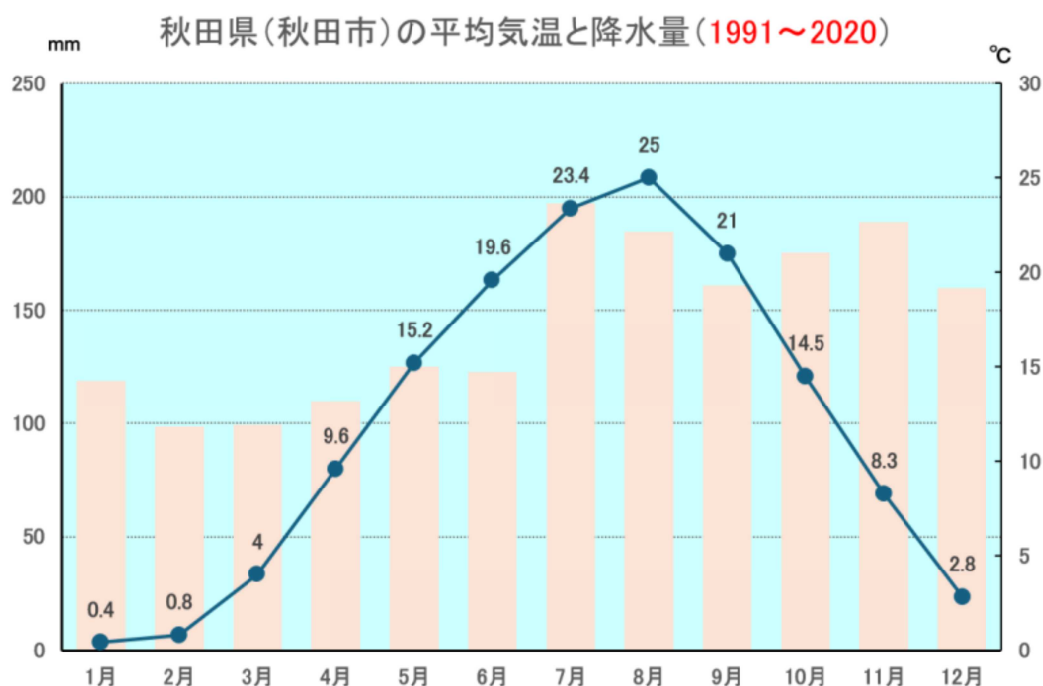
【地勢図】



(2) 気候

本県は、東に奥羽山脈が南北に縦断し、西が日本海に面していることから、いわゆる典型的な日本海型気候となっており、冬季は北西の季節風が強く、降雪日数が多くなっているが、出羽山地を境に海岸部と内陸部に区分され、海岸部は対馬暖流の影響を受けて冬季でも内陸部に比べ温暖で積雪も少なめとなっている。内陸部は夏冬で寒暖の差が大きく積雪も多くなっている。なお、過去の最深積雪の最大値は、県北内陸部の北秋田市鷹巣で1 6 0 c m（令和8年）、県央海岸部の秋田市で1 1 7 c m（昭和49年）、県南内陸部の横手市で2 0 3 c m（令和3年）となっている。

梅雨期には、太平洋側に比べ日照時間が多く、晴れた日が続くことが多いが、梅雨末期には大雨となる年もある。



(3) 人口分布及び土地利用状況

本県の人口は、令和2年10月1日現在で約95万9千人で、地域別には、県央部に50.4%、県北部に21.9%、県南部に27.7%と県央部に人口が集中している。年齢別の内訳は、0～14歳の年少人口が9.7%、15～64歳の生産年齢人口は52.8%、65歳以上の老年人口は37.5%となっており、全国平均の老年人口割合28.6%（令和2年10月1日現在）に比べて、特に高齢化が進行している。

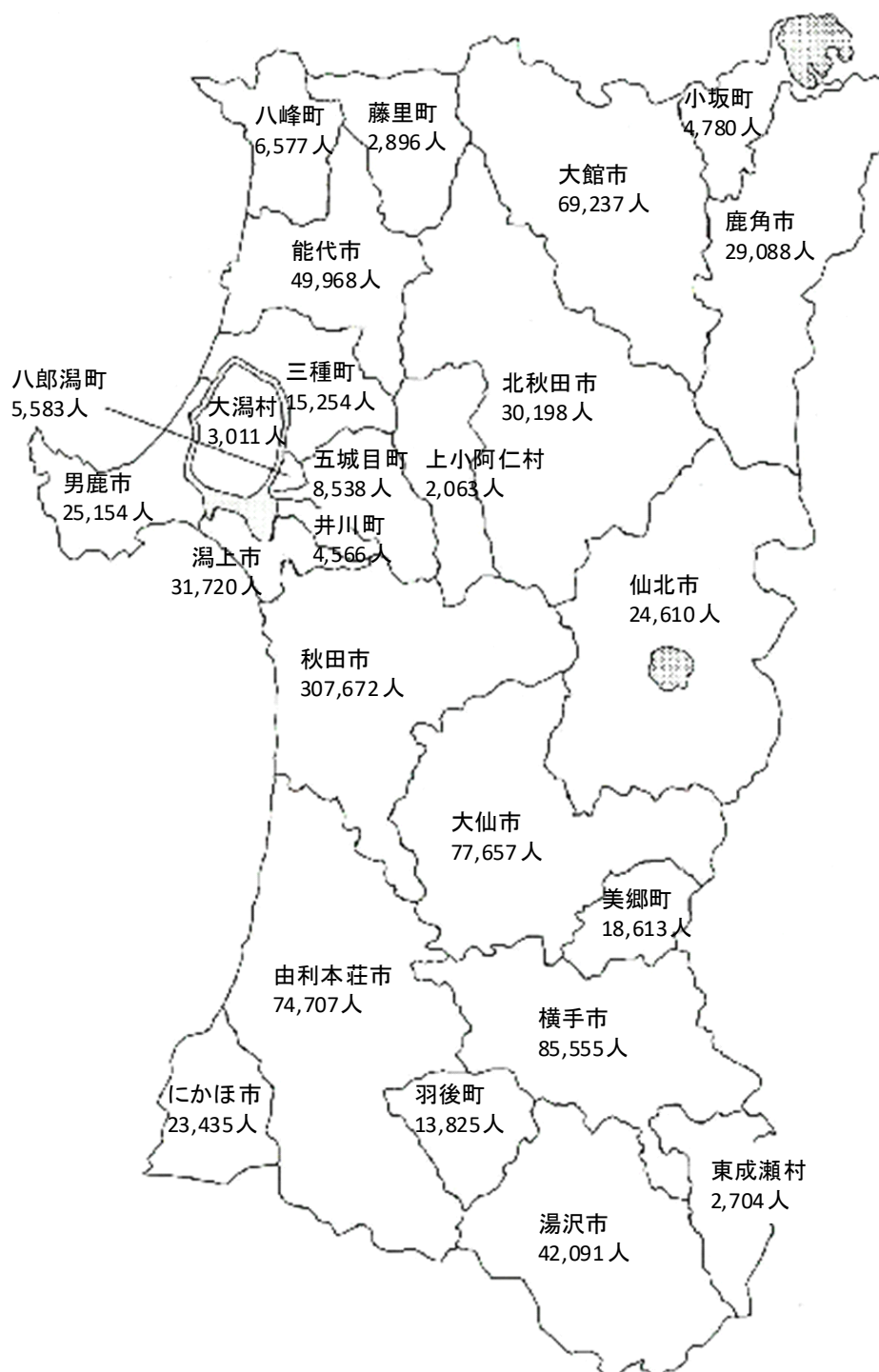
また、世帯数は約38万5千世帯で、1世帯あたりの人員は2.41人となっている。

人口の推移は、死亡者が出生者数を上回る自然減の状態が平成5年から続いている。

令和2年時点での本県の就業構造は、第1次産業が8.6%、第2次産業が23.9%、第3次産業が67.5%となっており、近年の傾向として第1次産業、第2次産業が減少、第3次産業が増加傾向にある。

令和3年度時点の本県の土地利用状況は、農用地が1,463㎥（県土の12.6%）、森林が8,389㎥（同72.1%）、水面・河川・水路が459㎥（同3.9%）、道路が337㎥（同2.9%）、住宅用地及び工業用地等からなる宅地が298㎥（同2.6%）となっている。

【県内人口分布図(令和2年10月1日現在)】



人口は「令和2年国勢調査」結果による。

(4) 道路の状況及び鉄道、空港、港湾の位置等

本県の骨格となる道路網は、高規格幹線道路と国道で形成されており、高規格幹線道路は、鹿角市、小坂町を通る東北自動車道、日本海沿岸東北自動車道が小坂町から北秋田市間（小坂JCT～蟹沢IC）及び能代市からにかほ市間（二ツ井白神IC～象潟IC）、秋田市から大仙市、横手市を通過して岩手県北上市で東北自動車道に繋がる秋田自動車道（河辺JCT～北上JCT）、東北中央自動車道が横手市と湯沢市間（横手IC～（仮）上院内IC）で供用されている。

国道は、縦軸として、能代市、秋田市、由利本荘市を通過して山形県の日本海側と繋がっている国道7号（能代市～新潟市）、能代市から青森県西津軽地区を結んでいる国道101号により日本海沿岸軸、秋田市から県南の内陸部である大仙市、横手市、湯沢市を通過して山形県山形市方向に繋がっている国道13号により県南内陸軸、県北部の北秋田市と県南部の仙北市、大仙市を通過して県中央部の由利本荘市間の国道105号、さらに、県中央部の潟上市を結ぶ国道285号の中央軸、県北部の鹿角市と県南部の仙北市を奥羽山脈沿いに国道341号（冬期間閉鎖）が県北部、県中央部、県南部を結んでいる。

横断軸として、県北部に能代市から大館市を通過して青森市に繋がっている国道7号、国道13号の大仙市から内陸部の仙北市を経由して岩手県盛岡市方向に延びる国道46号、県南部を横断する国道107号（由利本荘市～横手市～岩手県北上市）と国道108号（由利本荘市～湯沢市～宮城県大崎市）がある。

このほか、186路線の県道により、各市町村間の連結や空港、重要港湾及び高速基幹道路の交通拠点へのアクセスを確保し、これらが一体となってネットワークを形成し、県内の地方生活圏や隣県中心都市と連結している。

本県の鉄道は、青森県青森市から秋田市を通過して福島県を結ぶ奥羽本線、秋田市から日本海沿岸部を通過して新潟県と繋がっている羽越本線、秋田市と首都圏を結ぶ秋田新幹線が、主要鉄道路線である。

その他、大館市と岩手県を結ぶ花輪線、能代市と青森県を結ぶ五能線、秋田市と男鹿市を結ぶ男鹿線、横手市と岩手県を結ぶ北上線、北秋田市と仙北市を結ぶ秋田内陸縦貫鉄道、由利本荘市内を走る由利高原鉄道がある。

本県の空港は、秋田空港がJR秋田駅の南東2.5kmに位置し、長さ2,500mの滑走路を有し、東京、大阪、札幌、名古屋と結ばれている。

県北部の北秋田市には、2,000mの滑走路を有する大館能代空港があり、東京の1路線がある。

秋田港は、令和6年の取扱貨物量が、「その他の石油」、「揮発油」、「セメント」など、約549万トンとなっているほか、フェリーとして新日本海フェリーにより、現在、苫小牧東港～秋田港～新潟西港～敦賀港間を運行している。能代港は、令和6年の取扱貨物量が、「石炭」、「砂利・砂」、「窯業品」など、約476トン、船川港は、令和6年の取扱貨物量は「原油」、「石灰石」、「原木」など、約27万トンなどとなっている。

(5) 自衛隊施設

本県の自衛隊施設は、陸上自衛隊の秋田駐屯地が秋田市寺内字将軍野1に所在し、面積約33万㎡で、人員が約1,000人、車両数が約200両となっている。

航空自衛隊の秋田分屯基地（秋田救難隊）は、秋田市雄和町椿川字山籠23-26に所

在し、面積約 5 万 9 千㎡、人員が約 2 0 0 人、救助機(ヘリコプター) 2 機、捜索機 2 機を有している。

また、加茂分屯基地(北部航空警戒管制団 第 3 3 警戒隊)は、男鹿半島中央の本山、毛無山の男鹿市男鹿中国有地内に位置している。

(6) 石油コンビナート施設

本県における石油コンビナート等特別防災区域は、秋田地区と男鹿地区となっている。

秋田地区は秋田市西部の秋田湾臨海工業地域に位置する工業専用地域で、市街地中心から北西 4 k mにある秋田港内航路と国道 7 号に挟まれた南部及びこれから北方 2. 5 k m以内にある日本海に面した北部がある。

当地区内の事業所の主な業種は、石油貯蔵をはじめ、有機化学工業製品の製造、製鋼、金属製品製造、ガス供給所、電気業等であり、石油化学、石油精製等の大規模な事業所は存在しない。

当該地区内の事業所の配置は、石油貯蔵所が西端部に位置し、市街地との間には、石油関係以外の飼料製造、鉄鋼、金属等の事業者及びこれに関連する倉庫が配置され、十分な空き地、道路が確保されている。

男鹿地区は男鹿市の南東部に位置し、市街地である船川本町の南西にある船川港に位置し、丘陵台地と海に面した工業専用地域で、国家石油備蓄基地を有している。

男鹿地区の特別防災区域は、近隣商業地域及び住宅地域と隣接しており、半径 5 0 0 m 内に小・中・高校があり、さらに半径 1 k m内に警察署、消防署等の公共施設が所在している。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画において対象とする武力攻撃事態等（緊急対処事態）は、次のとおりである。

1 武力攻撃事態等

武力攻撃事態等とは、次の2つの事態をいう。

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (事態対処法第2条)
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 (事態対処法第2条)

* 武力攻撃事態等の認定は、国際情勢、相手国の意図、軍事的行動等を総合的に勘案して判断されるものであり、当時の政府の判断と国会の承認によることとなる。

武力攻撃事態の類型として、次の4類型が基本指針により示されており、それぞれの事態の様相、留意事項については、次のとおりである。

事態類型	想 定
(1) 着上陸侵攻	【事態様相】 他国が武力を行使して、海又は空から地上部隊などを我が国の領土に直接着上陸させ、侵攻する事態。着上陸侵攻の前段階として、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。 船舶により上陸を行う場合には、接岸容易な沿岸部が、航空機による侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が攻撃目標となる可能性が高い。 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど攻撃目標となる施設によっては、二次被害の発生が想定される。 【留意事項】 事前準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。 広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、終結後の復旧が課題となる。
(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃	【事態様相】 我が国を攪乱、或いは本格侵攻等の準備のため、ゲリラや特殊部隊といった兵力を我が国に潜入させ、施設を破壊するため、隠密・奇襲的に行動する。そのため、警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動等を察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。

	都市部の行政施設、石油コンビナート、発電所、ダム等の施設が攻撃目標と考えられ、攻撃目標の施設によっては、二次被害の発生も想定され、放射性物質を混入させた爆弾(ダーティボム)の使用も想定される。 【留意事項】 事態の状況によっては、知事の緊急通報、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う必要がある。 住民の避難については、市町村と県、県警察は、海上保安部及び自衛隊と連携し、状況に応じて、攻撃当初は、屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う必要がある。
(3)弾道ミサイル攻撃	【事態様相】 弾道ミサイルに各種の弾頭を登載して、我が国に向け発射し、攻撃する事態。弾頭は、通常弾頭、核弾頭、生物兵器弾頭、化学兵器弾頭が想定される。 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標、弾頭の種類(通常弾頭、NBC弾頭)を特定することは困難である。 さらに、極めて短時間で着弾することが予想される。弾頭の種類によって被害の様相及び対応が大きく異なる。通常弾頭の場合は、家屋、施設等の破壊、火災等が想定される。 【留意事項】 迅速な情報伝達体制と適切な対応による被害の局限化が重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。
(4)航空攻撃	【事態様相】 周囲を海に囲まれた我が国の地理的な特性等から航空機やミサイルによる急襲的な航空攻撃が行われ、この航空攻撃はその意図が達成されるまで反復されることも考えられる。安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃の場合には、被害が拡大することが想定される。 航空攻撃が行われれば、対応する時間が少なく、攻撃目標を特定することは困難である。都市部、ライフラインのインフラ施設が攻撃目標と考えられる。通常弾頭の場合は、家屋、施設等の破壊、火災等が想定される。 【留意事項】 攻撃目標地を限定せずに、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。被害の拡大防止のため、生活関連等施設の安全確保措置を実施する必要がある。

さらに、上記の4類型において、大量破壊兵器(核兵器(N:Nuclear weapon)、生物兵器(B:Biological weapon)、化学兵器(C:Chemical weapon)のこと。)を使用しての攻撃が行われる場合の事態様相、留意事項については、次のとおりである。

大量破壊兵器を使用 しての攻撃 (NBC攻撃)	①核兵器等（N） 【事態様相】 被害は、当初は主に核爆発による熱線、爆風、初期放射線によって、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害が短時間に発生し、その後初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する中性子誘導放射線により、爆心地周辺において被害を受ける。また、爆発時に生じ、上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下する放射能を持った物質（放射性降下物により、広範囲の地域に被害が拡大することが想定される。 放射性降下物による被害は一般的に、放射性降下物が皮膚に付着することにより皮膚が被ばくし、あるいはこれを吸飲したり、汚染された飲料水や食物を摂取することにより内部被ばくする。 また、ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 【留意事項】 避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって皮膚被ばくを抑制するほか、口、鼻を汚染されていないタオル等で保護することや疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域の立入制限を確実に行之、避難住民の誘導や医療提供する要員の被ばく管理を適切に行うことが重要である。 また、核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。 ②生物兵器（B） 【事態様相】 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間中に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、人から人への感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否かにより被害の範囲が異なるが、人を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染による被害が拡大することが考えられる。 【留意事項】 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等疾病監視により、感染源、感染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止を行う必要がある。 ③化学兵器（C） 【事態様相】 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあ
---	---

	るもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 【留意事項】 国、市町村等関係機関の連携のもと、原因物質の検知及び汚染地域の特 定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台等に誘導するなど避難 措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因 物質の特性に応じた緊急医療活動を行うことが重要である。また、化学剤 は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当 該地域から原因物質を取り除く必要がある。
--	---

2 緊急対処事態

緊急対処事態とは、次の事態をいう。

緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生し た事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められる に至った事態（後日、対処基本方針において武力攻撃事態であることの認 定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処するこ とが必要なものをいう。 （事態対処法第22条）
--------	---

また、緊急対処事態の事態例として、次の4事態が基本指針により示されており、それぞ
れの事態例、事態様相については、次のとおりである。

なお、留意事項は、武力攻撃事態等を参考とする。

事態分類	想 定
(1) 危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃が行われる事態	【事態例①】 ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 【事態様相】 ・爆発、火災の発生 ・建物、ライフライン等が被災し社会経済活動に支障
	【事態例②】 ・危険物積載船への攻撃 【事態様相】 ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生 ・港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障
	【事態例③】 ・ダムへの攻撃による破壊 【事態様相】 ・下流地域に及ぼす被害が多大
(2) 多数の人が集合する施設及び大	【事態例】 ・大規模集客施設、文教施設、ターミナル駅、新幹線等の爆破

量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	【事態様相】 ・ 爆破による被害が多大
(3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	【事態例①】 ・ 放射性物質を混入させた爆弾(ダーティボム)等の爆発による放射能の拡散 【事態様相】 ・ 爆弾の破片、飛び散った物体による被害、熱及び炎による被害 ・ 放射線により正常な細胞機能が攪乱、皮膚、内臓が被ばく
	【事態例②】 ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 【事態様相】 ・ 潜伏期間内に感染者が移動し、判明したときは被害が拡大
	【事態例③】 ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 【事態様相】 ・ 風下に拡散し、人的被害が発生
	【事態例④】 ・ 水源地に対する毒素等の混入 【事態様相】 ・ 飲料水摂取による人的被害 ・ 農作物等への被害
(4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	【事態例】 ・ 航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ 【事態様相】 ・ 施設の破壊に伴う人的被害と周辺への被害が多大

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1節 県における組織・体制の整備

県は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局における平素の業務、即応体制の整備について定める。

第1 県における平素の業務

1 各部局等における平素の業務

各部局等は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための事務又は業務を行う。

(1) 【本庁各部局等】

部 名	課室名	所 掌 事 務 又 は 業 務
総務部	総合防災課	1. 県国民保護協議会の運営に関する事。 2. 県国民保護計画の見直しに関する事。 3. 実施体制の整備に関する事。 4. 職員の参集体制の整備に関する事。 5. 関係機関との連携体制の整備に関する事。 6. ボランティアの支援体制の整備に関する事。 7. 指定地方公共機関の指定等に関する事。 8. 警報、緊急通報及び避難・退避の指示等の連絡体制の整備に関する事。 9. 避難施設の指定等に関する事。 10. 救援の実施体制の整備に関する事。 11. 安否、被災情報の収集体制の整備に関する事。 12. 生活関連等施設・大規模集客施設等の把握、保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。 13. 特殊標章等及び特殊標章等の交付及び管理体制の整備に関する事。 14. N T T 東日本秋田支店、東北電力ネットワーク株式会社秋田支社、東北電力株式会社秋田支店の保安対

		策、被災情報の収集体制の整備に関すること。 15. 物資及び資材の備蓄、整備等に関すること。 16. 国民保護措置（緊急対処保護措置）の研修及び訓練に関すること。 17. 国民保護に関する普及・啓発に関すること。
	総合防災課 消防保安室	1. 高圧ガス・液化石油ガスの応急対策に関すること。
	秘書課	1. 報道関係機関との連絡体制の整備に関すること。
	秘書課報道・広聴室	1. 広報体制の整備に関すること。
	人事課	1. 職員の安否、被災情報の収集体制の整備に関すること。
政策企画部	高等教育振興課	1. 高等教育機関等との連絡・調整体制の整備に関すること
	デジタル政策推進課	1. 情報システムの保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。
人口戦略部	人口戦略課	1. 各地域振興局の県有財産（秋田を除く。）の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。
	こども支援課	1. 幼児、児童、教職員の安全指導に関すること。
観光文化スポーツ部	観光戦略課	1. 観光文化スポーツ部所管に係る施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。 2. 観光施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること
	交通政策課	1. J R 東日本秋田支社、第三セクター各社及びバス会社における保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。 2. 運送事業者との連絡・調整体制の整備に関すること。
	県産品振興課	1. 副食物の調達・斡旋体制の整備に関すること。
健康福祉部	福祉政策課	1. 健康福祉部所管に係る医療・保健・福祉施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。
	地域・家庭福祉課	1. 高齢者、障害者等の避難行動要支援者の支援体制の整備に関すること。 2. 義援金の受付・保管及び配分のための体制の整備に関すること。
	医務薬事課	1. 医療の確保体制の整備に関すること。 2. 救援における医療の提供及び助産の体制整備に関すること。 3. 毒物・劇物施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。 4. 赤十字標章等の交付及び管理体制の整備に関すること。

生活環境部	県民生活課	1. 生活環境部所管に係る施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。 2. 県民生活相談体制の整備に関する事。 3. 義援物資等の受付・保管及び配分のための体制の整備に関する事。
	環境保全課	1. 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の発生に起因する公害の検査体制の整備に関する事。
	循環型社会推進課	1. 武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)の発生に起因する廃棄物処理体制の整備に関する事。
	生活衛生課	1. 危険動物・ペット等の管理体制の整備に関する事。 2. 埋葬及び火葬のための体制の整備に関する事。
農林水産部	農林政策課	1. 農林水産部所管に係る施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。
	農業経済課	1. 農協等共同利用施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。
	農山村振興課	1. 農道の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。
	水田総合利用課	1. 主食の調達・斡旋体制の整備に関する事。
	畜産振興課	1. 家畜飼料の調達・斡旋体制の整備に関する事。
	農地整備課	1. 農地及び農業用施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。 2. 農村生活環境施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。
	水産漁港課	1. 水産関係の応急対策体制の整備に関する事。 2. 漁港海岸保全施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。
産業労働部	林業木材産業課	1. 林業関係の応急対策体制の整備に関する事。
	産業政策課	1. 産業労働部所管に係る施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。
	産業集積課	1. 工業団地施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。
	商工業振興課	1. 商業施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。
	クリーンエネルギー産業振興課	1. 鉱業関係施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。 2. 火薬類及び都市ガス施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。
	雇用労働政策課	1. 災害対策のための労働力の確保及び被災者に対する就業の斡旋体制の整備に関する事。
建設部	公営企業課	1. 所管する工業用水道施設、発電所の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。
	建設政策課	1. 建設部所管に係る施設等の保安対策、被災情報の収

		集体制の整備に関すること。 2. 建設用資機材の調達・斡旋体制の整備に関すること。
	都市計画課	1. 公園施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。
	下水道マネジメント推進課	1. 上下水道施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。
	道路課	1. 道路、橋梁等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。 2. 国土交通省及び東日本高速道路㈱所管に係る道路の被災情報の収集・連絡体制の整備に関すること。 3. 道路交通の確保・規制のための体制の整備に関すること。
	河川砂防課	1. 河川・ダム・海岸及び砂防に係る施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。 2. 国土交通省所管に係る河川の被災情報の収集・連絡体制の整備に関すること。 3. 水防活動の総合調整のための体制の整備に関すること。 4. 砂防関係の応急対策体制の整備に関すること。
	港湾空港課	1. 港湾・空港施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。
	建築住宅課	1. 長期避難住宅の供与体制の整備に関すること。 2. 応急仮設住宅の供与体制の整備に関すること。
	営繕課	1. 県有施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。
出納局	財産活用課	1. 国民保護措置（緊急対処保護措置）用車両の確保と配車体制の整備に関すること。 2. 財産活用課所管の県有財産（県庁舎、第二庁舎、秋田地方総合庁舎及び公舎等）の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。 3. 庁内電源及び通信線確保対策に関すること。
各課室共通		○ 上の定めによるほか、各事務部局において、必要に応じて、所要の対策を講ずるための備えに努める。

(2) 【地域振興局】

地域振興局	部 名	所 掌 事 務 又 は 業 務
	総務企画部	1. 職員の参集体制の整備に関すること。 2. 県対策本部等との連絡体制の整備に関すること。 3. 市町村との連絡体制の整備に関すること。 4. 管内における被災情報の収集体制の整備に関すること。 5. 広報体制の整備に関すること。

		6. 庁舎及び公舎等の施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。 7. 義援物資、義援金等の受付・保管体制の整備に関する事。 8. 管内の県機関との連絡体制の整備に関する事。
	福祉環境部	1. 社会福祉施設・保健衛生関係施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。 2. 医療・救護体制の整備に関する事。 3. 防疫・清掃体制の整備に関する事。
	農林部	1. 農林関係の施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。
	建設部	1. 土木関係の施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。
	その他の地方機関共通	○ 上の定めによるほか、各地方機関において、必要に応じて、所要の対策を講ずるための備えに努める。

2 他の執行機関における平素の業務

他の執行機関は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための事務又は業務を行う。

(1) 【教育庁】

教育庁	課 名	所 掌 事 務 又 は 業 務
	総務課	1. 職員の参集体制の整備に関する事。 2. 教育庁所管に係る施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。 3. 市町村教育委員会との連絡体制の整備に関する事。
	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	1. 児童、生徒、教職員の安全指導に関する事。
	生涯学習課 文化財保護室	1. 文化財に係る保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。

(2) 【警察本部】

警察本部	部 名	所 掌 事 務 又 は 業 務
	警務、生活安全、刑事、交通、警備の各部	1. 情報の収集及び伝達体制の整備に関する事。 2. 避難住民の誘導体制の整備に関する事。 3. 交通情報の収集体制の整備に関する事。 4. 生活関連等施設等重要施設の警備に関する事。 5. 被災者の救出、救助体制の整備に関する事。 6. 犯罪の予防、取り締まり体制の整備に関する事。

		7. 死体の見分及び身元確認体制の整備に関すること。 8. 警察通信の確保と通信統制のための体制の整備に関すること。
--	--	--

第2 即応体制の確保

県は、本計画の対象となる事態を覚知した後、迅速に実施体制を確立できるようにするために、平素における体制を次のとおり確保する。

1 24時間即応体制の確保

県は、総合防災課において、次表のとおり、24時間即応体制を確保する。通常の勤務時間内に加え、夜間・休日の場合にも不測の事態に対応するため、総合防災課内において、宿

区 分	時間帯	対応者
平 日	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	総合防災課員（受信者）
休 日	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	日直職員
夜 間	1 7 : 1 5 ~ 8 : 3 0	宿直職員

日直体制を実施し、確実に通知、通報を受信する体制を確保する。

また、通知、通報を受信したときは、その内容に応じて、「第3編 武力攻撃事態等（緊急対処事態）への対処―第2章 初動情報の処理」の定めに従い、知事、その他関係職員及び関係機関へ連絡することとなるため、県総合防災課は、平素においても常に、それらの連絡先を把握するとともに連絡手段の確保に努める。

2 各部局課室における連絡体制の確保

各部局主管課長は、平素において常に、当該部局付き職員及び当該部局の他の課室長等の連絡先を把握する。

また、各課室長等は、平素において常に、各所属職員の連絡先を把握する。

3 速やかな参集のための準備

各課室長等は、本計画で定める県対策本部等が設置された場合、参集対象となる職員が速やかに参集することができるよう「第3編 武力攻撃事態等（緊急対処事態）への対処―第3章 実施体制の確立」における参集基準や参集時の心得などの定めを平素から各所属職員へ周知・徹底する。

4 速やかな実施体制の確立のための準備

- (1) 各課室長等は、国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る事務又は業務を行う職員及びその代替職員をあらかじめ指名する。
- (2) 各課室長等は、「第3編 武力攻撃事態等（緊急対処事態）への対処－第3章 実施体制の確立」に掲げる【表4】参集の基準及び範囲の各課室における派遣職員数に応じて、あらかじめ県対策本部等の事務局職員となる職員及びその代替職員を指名する。

5 県対策本部等の機能の確保のための準備

県は、県対策本部等を設置した場合において、その機能が確保されるよう、次の事項について、整備に努める。

- (1) 通信の確保
通信の確保については、「第3 通信の確保」において定める。
- (2) 情報収集、提供体制の確保
県は、武力攻撃（緊急対処事態における攻撃）等の状況、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するため、インターネットポータルサイトの整備や広報体制を整備する。
- (3) 交代要員の確保のための職員の配置
県は、交代要員の確保のための職員の配置に留意する。
- (4) 自家発電設備の確保
県は、県対策本部等の機能が確保されるよう自家発電設備を確保する。
- (5) 仮眠設備の確保
県は、県対策本部等の機能が確保されるよう仮眠設備を確保する。
- (6) 食料、燃料等の備蓄
県は、県対策本部等の機能が確保されるよう必要な食料、燃料等の備蓄に努める。

第3 通信の確保

県は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保を図るため、自然災害等防災に関する通信網を活用する。

1 非常通信体制の整備

(1) 「秋田県総合防災情報システム」の活用

衛星通信等を使用した県総合防災情報システムにより、市町村、消防本部及び関係機関との連絡通信を確保する。

(2) 非常通信協議会に参加している事業用無線の活用

県警察や電力事業者など県内非常通信協議会に参加している事業者等の無線連絡網を活用し、市町村、消防本部及び関係機関との連絡通信を確保する。

(3) 防災相互通信用無線の活用

防災関係機関で共有している無線波を活用し、市町村、消防本部及び関係機関との連絡通信を確保する。

(4) 緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)及び全国瞬時警報システム(J-ALERT)の活用

緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)及び全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用し、国からの連絡通信を確保する。

2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

県は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えた非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

留意事項	・ 情報通信手段の施設について、非常通信の取り扱いや機械操作の習熟等を含めた管理・運用体制の充実を図る。
	・ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話の活用を図る。
	・ 無線通信系の通信輻輳時の混信等に十分留意し、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、警察無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・ 被災現場の状況を把握するため、防災において確保している県防災ヘリコプターや衛星車載局の活用を図る。
	・ 孤立集落が発生した場合は、衛星携帯電話の緊急設置を行うなど活用可能な手法の検討を行っていく。
	・ 停電になっても、通信設備が最低限度動作できるよう無停電電源設備の維持管理を適切に行う。
	・ 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。

- ・県と市町村等との防災における情報通信手段として整備している「秋田県総合防災情報システム」の維持管理を常時監視し、障害に速やかに対応できる体制を維持する。
- ・武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）時において確実な利用ができるよう、国民保護措置（緊急処置保護措置）の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

3 県警察における通信の確保

県警察は、東北管区警察局、県及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

第4 医療体制の確保

県は、武力攻撃事態等（緊急処理事態）における医療を確保するため、病院その他の医療機関である指定公共機関及び指定地方公共機関やその他の医療関係機関と連携して、救命救急体制、医療救護班の派遣体制及び傷病者の搬送体制を確立する必要があることから、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 保健医療福祉調整本部による体制の整備

県は、武力攻撃事態等において、保健医療福祉活動に従事する者の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備に努める。

(2) 「秋田県災害医療救護活動計画」の活用

県は、武力攻撃事態等（緊急処理事態）における医療を確保するため、県、医療関係団体、警察、消防機関等で構成する「秋田県救急・災害医療検討委員会」と連携し、「秋田県災害医療救護活動計画」を活用することとし、必要に応じて、その内容の見直し等必要な準備を行う。

(3) 災害・救急医療の対応能力の把握

県は、平素から災害・救急医療情報システム等を活用し、災害拠点病院等の所在、病床数などの災害・救急医療の対応能力の把握に努める。

2 救命救急体制の確立

武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）時には、多数の負傷者等の発生が予想されることから、県は、医療関係機関や消防機関と緊密に連携しつつ、次の事項に留意し、武力攻

撃災害（緊急処理事態における災害）時における救命救急体制の確立に努める。

- ① 救命救急搬送に関する消防機関の相互応援体制の整備
- ② 多数の負傷者や特殊な災害に対応できる救急処置用資機材の充実
- ③ トリアージ（患者選別）の実施体制の整備
- ④ 住民による応急手当の普及・啓発

3 医療救護班派遣体制の確立

(1) 医療の要請等

医療機関である指定地方公共機関及び医療関係団体等に対し、救護班の派遣など、適切な医療の実施を要請する方法を別途マニュアルに定める。この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

4 傷病者搬送体制の確立

(1) 「災害・救急医療情報システム」の活用

県は、的確かつ迅速な傷病者の搬送を行うため、医療機関の空床状況、対応可能な医療機関等の各種医療情報を収集している「災害・救急医療情報システム」を活用し、効率的な傷病者搬送体制の確立に努める。

また、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の規模や発生場所により、近隣県への搬送も必要となることから、各都道府県に導入されている「広域災害・救急医療情報システム」を活用した搬送体制の確立に努める。

(2) 消防本部の体制

各消防本部は、「災害・救急医療情報システム」により、「災害・救急医療情報センター」と連携し、医療機関の空床状況、診療科目等を確認し、搬送先を決定するための体制を整備するものとする。

(3) 県防災ヘリコプター等による搬送

県は、県防災ヘリコプター及び県ドクターヘリによる搬送が可能な県内又は近隣県の医療機関の連絡窓口、所在、診療科目等の把握に努める。

また、他県、自衛隊、海上保安庁が所有するヘリコプターの応援要請の手順、方法についても別途マニュアルに定めるものとする。

第5 関係機関との連携体制の整備

県は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するにあたり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であることから、次のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 関係機関の連絡先等の把握

県は、平素において常に、関係機関の連絡先、担当部署等の把握に努めるものとし、それらの情報を資料編に掲載する。

(2) 防災のための連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(3) 関係機関の計画との整合性の確保

県は、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(4) 関係機関相互の意思疎通

県は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関相互の意思疎通を図る。この場合において、県国民保護協議会の部会等を活用することにより、関係機関の積極的な参加が得られるよう努める。

2 国の機関との連携

(1) 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や本計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

(2) 防衛省・自衛隊との連携

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

(3) 指定地方行政機関との連携

県は、本県の区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

3 他の都道府県との連携

(1) 他の都道府県との連携

県は、広域にわたる避難や救援の応援などの国民保護措置（緊急対処保護措置）が円滑に実施されるよう、他の都道府県との連携を図る。

(2) 相互応援協定の締結等

県は、防災のために締結されている相互応援協定等に準じ、広域にわたる避難の実施体

制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における相互応援体制を整備する。

この場合において、武力攻撃事態等（緊急対処事態）に対処するため、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行った場合には、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

(3) 警察災害派遣隊の充実・強化

県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出勤できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出勤態勢の確立等必要な体制の整備を図る。

(4) 緊急消防援助隊による支援体制の整備

県は、消防機関と連携して、緊急消防援助隊による被災都道府県に対する支援を的確かつ迅速に行うために必要な体制の整備に努める。

(5) 隣接県との間での情報共有

広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、避難施設、運送手段等に関し、隣接する青森県、岩手県、宮城県及び山形県との間で平素から緊密な情報の共有を図る。

特に、生物剤による攻撃にあつては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、健康環境センター等の機関は、上記の隣接する県との間で緊密な情報の共有を図る。

(6) 他の都道府県に対する事務の委託のための準備

県は、隣接する青森県、岩手県、宮城県及び山形県に対し、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、必要に応じて、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に必要な事務又はその事務の一部を委託する場合に備えて必要な準備を行う。

4 市町村との連携

(1) 市町村との連携

県は、本県の区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）が円滑に実施されるよう、県内の市町村との緊密な連携を図る。

この場合において、特に、県からの避難の指示に対応して市町村が策定することとなる避難実施要領や救援における役割分担等、県と市町村間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

(2) 市町村の行うべき事務の代行

県は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）により、市町村が事務を行うことができなくなったとき、市町村長の行うべき国民保護措置（緊急対処保護措置）の全部又は一部を市町村に代わって行う場合に備えて、必要に応じ、調整を図る。

(3) 市町村国民保護計画の協議

県は、市町村の国民保護計画の協議を通じて、県が行う国民保護措置（緊急対処保護措置）と市町村の行う国民保護措置（緊急対処保護措置）との整合性の確保を図る。

(4) 市町村間の連携の確保

県は、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることや、防災のため締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援・協力することなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置（緊急対処保護措置）の整合性の確保を図る。

(5) 消防機関の応援態勢の整備

県は、県内消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、県内消防機関との調整や応援態勢の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）に対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について把握する。

(6) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等重要な役割を担うことから、県は、市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、各種情報提供、施設・設備の整備の支援等を行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県は、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置（緊急対処保護措置）についての研修を実施するとともに、国民保護措置（緊急対処保護措置）についての訓練に消防団の参加について配慮する。

5 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握等

県は、本県の区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）が円滑に実施されるよう、関係指定公共機関及び指定地方公共機関との緊密な連携を図る。

(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画の報告

県は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行う。

(3) 関係機関との協定の締結等

県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、県は、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、市町村と協力して、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置（緊急対処保護措置）についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実に努める。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社秋田県支部、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図りながら、武力攻撃事態等（緊急対処事態）においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第2節 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等

第1 市町村における組織・体制の整備等

1 各部局等における平素の業務

市町村は、各部局等における平素の業務を定め、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するための準備を行うものとする。

2 即応体制の確保

市町村は、本計画の対象となる事態を覚知した後、迅速に実施体制を確立できるようにするために、常備消防体制との連携を図りつつ、速やかに市町村長及び国民保護担当職員への連絡が取れる当直等の強化を図るなどの国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に必要な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

3 通信の確保

市町村は、防災行政無線等の整備に努めることとし、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

第2 指定地方公共機関における組織・体制の整備等

指定地方公共機関は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置（緊急対処保護措置）に必要な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

第2章 警報及び緊急通報に関する平素からの備え

知事は、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）から総務大臣を経由して、警報の通知を受けたときは、関係機関に通知するとともに、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設を管理する者に伝達するよう努めなければならない。

また、知事が発令する緊急通報については、警報の通知、伝達の方法に準ずることとなることから、併せて、平素からの備えとして、必要な事項について以下のとおり定める。

1 県における警報の通知及び伝達に必要な準備

(1) 警報の通知先となる関係機関

国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）が発令した警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知をする市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先は、資料編に掲げる。

(2) 大規模集客施設等に対する警報の通知のための準備

県は、消防庁から警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこととされている県内の学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、官公庁、事業所その他多数の者が利用又は居住する施設について、市町村長と分担して伝達を行うこととし、知事が伝達する施設の連絡先等を資料編に掲げる。

(3) 市町村に対する支援

知事は、市町村が高齢者、障害者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行い、県警察は、住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築する。

2 市町村における警報の通知及び伝達に必要な準備

市町村長は、住民及び関係団体への警報の伝達方法等についてあらかじめ定め、平素から連絡先等の把握や連絡手段の確保に努めるものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町村は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町村国民保護計画に定めるものとする。

3 指定地方公共機関における警報の通知及び伝達に必要な準備

指定地方公共機関は、県から警報又は緊急通報を受けたときの対応について、指定地方公共機関の国民保護業務計画に定めるものとする。

特に、放送事業者である指定地方公共機関は、警報又は緊急通報についての放送を行うために必要な事項について、その国民保護業務計画に定めるものとする。

第3章 避難及び退避に関する平素からの備え

県は、国対策本部長（国緊急処理事態対策本部長）から避難措置の指示を受けたときは、避難の指示を行わなければならない。

また、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるとき、知事が自ら行う退避の指示についても、避難の指示の方法に準ずることとなることから、併せて、避難に関する平素からの備えとして、必要な事項について以下のとおり定める。

第1 県における避難及び退避に関する平素からの備え

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を集約・整理し、準備する。

【県対策本部等において集約・整理すべき基礎的資料】

- ①地図……………各種の情報の地理的状況を明らかにするための地図。
(1/1,500～1/100,000程度の縮尺の地形図、住宅地図、道路網図、施設等位置図等)
- ②人口分布……………市町村毎の人口分布、世帯数、昼夜別人口の統計数値。
- ③道路網一覧……………避難経路として想定される高速道路、国道、県道等幹線的な道路網一覧。
- ④避難輸送力一覧……………運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等が保有し、避難住民等の輸送に使用可能なバス、船舶、航空機等の輸送力に関する資料。
- ⑤避難施設一覧……………秋田県指定避難施設の一覧。(データベース完成後は、各県の情報が含まれるデータベースを活用する。)
- ⑥生活関連等施設一覧……………避難経路の設定等避難の指示の内容に影響を与えかねない一定規模以上のものに関する資料。
- ⑦関係機関連絡先一覧……………避難に係る機関の連絡先等一覧。

(2) 避難実施要領のパターン作成に対する支援

市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、県及び県警察は、避難経路の選定等について必要な助言を行う。

(3) 動物の保護等に関する配慮

県は、国（環境省・農林水産省）の定めた「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」を踏まえ、以下の事項について整備に努める。

- ① 危険動物等の逸走対策に係る所有者・飼養状況の把握、関係機関との連絡・協力体制の整備
- ② 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等の措置に係る関係機関との連絡・協力体制の整備、必要な資材等の確保

2 避難における輸送力等及び運送経路の把握

県は、避難住民を運送するための平素における準備として、運送事業者等の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議のうえ、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 輸送力の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、県、市町村等関係機関が有する避難住民の輸送力について、次表の種別毎の基準に従い、輸送機器の数や定員等といった輸送力に関する基本情報やそれらを活用する際の連絡方法等について、平素から把握に努める。

種 別	把握する基本情報の基準	把握先
①バ ス	保有する車両の種類毎の台数、定員等	バス輸送事業者
②船 舶	保有する船舶の種類毎の台数、定員等	船舶輸送事業者
③航空機	保有する航空機の種類毎の台数、定員等	航空輸送事業者

(2) 輸送関連施設に関する情報の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、県、市町村等関係機関が管理する輸送関連施設に関する情報について、次表の種別毎の基準に従い、基本情報やそれらを活用する際の連絡方法等について、平素から把握に努める。

種 別	把握する基本情報の基準	把握先
①道 路	路線名、起点・終点等	道路管理者
②鉄 道	路線名、終始点駅名等	鉄道事業者
③港 湾	港湾名、係留施設数等	施設管理者
④飛行場	飛行場名、滑走路本数等	施設管理者
⑤ヘリポート	ヘリポート名等	施設管理者

(3) 避難・運送経路の把握等

県は、徒歩やバスなど道路を利用する避難・運送経路として、防災のための「緊急輸送

道路ネットワーク計画」を活用するものとし、必要に応じ見直しを行うなど、避難・運送経路の確立を図る。

3 交通の確保に関する体制の整備等

(1) 武力攻撃事態等（緊急対処事態）における交通規制

県警察は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）における交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

(2) 交通管理体制の整備

県警察は、武力攻撃事態（緊急対処事態）における広域交通管理体制の整備を図る。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続き

県警察は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続きを定めるとともに、確認制度の整備を図る。

(4) 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接な連携を図るように努める。

(5) 道路交通の確保

県は、避難のための道路交通の確保について、関係機関と相互に緊密な連携を図る等、平素から必要な準備に努める。特に、自衛隊基地周辺における避難については、国との密接な連携を図る。

また、積雪期において武力攻撃事態等（緊急対処事態）が発生した時には、道路交通について、他の季節に比べ、より大きな障害、混乱が予想されることから、県は、防災のための県防災会議雪害対策部会における対策を踏まえ、関係機関と相互に緊密な協力体制をとり、次のとおり、積雪期における道路交通の確保対策を講ずる。

① 県は、各道路管理者との緊密な連携のもとに、国道、県道、市町村道及び高速自動車道の整合性のとれた除雪体制の強化を図る。

また、地形や除雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強を促進する。

② 県は、各道路管理者との緊密な連携のもとに、冬季交通確保のため、堆雪スペースを備えた道路の整備や雪崩等による交通遮断を防止するため、雪崩防止柵等の施設の整備を促進する。

4 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方

県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏

まえ、市町村と連携して、避難施設を指定する。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

- ① 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設を指定するよう配慮する。
- ③ 事態等において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- ④ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は、避難施設として指定しないよう配慮する。
- ⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ⑥ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続き

県は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書により得て、指定する。

また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その施設の管理者に対し文書により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

県は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届け出るよう周知する。

(5) 避難施設データベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、データベース化による全国的な避難施設情報の共有化を図るため、避難施設の情報を国に報告する。

また、避難施設の変更があった場合は、定期に国に報告する。

(6) 市町村、関係機関及び住民に対する情報提供

県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町村に提供する。

また、避難、救援を的確かつ迅速に行うため、県警察、消防、指定地方公共機関等関係機関に対し、避難施設データベースの情報を提供する。

住民に対しても、県警察、市町村、消防等の協力を得て、避難施設の場所、連絡先等、住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

第2 市町村における避難及び退避に関する平素からの備え

1 避難実施要領のパターンの作成

市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障害者等避難行動要支援者の避難方法等について配慮するものとする。

2 避難施設、避難方法の周知

市町村は、避難誘導に際して主体的な役割を担うことから、住民に対し広報誌等を活用して避難施設の場所や避難方法の周知に努めることが求められるため、周知の方策等について、市町村国民保護計画に定めるものとする。

3 運送体制の整備等

市町村は、避難誘導に際して主体的な役割を担うことから、自ら市町村内における避難住民等の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市町村内の輸送力等に関する情報を把握するものとする。

第3 指定地方公共機関における避難及び退避に関する平素からの備え

指定地方公共機関は、避難措置が行われる場合の対応について、必要に応じて指定地方公共機関の国民保護業務計画に定めるものとする。

特に、運送事業者である指定地方公共機関は、避難住民の運送を行うために必要な事項について、その国民保護業務計画に定めるものとする。

第4章 武力攻撃災害（緊急対応事態における災害）への対応に関する平素からの備え

第1節 県における武力攻撃災害（緊急対応事態における災害）への対応に関する平素からの備え

第1 生活関連等施設の安全確保に関する備え

武力攻撃事態等（緊急対応事態）において、国民生活に関連する施設や危険物質等の取扱施設等に被害が生じた場合、国民生活に著しい影響を及ぼすおそれがあることから、安全の確保に特別の配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の把握

県は、県内に所在する生活関連等施設を把握するとともに、以下に掲げる項目について整理する。

- ・ 施設の種類
- ・ 名称
- ・ 所在地
- ・ 管理者名
- ・ 連絡先
- ・ 危険物質等の内容物
- ・ 施設の規模

(2) 関係機関等に対する情報提供

知事は、県警察、秋田海上保安部、消防機関、自衛隊等に対し、生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保を図る。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、国民保護法における生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知する。

また、県警察及び秋田海上保安部と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安

全確保の留意点を周知させるとともに、施設管理の実態に応じた連絡網を整備する。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

(3) 管理者に対する通知

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存の保安規程等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等（緊急対処事態）における安全確保措置について定めるように通知する。

この場合において、施設の管理者が、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

(4) 管理者に対する助言

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

第2 県が管理する公共施設等における警戒

県が管理する公共施設については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があることから、施設管理者である県は、以下のとおり、予防対策を行う。

県は、その管理している公共施設について、特に情勢が緊迫している場合において、必要に応じ、警戒等の措置を講ずる。

第3 保健衛生の確保に関する備え

1 健康相談体制の整備

県は、市町村等と連携し、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）時には、保健師等により避難住民等のニーズに的確に対応した健康管理を行うため、その実施体制を整備する。

2 防疫活動体制の整備

県は、市町村等と連携し、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）時における防疫活動を行うものとし、その実施体制を整備する。

第4 廃棄物の処理に関する備え

平素から、県は、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）時に予想される大量の廃棄物を処理するためには、どのような特例業者に委託すべきかを検討するものとする。

第5 文化財の保護に関する備え

県は、貴重な県民の財産である国・県指定文化財を武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）から防護し、後世に伝えるために、必要な準備を、以下のとおり定める。

1 文化財の現況の把握

県は、県内の国・県指定文化財等の所在、所有者・管理者、連絡先等について把握する。

2 文化財所有者・管理者、地域住民に対する啓発

県教育委員会は、文化財所有者・管理者、地域住民に対し、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生した際には、迅速・的確に消火活動、搬出・保全活動が行える体制をあらかじめ定めるよう啓発に努める。

3 関係機関との連携体制の整備

県教育委員会は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の発生に備え、以下の関係機関等との連絡窓口を把握するなど、連携体制を整備する。

- (1) 文化庁の担当部署
- (2) 関係市町村の教育委員会
- (3) 消火等のため出動を要請する消防機関
- (4) 国・県指定文化財の搬出・保全場所

第6 被災情報の収集・報告に関する備え

1 情報収集・連絡体制の整備

県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告にあたる担当者を定めるとともに、必要な体制を整備する。

2 被災情報収集のための準備

県は、市町村に対し、被災情報の報告を火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した情報を速やかに県に報告するよう周知する。

第2節 市町村における武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処に関する平素からの備え

1 生活関連等施設の安全確保に関する備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとする。

2 市町村が管理する公共施設等における警戒

市町村は、その管理している公共施設について、特に情勢が緊迫している場合において、必要に応じ、県の措置に準じて、県警察と連携を図りつつ、警戒等の措置を講ずるものとする。

3 保健衛生の確保に関する備え

市町村は、消毒、清掃の実施、病虫害等の駆除の実施を行うための体制を整備するものとする。

4 文化財の保護に関する備え

市町村は、市町村内の市町村指定文化財の所在、所有者・管理者、連絡先等について把握するなど必要な準備に努めるものとし、あらかじめ必要な事項について市町村国民保護計画に定めるものとする。

5 被災情報の収集・報告に関する備え

市町村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡にあたる担当者を定めるとともに、必要な体制を整備するものとする。

第5章 救援に関する平素からの備え

県は、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）から救援の指示を受けたとき、所要の救援に関する措置を実施しなければならない。

また、事態に照らし緊急を要し、救援の指示を待ついとまがないと認めるときは、当該救援の指示を待たないで、所要の救援に関する措置を行うことができる。

これらの所要の救援に関する措置を実施するための平素からの備えとして、必要な事項について以下のとおり定める。

第1 県における救援に関する平素からの備え

1 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

県は、的確かつ迅速に救援に関する措置を実施できるよう、本章の定めに従い、避難のために集約した資料に加えて、必要な基礎的資料を集約・整理するなど、準備に努める。

(2) 市町村との調整

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととすることができることから、市町村が行う救援に関する措置の内容等について、市町村と調整する。

2 救援物資の輸送力等及び運送経路の把握

県は、救援物資を運送するための平素における準備として、運送事業者等の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議のうえ、運送ネットワークの形成に努めながら、救援物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 輸送力の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、県、市町村等関係機関が有する救援物資の輸送力について、次表の種別毎の基準に従い、輸送機器の数や最大積載量といった輸送力に関する基本情報やそれらを活用する際の連絡方法等について、平素から把握に努める。

種 別	把握する基本情報の基準	把握先
①トラック	保有する車両の種類毎の台数、積載量等	トラック輸送事業者
②船 舶	保有する船舶の種類毎の台数、積載量等	船舶輸送事業者
③航空機	保有する航空機の種類毎の台数、積載量等	航空輸送事業者

(2) 輸送関連施設に関する情報の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、県、市町村等関係機関が管理する輸送関連施設に関する情報について、次表の種別毎の基準に従い、基本情報やそれらを活用する際の連絡方法等について、平素から把握に努める。

種 別	把握する基本情報の基準	把握先
①道 路	路線名、起点・終点等	道路管理者
②鉄 道	路線名、終始点駅名等	鉄道事業者
③港 湾	港湾名、係留施設数等	施設管理者
④飛行場	飛行場名、滑走路本数等	施設管理者
⑤ヘリポート	ヘリポート名等	施設管理者

(3) 運送経路の把握等

県は、救援物資の運送経路として、防災のための「緊急輸送道路ネットワーク計画」を活用するものとし、必要に応じ見直しを行うなど、運送経路の確立を図る。

3 交通の確保に関する体制の整備等

県は、「第3章 避難及び退避に関する平素からの備え－第1－3 交通の確保に関する体制の整備等」に準じて救援のための交通の確保を図る。

4 救援の種類毎の準備

県は、所要の救援に関する措置として、的確かつ迅速に避難住民等に対し「第3編 武力攻撃事態等（緊急対処事態）への対処－第6章 救援－第2 救援の種類毎の活動」を実施するため、次のとおり平素から準備を行う。

(1) 収容施設の供与のための準備

県は、収容施設の供与を行うため、次のとおり、必要な準備を行う。

① 収容施設として活用できる施設の把握

県は、**収容施設（避難所（※特に、宿泊施設の居室、長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等を含む。））として活用できる建物等のほか、国が管理する施設、移動可能な施設、車両等及び応急仮設住宅の建設用地の把握に努め、その一覧を随時更新する。**

② 避難所の開設のための事務手続き

県は、避難所の開設のための事務手続きについて、別途、マニュアルに定める。

③ 避難所管理・運営マニュアルの作成

県は、避難所の管理・運営について、別途、マニュアルに定める。

④ 長期避難住宅及び応急仮設住宅の設置のための準備

県は、長期避難住宅及び応急仮設住宅の設置のための役割分担、事務手続きについて、別途、マニュアルに定める。

また、長期避難住宅及び応急仮設住宅の設置のための施工業者や資機材の調達方法の把握に努め、その一覧を随時更新する。

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給のための準備

県は、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給を行うため、次のとおり、必要な準備を行う。

① 対象となる物資の種類の設定

県は、炊き出しその他の方法により行う食品の給与及び飲料水の供給の対象となる物資の種類についてあらかじめ設定する。

② 物資の調達、配分及び輸送のための準備

県は、①で設定した種類毎の調達のため、大量の食料や飲料水の調達可能なスーパー、給食センター等の把握に努めるとともに、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給のための事務手続きや関係機関との連携方法等について、別途、マニュアルに定める。

(3) 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与のための準備

県は、被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与を行うため、次のとおり、必要な準備を行う。

① 対象となる物資の種類の設定

県は、被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与の対象となる物資の種類についてあらかじめ設定する。

② 物資の調達、配分及び輸送のための準備

県は、①で設定した種類毎の調達のため、大量の当該物資の調達可能な流通業者等の把握に努めるとともに、被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与のための事務手続きや関係機関との連携方法等について、別途、マニュアルに定める。

(4) 医療の提供及び助産のための準備

県は、医療の提供及び助産を行うため、次のとおり、必要な準備を行う。

① 関係医療機関に関する情報の把握

県は、災害・救急医療情報システム等を活用し、災害拠点病院等の所在、病床数などの情報の把握に努める。

② 災害医療救護活動計画の活用

県は、医療の提供及び助産を実施する体制については、防災のための災害医療救護活動計画を活用することとし、「第1章 組織・体制の整備等—第4 医療体制の確保—3 医療救護班派遣体制の確立」のとおり、実施体制の確立に努める。

また、必要に応じて、その内容の見直し等必要な準備を行う。

(5) 被災者の捜索及び救出のための準備

県は、被災者の捜索及び救出を行うため、次のとおり、必要な準備を行う。

① 関係機関に関する情報の把握

県は、関係機関が有する被災者の捜索及び救出のための対応能力の把握に努めるとともに、関係機関との連携方法等について、別途、マニュアルに定める。

② 県防災ヘリコプター等の活用のための準備

県は、県防災ヘリコプターによる被災者の捜索及び救出のための必要な準備に努めるとともに、県警察、他県、自衛隊、海上保安庁が所有するヘリコプターとの連携体制を構築し、応援要請の手順、方法についても、別途、マニュアルに定める。

(6) 埋葬及び火葬のための準備

県は、埋葬及び火葬を行うために、墓地及び火葬場の所在等基本情報の把握に努めるとともに、埋葬及び火葬のための事務手続きや関係機関との連携方法等について、別途、マニュアルに定める。

(7) 電話その他の通信設備の提供のための準備

県は、避難所において必要に応じて電話、インターネット等が利用できるよう通信端末機器その他必要な通信設備を設置するため、確保できる機器等の種類、数量等の把握に努めるとともに、事務手続きや関係機関との連携方法等について、別途、マニュアルに定める。

(8) 福祉サービスの提供

県は、避難生活において高齢者、障害者、乳幼児等の避難行動要支援者その他特に配慮を要する者の情報の把握、これらの者からの相談対応、これらの者に対する避難生活上の支援及び福祉避難所の設置に努めるとともに、事務手続きや関係機関との連携方法等について、別途、マニュアルに定める。

(9) 住宅応急修理のための準備

県は、住宅の応急修理を行うため、施工業者や資機材の調達方法の把握に努めるとともに、事務手続きや関係機関との連携方法等について、別途、マニュアルに定める。

(10) 学用品の給与のための準備

県は、学用品の給与を行うため、学用品の調達方法の把握に努めるとともに、事務手続きや関係機関との連携方法等について、別途、マニュアルに定める。

(11) 死体の捜索及び処理のための準備

県は、死体の捜索及び処理を行うため、次のとおり、必要な準備を行う。

① 死体の捜索における関係機関に関する情報の把握と県防災ヘリコプターの活用

県は、(5) の定めに準じて、必要な準備を行う。

② 死体の処理のための準備

死体の処理は、関係機関と連携して県が時期及び場所を決定したうえで、原則として救護班が行うこととなることから、その連携方法及び事務手続きについて、別途、マニュアルに定める。

また、県は、死体の一時保管場所の候補となる施設・場所の把握に努める。

(12) 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去のための準備

県は、当該土石、竹木の除去を行うため、施工業者や資機材の調達方法の把握に努めるとともに、事務手続きや関係機関との連携方法等について、別途、マニュアルに定める。

第２ 市町村における救援に関する平素からの備え

市町村は、知事との調整の結果、市町村長が行うこととされた救援に関する措置については、迅速に当該救援に関する措置を行うため必要な事項について、その国民保護計画に定めるものとする。

第３ 指定地方公共機関における救援に関する平素からの備え

指定地方公共機関は、救援に関する措置が行われる場合の対応について、指定地方公共機関の国民保護業務計画に定めるものとする。

特に、医療関係機関及び救援物資輸送関係機関である指定地方公共機関は、救援に関する措置に係る要請を受けた場合に必要な事項について、その国民保護業務計画に定めるものとする。

第6章 安否情報の収集・提供に関する平素からの備え

第1 県における安否情報の収集・提供に関する平素からの備え

1 安否情報の種類及び報告様式

県が収集する避難住民及び武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）により死亡し又は負傷した住民の安否情報は以下のとおりであり、県が消防庁に安否情報を報告する様式は、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書である。

【収集・報告すべき安否情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ その他個人を識別するための情報
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者からの照会に対する回答（①～⑪）の希望
- ⑬ 知人からの照会に対する回答（①⑦⑧）の希望
- ⑭ ①～⑪について親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し、回答又は公表することへの同意

2 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ ①～⑩について親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し、回答することへの同意

2 安否情報収集のための体制整備

県は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者、回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、市町村の行う安否情報の収集を支援するという立場であることから、あらかじめ、市町村の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

3 安否情報の収集のための準備

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関、諸学校等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先及び報告様式等について、避難施設の管理者等に周知徹底を図る。

第2 市町村における安否情報の収集・提供に関する平素からの備え

1 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行うものとする。

2 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握するものとする。

第7章 物資及び資材の備蓄、整備等

県が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

第1 県における物資及び資材の備蓄、整備等に関する平素からの備え

1 基本的考え方

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるものとする。

しかしながら、国民保護措置特有の対応が必要となる場合もあると考えられることから、県は、そのような想定にも配慮して、市町村と連携して、備蓄の充実を図る。

(2) 国との連携

県は、国民保護措置のため特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携のもとで対応する。

(3) 物資及び資材の多様な確保方法

県は、国民保護措置のため必要となる物資及び資材について、できる限り公的備蓄や整備に努めるものであるが、公的備蓄や整備により難しい場合は、流通備蓄やその他の方法により必要な物資及び資材を確保するため、生産・流通・保管事業者等との協定の締結など必要な準備に努める。

2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備

(1) 防災のための備蓄との関係

県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施にあたり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備を行う。

(2) 国民保護措置の実施のために特に必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県としては、国の整備の状況等を踏まえ、国と連携しつつ対応する。

(3) 救援物資の確保のための調達体制

県は、救援等のための生活関連物資を確保するため、生産・流通・保管事業者等と優先的に調達を行える体制の整備を図る。

特に、弁当・おにぎり、ミネラルウォーター、その他の副食物等の食料の確保については、全国展開している大手量販店等から優先的に食料の調達を行う流通備蓄方式とし、協定の締結に取り組む。

3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検

(1) 施設及び設備の整備及び点検

県は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) 復旧のための各種資料等の整備等

県は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地積調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータを活用しつつ、その適切な保存を図る。

第2 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

市町村及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のため必要な物資及び資材について、防災のための備蓄を含め備蓄品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

第8章 研修及び訓練

県職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等（緊急対処事態）における対処能力の向上に努める必要がある。このため、県における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 国の研修機関における研修の活用

県は、危機管理を担当する専門職員や国民保護法制に関する実践的知識を有する職員を育成するため、消防大学校等国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 県における研修の実施

県は、職員の危機管理に対する意識の向上と知識習得及び実践対処能力強化を図るため、研修を実施する。

また、消防学校においては、消防職員及び消防団員に対して、国が作成するビデオ教材等を活用して国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する研修を実施する。

研修の実施に当たっては、危機管理に関する知見を有する国の職員、自衛隊、警察、テロ動向等危機管理の有識者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 県における訓練の実施

県は、市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置（緊急対処保護措置）についての訓練を実施し、武力攻撃事態等（緊急対処事態）における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、自衛隊、海上保安庁、警察、消防等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 県と自衛隊との共同訓練

県と自衛隊は、防災のための連携体制を活用しつつ、NBC攻撃による災害への対処その他武力攻撃事態等（緊急対処事態）において特有の事項を含め、平素から連携体制を構築し、自衛隊の部隊等による国民保護措置（緊急対処保護措置）が円滑に実施できるよう、相互の情報連絡体制の充実、共同の訓練の実施等に努めるものとする。

(3) 訓練区分及び訓練の実施方法

①図上訓練

県は、市町村及び関係機関と共同で、情報の伝達・収集、意思決定、指揮能力を養成する訓練を実施する。

②実動訓練

県は、各種武力攻撃事態等（緊急対処事態）の類型に基づいた被害想定により、人員、物資等を動かして、総合的又は個別的な訓練を実施する。

・総合訓練

県、市町村及び関係機関は、共同して、被害想定に基づく一連の連続状況下における総合的な訓練を実施する。

・個別訓練

県、市町村及び関係機関は、単独あるいは関係機関合同による、訓練項目を選定した個別的な訓練を実施する。

(4) 訓練項目

県、市町村及び関係機関は、下記訓練項目に基づき、訓練の実施に努める。

訓練項目	内 容
①情報伝達訓練	関係機関が所有する通信施設を活用し、警報等の発令、避難の指示等を住民へ確実に伝達する訓練
②被災・安否情報収集訓練	関係機関からの被災・安否情報の収集、整理を行う訓練
③広報訓練	住民に対し、国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する情報を的確かつ迅速に提供する訓練
④対策本部等運営訓練	関係機関の参加による、武力攻撃事態等（緊急対処事態）発生時における本部の設置、職員の参集、情報の収集・整理・分析等本部運営の訓練
⑤避難訓練	関係機関、住民参加による避難誘導、職員等の配置、避難経路・避難施設の確認、避難施設の開設等住民避難訓練
⑥救援訓練	炊き出し、生活必需品の供与、物資運送機関への伝達、輸送経路等救援に関する訓練
⑦特殊災害訓練	NBC災害に対処するため、関係機関参加の下に、情報伝達、救出・救助、物質特定、除染、医療救護等の訓練

(5) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置（緊急対処保護措置）と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置（緊急対処保護措置）の訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置（緊急対処保護措置）についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等にあたり、特に高齢者、障害者等避難行動要支援者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時には、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業に反映する。
- ④ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に努め、訓練の開催時期、

場所等は住民の参加が容易となるよう配慮する。

- ⑤ 県は、学校、病院、大規模集客施設、事業所その他多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達、避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

なお、訓練の実施に関し要請があったときには、職員の派遣など必要な支援・協力を行う。

- ⑥ 県警察は、必要に応じ、標示の設置、警察官の指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。

- ⑦ 県は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めるものとする。

第9章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であり、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において、住民がとるべき行動等に関する啓発について、必要な事項を次のとおり定める。

第1 県における国民保護に関する啓発

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、ホームページ、テレビ等の様々な広報媒体を活用し、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの出前講座や研修会等を実施する。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全確保及び災害対応能力の育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育が行われるよう努める。

2 住民がとるべき対処及び住民の協力に関する啓発

(1) 住民が取るべき対処等の啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、県は、我が国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合にとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

また、避難を行う際には、交通の混乱防止のため、できるだけマイカーによる避難を行わないなどの協力について啓発に努める。

(2) 住民の協力に対する啓発

県は、武力攻撃事態等が発生した場合、住民の避難、避難住民等への救援、消火活動、負傷者の搬送、被災者の救助、被災による廃棄物の処理等住民の自発的な協力について啓発に努める。

(3) 備蓄の推進に関する啓発

県は、住民に対し、非常時に備え、3日分の飲料水及び食料品の確保を図るよう、広報誌等あらゆる広報媒体を活用しつつ、啓発に努める。

(4) 訓練の参加に関する啓発

県は、住民の訓練への積極的な参加について啓発に努める。

(5) 運転者がとるべき措置の周知

県警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知に努める。

第2 市町村における国民保護に関する啓発

市町村は、県が実施する啓発に準じて、様々な広報媒体を活用し住民に対する啓発を行うよう努めるものとし、県国民保護計画に準じ、市町村国民保護計画に国民保護に関する啓発に必要な事項を定めるものとする。

第3編 武力攻撃事態等（緊急対処事態）への対処

第1章 対処活動の原則

本編においては、武力攻撃事態等（緊急対処事態）の認定に繋がる可能性のある事案発生から事態が終息するまでの間、秋田県の区域内において、県及び関係機関（管内の市町村、国、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関）並びにこれらの機関から要請を受けた法人又は個人が、国民保護法とその関連法令に基づき実施する措置を「対処活動」と定義し、これら「対処活動」のうち、本県の実施する対処活動を次のとおり、8つの活動に区分し、その具体的方法について第2章から第9章までに定める。

なお、県の組織内における詳細な実践手順については、別途定めたマニュアルによる。

1 対処活動の区分

「対処活動」を次の8つの活動に区分する。

(1) 初動情報の処理

(2) から (5) の「対処活動」の発端となる情報を「初動情報」とする。

この初動情報を受信したときの対応を「初動情報の処理」とし、具体的方法を「第2章 初動情報の処理」に定める。

(2) 実施体制の確立

初動情報を受信したとき、「(1) 初動情報の処理」の対応を経て実施する「県対策本部（緊急対処事態対策本部）の設置」等、実施体制の整備に関する活動を「実施体制の確立」とし、具体的方法を「第3章 実施体制の確立」に定める。

(3) 避難・退避

初動情報として、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）からの「避難措置の指示」若しくは「他の都道府県における避難措置の指示の通知」、又は、市町村長、消防吏員、警察官、海上保安官からの武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生した若しくは発生するおそれがあるとの「通報」を受けたとき、「(1) 初動情報の処理」の対応を経て実施する「避難の指示」、「退避の指示」等、「避難」又は「退避」に関する活動を「避難・退避」とし、具体的方法を「第4章 避難・退避」に定める。

(4) 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処

初動情報として、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）からの「警報」、又は、市町村長、消防吏員、警察官、海上保安官からの武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生した又は発生するおそれがあるとの「通報」を受けたとき、「(1) 初動情報の処理」の対応を経て実施する「生活関連等施設における安全確保措置」、「警戒区域の設定」等に

関する活動を「武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処」とし、具体的方法を「第5章 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処」に定める。

また、初動情報として、消防庁長官からの「消防の応援等の指示」があったとき、「(1) 初動情報の処理」の対応を経て実施する「他の都道府県の被災市町村の消防の応援」等に関する活動も、同様に第5章に定める。

(5) 救援

「第4章 避難・退避」の措置を行った場合、又は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生した場合において、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）からの「救援の指示」を受けたとき、又は、緊急を要し、「救援の指示」を待ついとまがないと認められるとき、実施する避難住民等に対する救援に関する活動を「救援」とし、具体的方法を「第6章 救援」に定める。

また、初動情報として、内閣総理大臣からの「救援の応援の指示」があったとき、「(1) 初動情報の処理」の対応を経て実施する「他の都道府県知事の実施する救援の応援」等に関する活動も、同様に第6章に定める。

(6) 安否情報の収集・提供

武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、避難住民及び武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報を収集、整理し、照会に応じてそれらの情報を提供することに関する活動を「安否情報の収集・提供」とし、具体的方法を「第7章 安否情報の収集・提供」に定める。

(7) 国民生活の安定

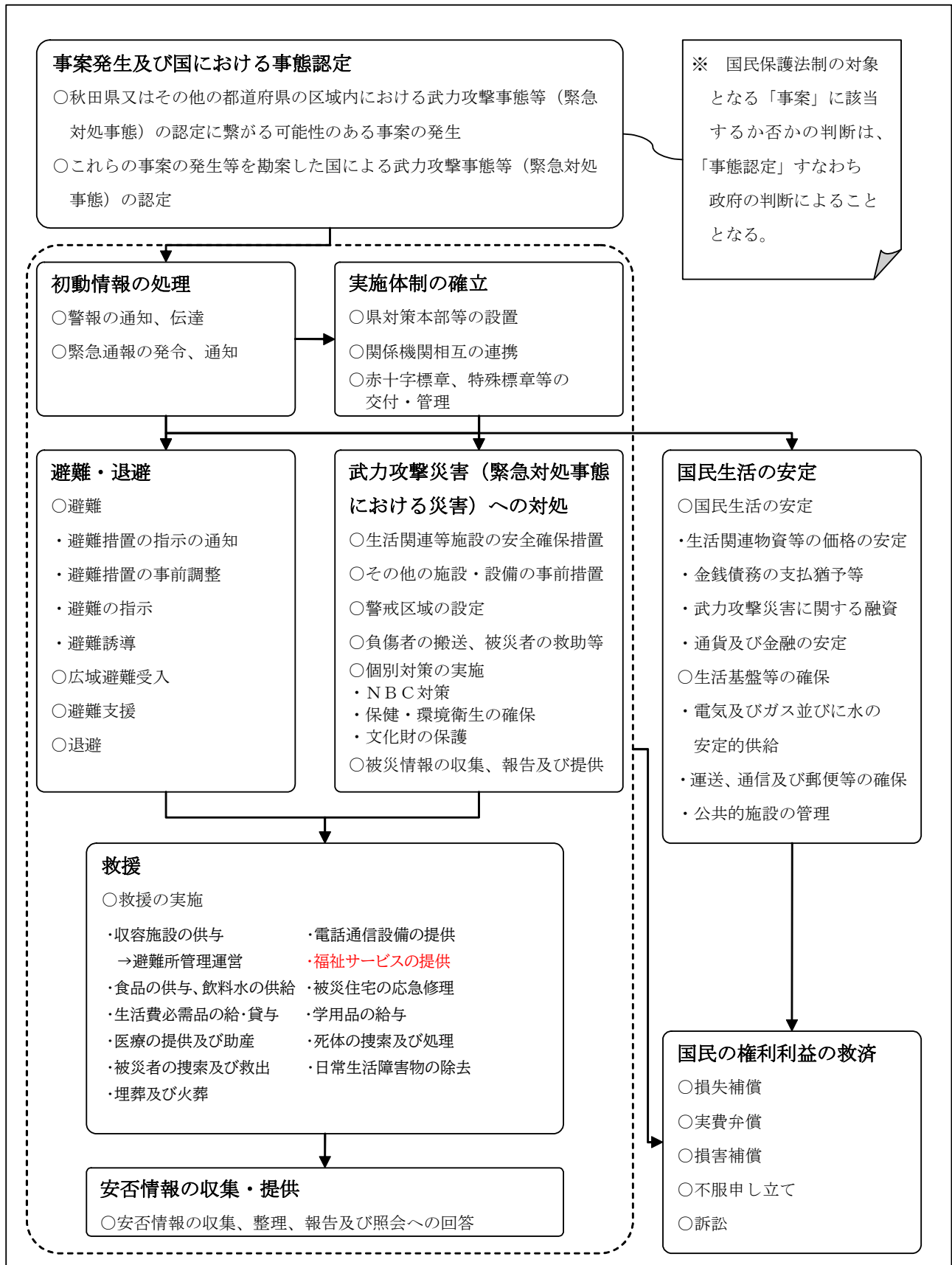
武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、国民生活の安定や生活基盤等の確保のため、必要に応じ実施する国民生活の安定等に関する活動を「国民生活の安定」とし、具体的方法を「第8章 国民生活の安定に関する措置」に定める。

(8) 国民の権利利益の迅速な救済

武力攻撃事態等（緊急対処事態）が発生した場合において、実施した国民保護措置（緊急対処保護措置）に伴う損失補償等の国民の権利利益の救済のための活動を「国民の権利利益の救済」とし、具体的方法を「第9章 国民の権利利益の迅速な救済」に定める。

2 対処活動の全体像

対処活動全体における8つの対処活動の模式的関係は、次のとおりである。



第2章 初動情報の処理

対処活動を実施する発端となる情報を「初動情報」とし、県、市町村、指定地方公共機関における初動情報の処理のために必要な事項について、次のとおり定める。

第1 初動情報の処理の原則

「第2編―第1章―第1節―第2―1 24時間即応体制の確保 (P.27)」の表の「対応者」である初動情報の対応者は、初動情報を次の区分に分類し、「第2 各区分毎の対応」に従い、処理する。

初動情報の区分	初動情報の定義
1. 対処基本方針（緊急対処事態対処方針）	事態対処法第9条の規定に基づき政府により策定される「対処基本方針」又は、同法第22条の規定に基づき政府により策定される「緊急対処事態対処方針」の公示＝ 「対処基本方針（緊急対処事態対処方針）の公示」
2. 県対策本部（県緊急対処事態対策本部）の設置の指定	国民保護法第25条第2項（同法第183条において準用する場合を含む。）に基づき、内閣総理大臣から総務大臣を経由して行われる通知＝ 「県国民保護対策本部（県緊急対処事態対策本部）の設置の指定」
3. 警報	国民保護法第45条第3項（同法第183条において準用する場合を含む。）に基づき、総務大臣から行われる通知＝ 「警報の通知」
4. 避難措置の指示	①国民保護法第52条第1項（同法第183条において準用する場合を含む。）に基づき、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）から総務大臣を経由して関係都道府県知事に対し行われる「直ちに所要の住民の避難に関する措置を講ずべきことの指示」＝ 「避難措置の指示」 ②国民保護法第52条第6項（同法第183条において準用する場合を含む。）に基づき、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）から総務大臣を経由して関係都道府県知事以外の都道府県知事に対し行われる①の内容についての通知＝ 「他の都道府県における避難措置の指示の通知」
5. 救助の指示	①国民保護法第74条（同法第183条において準用する場合を含む。）に基づく国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）からの指示＝ 「救援の指示」 ②国民保護法第86条（同法第183条において準用する場合を含む。）に基づく内閣総理大臣からの指示＝ 「他の都道府県知事が行う救援の応援に関する指示」
6. 災害対処措置の指示	①国民保護法第97条第3項（同法第183条において準用する場合を含む。）に基づく国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）からの指示＝ 「災害対処措置の指示」 ②国民保護法第118条（同法第183条において準用する場合を含む。）に基づく消防庁長官からの指示＝ 「消防に関する指示」 ③国民保護法第119条第1項（同法第183条において準用する場合を含む。）に基づく消防庁長官からの指示＝ 「消防の応援に関する指示」 ④国民保護法第125条第1項（同法第183条において準用する場合を含む。）に基づく文化庁長官からの指示＝ 「文化財保護に関する命令又は勧告」

7. 通報等	① 国民保護法第98条第3項（同法第183条において準用する場合を含む。）に基づく市町村長からの通知＝「武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の兆候に関する市町村長からの通知」 ② 国民保護法第98条第4項（同法第183条において準用する場合を含む。）に基づく消防吏員、警察官、海上保安官からの通報＝「武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の兆候に関する消防吏員、警察官、海上保安官からの通報」 ③ 武力攻撃事態等（緊急対処事態）の認定がない状況下における多数の人を殺傷する行為等の事案に関する消防吏員、警察官、海上保安官、市町村長、県民等からの通報・情報提供等＝「認定がない状況下における通報・情報提供等」
--------	--

第2 各区分毎の対応

初動情報の対応者は、「第1 初動情報の処理の原則」で分類した初動情報について、次の各区分毎の手順に従い、処理する。

1 対処基本方針（緊急対処事態対処方針）

対処基本方針（緊急対処事態対処方針）は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）に至ったとき、政府によって(1)の事項について定められ（内閣総理大臣が案をつくり、閣議決定により定められる。）、内閣総理大臣により公示され、周知が図られる。

対処基本方針（緊急対処事態対処方針）の公示を受け、初動情報の対応者は、(2)の手順に従い、周知を図る。

また、「(3) 実施体制の確立」、「(4) 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処」について、併せて必要な措置を講ずる。

(1) 対処基本方針（緊急対処事態対処方針）の内容

- 一 武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態であること（緊急対処事態であること）の認定及び当該認定の前提となった事実 等
- 二 当該武力攻撃事態等（緊急対処事態）への対処に関する全般的な方針
- 三 対処措置（緊急対処措置）に関する重要事項（「自衛隊の防衛招集命令又は防衛出動待機命令に関すること」等）

(2) 対処基本方針（緊急対処事態対処方針）の周知

対処基本方針（緊急対処事態対処方針）については、次の手順により周知を図る。

- ① 内閣総理大臣により、対処基本方針（緊急対処事態対処方針）が公示される。
- ② 初動情報の対応者は、対処基本方針（緊急対処事態対処方針）の内容を、知事、危機管理監、総合防災課長及び関係各課、地域振興局その他の執行機関に対し通知する。

- ③ 県は、対処基本方針（緊急対処事態対処方針）の内容を、各市町村長及び各消防長に通知する。
- ④ 県は、対処基本方針（緊急対処事態対処方針）の内容を、指定地方公共機関に通知する。

(3) 実施体制の確立

県は、「第3章 実施体制の確立」の定めに従い、実施体制の確立に関する必要な措置を講ずる。

(4) 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処

県は、「第5章 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処」の定めに従い、生活関連等施設の安全確保措置やその他施設・設備等に対する事前措置を講ずる等、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する必要な措置を講ずる。

2 県対策本部（県緊急対処事態対策本部）の設置の指定

対処基本方針（緊急対処事態対処方針）が定められたとき、併せて、対策本部（緊急対処事態対策本部）を設置すべき都道府県及び市町村が指定され、内閣総理大臣により、総務大臣を経由して当該都道府県及び市町村へ通知される。

県対策本部（県緊急対処事態対策本部）の設置の指定の通知を受けたときは、知事は、「第3章 実施体制の確立－第1 県対策本部等の設置－3 県対策本部等の設置」の手順に従い、県対策本部（県緊急対処事態対策本部）を設置する。

なお、県対策本部（県緊急対処事態対策本部）の設置に先立って、災害対策本部等の「他の計画に基づく組織」を設置していた場合は、必要な調整を行い、県対策本部（県緊急対処事態対策本部）体制に移行したうえで、当該「他の計画に基づく組織」を廃止する。

3 警報

警報は、武力攻撃（緊急対処事態における攻撃）から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があるとき、基本指針及び対処基本方針（緊急対処事態対処方針）で定めるところにより、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）が(1)の各項目について定め、発令し、総務大臣を経由して県へ通知される。

警報受信後、県は(2)の手順に従い、警報を通知・伝達する。

さらに、市町村は、(3)の基準に従い、警報を伝達するものとする。

なお、緊急対処事態においては、国緊急対処事態対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

また、県は、「(4) 実施体制の確立」、「(5) 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処」について、併せて必要な措置を講ずる。

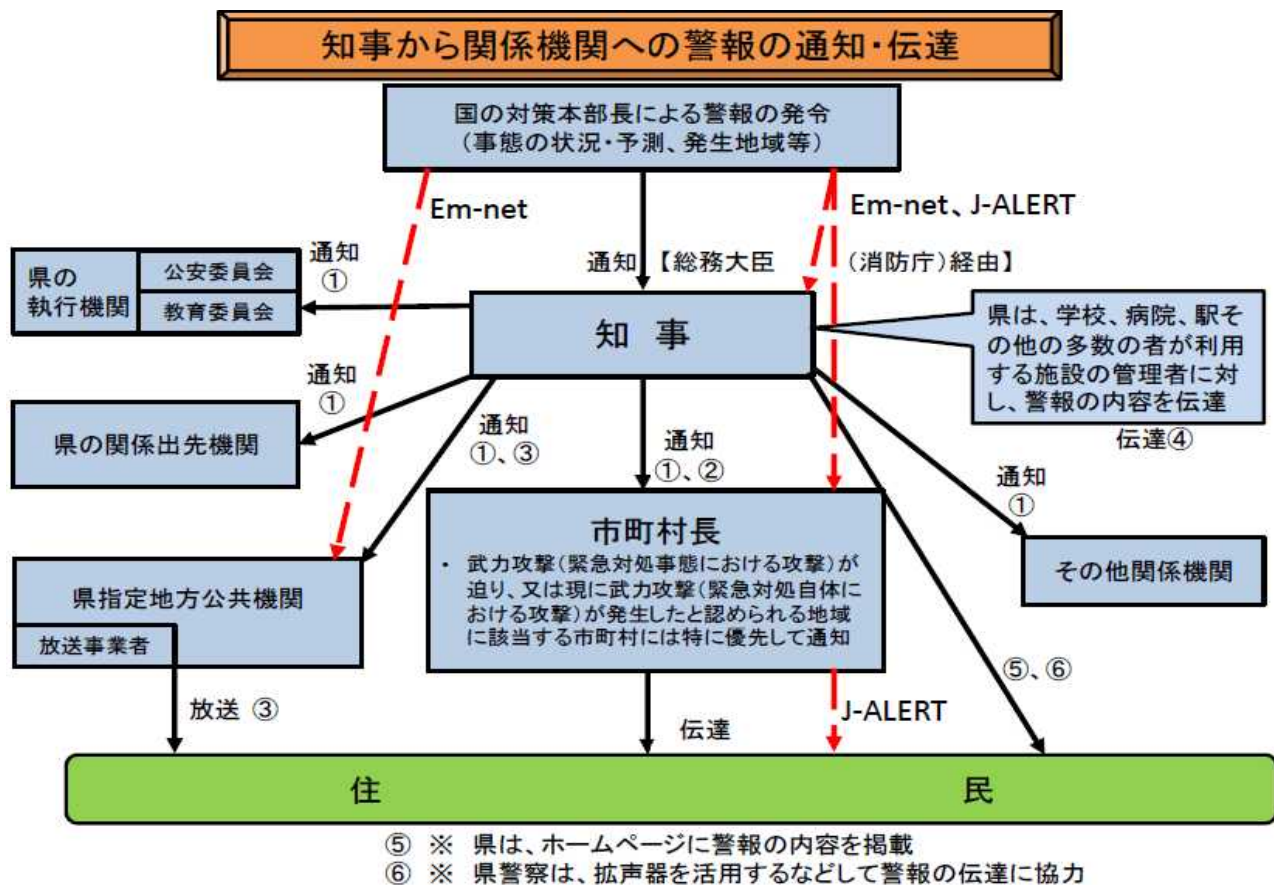
(1) 警報の内容

- 一 武力攻撃事態等（緊急処理事態）の現状及び予測
 - 二 武力攻撃（緊急処理事態における攻撃）が迫り、又は現に武力攻撃（緊急処理事態における攻撃）が発生したと認められる地域
 - 三 その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
- ※二に該当する地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。

(2) 警報の通知及び伝達の手順

- ① 知事は、国対策本部長（国緊急処理事態対策本部長）が発令した警報が消防庁から通知された場合には、直ちに、市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。
- ② 知事は、「武力攻撃（緊急処理事態における攻撃）が迫り、又は現に武力攻撃（緊急処理事態における攻撃）が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。
- ③ 知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。
放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。
- ④ 県は、平素において定めた役割分担に従って、市町村等と協力して、学校、病院、駅その他の大規模集客施設の管理者に対し、警報の内容を伝達する。
- ⑤ 県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページに警報の内容を掲載する。
- ⑥ 県警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図る。

なお、国対策本部長（国緊急処理事態対策本部長）から警報の解除の通知を受けたときは、警報の解除の通知について、①～⑥の手順に準じて、その内容を関係機関へ通知、伝達する。



(3) 市町村長の警報伝達の基準

市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町村の実情に応じて定めるもの）に伝達するものとする。

警報の伝達方法については、市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。

- ① 「武力攻撃（緊急対処事態における攻撃）が迫り、又は現に武力攻撃（緊急対処事態における攻撃）が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合
この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において警報が発令された事実等を周知するものとする。
- ② 「武力攻撃（緊急対処事態における攻撃）が迫り、又は現に武力攻撃（緊急対処事態における攻撃）が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれない場合
ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。
イ なお、このことは、市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。
- ③ 広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。
- ④ 市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、又は消防組合の管理者等と協力し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯

等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

- ⑤ 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方（緊急対処事態）において、原則として、サイレンは使用しないものとする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

（4）実施体制の確立

県は、「第3章 実施体制の確立」の定めに従い、実施体制の確立に関する必要な措置を講ずる。

（5）武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処

県は、「第5章 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処」の定めに従い、生活関連等施設の安全確保措置やその他施設・設備等に対する事前措置を講ずる等、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する必要な措置を講ずる。

4 避難措置の指示

「①避難措置の指示」は、**3 警報**に伴い、住民の避難が必要であると認めるとき、直ちに所要の住民の避難に関する措置を講ずべきことを、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）が、総務大臣を経由して、関係都道府県知事に対し指示するものであり、「②他の都道府県における避難措置の指示の通知」は、「①避難措置の指示」を行ったとき、関係都道府県知事以外の都道府県知事にその指示内容を通知するものである。

県は、「①避難措置の指示」又は「②他の都道府県における避難措置の指示の通知」を受けたときは、「第4章 避難・退避」の定めに従い、所要の住民の避難に関する措置を講ずる。

5 救援の指示

「①救援の指示」は、**4 避難措置の指示**をしたとき、又は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）による被災者が発生した場合において、当該被災者の救援が必要であると認めるとき、直ちに所要の救援に関する措置を講ずべきことを、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）が、避難先地域を管轄する、又は、当該被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事に対し、指示するものである。

「②他の都道府県知事が行う救援の応援に関する指示」は、他の都道府県知事が行う救援について、内閣総理大臣が本県知事に対し、その応援をすべきことを指示するものである。

県は、「①救援の指示」又は「②他の都道府県知事が行う救援の応援に関する指示」を受けたときは、「第6章 救援」の定めに従い、所要の救援又は救援の応援に関する措置を講ずる。

6 災害対処措置の指示

「①災害対処措置の指示」は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）を防除し、及び軽減するため特に必要があると認めるとき、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）が本県知事に対し、所要の武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する措置を講ずべきことを指示するものである。

「②消防に関する指示」は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）を防御するため消防に関する措置が的確かつ迅速に講じられるようにするため特に必要があると認めるとき、消防庁長官が本県知事に対し、消防に関する措置について指示するものである。

「③消防の応援に関する指示」は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生した市町村の消防の応援又は支援に関し、必要があると認めるとき、消防庁長官が本県知事に対し、消防の応援又は支援のため必要な措置を講ずべきことを指示するものである。

「④文化財保護に関する命令又は勧告」は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）による文化財保護法第27条第1項の重要文化財、同法第78条第1項の重要有形民俗文化財、同法109条第1項の史跡名勝天然記念物（以下「重要文化財等」という。）の滅失、き損その他の被害を防止するため特に必要があると認めるとき、文化庁長官が所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該重要文化財等の所在の場所又は管理の方法の変更その他その保護に関し必要な措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものである。

県は、これらの指示を受けたときは、「第5章 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処」の定めに従い、所要の措置を講ずる。

7 通報等

「①武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の兆候に関する市町村長からの通知」は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の兆候の発見者又は発見者から通報を受けた消防吏員、警察官、海上保安官から、市町村長に通報され、通報を受けた市町村長から知事に通知されるものである。

「②武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の兆候に関する消防吏員、警察官、海上保安官からの通報」は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の兆候の発見者から通報を受けた消防吏員、警察官、海上保安官が市町村長に通報することができないとき、消防吏員、警察官、海上保安官から直接、知事に通報されるものである。

これらの通知又は通報を受けた場合において、知事は、必要があると認めるときは、速やかに通報があったことを関係機関に通知する。

また、知事は、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、直ちに、(1)の事項に留意し、(2)の各項目について定め、武力攻撃災害緊急通報（緊急対処事態における災害に係る緊急通報）（以下「緊急通報」という。）を発令し、(3)の手順に従い、緊急通報を通知、伝達する。

さらに、市町村は、(4)の基準に従い、緊急通報を伝達するものとする。

また、県は、「(5) 実施体制の確立」、「(6) 退避」、「(7) 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処」について、併せて必要な措置を講ずる。

「③認定がない状況下における通報・情報提供等」の通報・情報提供等を受けた場合は、「(8) 武力攻撃事態等（緊急対処事態）の認定に繋がる可能性のある事案への対処」について、必要な措置を講ずる。

(1) 緊急通報の発令

- ① 知事は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

- ② この場合において、知事は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

(2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、次の項目について、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

- 一 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の現状及び予測
（日時、場所又は地域、災害種別、発生原因、被害概況 など）
- 二 その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

※【緊急通報の内容の一例】

【A県A郡〇〇海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様】

- ・ 〇〇海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- ・ 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- ・ 〇〇海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- ・ その他不審者に関する情報等があれば、××01-〇〇02まで電話すること。

(3) 緊急通報の通知及び伝達

- ① 緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）。
- ② 緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知するとともに

に、受信確認を行う。

③ 緊急通報を発令した場合には、速やかに国対策本部（国緊急対処事態対策本部）にその内容を報告する。

④ 放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

(4) 市町村長の緊急通報伝達の基準

市町村長は、知事から緊急通報の通知を受けたときは、警報の伝達方法に準じ、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町村の実情に応じて定めるもの）に伝達するものとする。

(5) 実施体制の確立

県は、「第3章 実施体制の確立」の定めに従い、実施体制の確立に関する必要な措置を講ずる。

(6) 退避

県は、「第4章 避難・退避」の定めに従い、退避の指示に関する必要な措置を講ずる。

(7) 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処

県は、「第5章 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処」の定めに従い、生活関連等施設の安全確保措置やその他施設・設備等に対する事前措置を講ずる等、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する必要な措置を講ずる。

(8) 武力攻撃事態等（緊急対処事態）の認定に繋がる可能性のある事案への対処

県は、多数の死傷者や建造物の破壊等の武力攻撃事態等（緊急対処事態）の認定に繋がる可能性のある事案が発生した場合には、当該事案の態様が災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（※）にあつては、秋田県地域防災計画に基づく災害対策本部を設置し、また、その他の場合にあつては、秋田県危機管理計画に基づく危機管理対策本部を設置し、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

なお、これらの対策本部を設置した後に、政府による武力攻撃事態等（緊急対処事態）の認定があつた場合には、これらの対策本部を廃止し、「第3章 実施体制の確立」に基づく県対策本部等を設置する。

※ 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害とは、例えば、大規模な火事又は爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。

第3章 実施体制の確立

県は、県全体において、国民保護措置（緊急対処保護措置）が円滑に実施されるよう、「本編—第2章—初動情報の処理」において受信した内容に応じて、

第1 県対策本部等の設置、第2 通信の確保、第3 医療体制の確保、

第4 関係機関との連携、第5 交通規制、

第6 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理
の各措置について、各項の規定に従い、必要な措置を講ずる。

第1 県対策本部等の設置

1 県対策本部等の設置基準等

県は、表1の基準に従い、県及び関係機関の的確かつ迅速な対応を推進するための組織を設置する（国による武力攻撃事態等（緊急処理事態）認定前の対応にあたっては、秋田県危機管理計画に基づく秋田県危機管理対策本部等を設置し、総合的に実施するものとする。）。

また、知事の行う国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するため、各部局、各地域振興局等において、各々、実施体制を確立する。

なお、知事は、本県が県対策本部を設置すべき県として指定されていない場合において、県における国民保護措置（緊急対処保護措置）を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部（県緊急処理事態対策本部）を設置すべき県の指定を行うよう要請する。

また、県の区域内の市町村の長から、市町村対策本部（市町村緊急処理事態対策本部）を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。

【表1】県対策本部等の設置基準等

番号	組織名称		設置基準	設置権者	設置場所	所掌事務の概要	構成員
1	県 <						

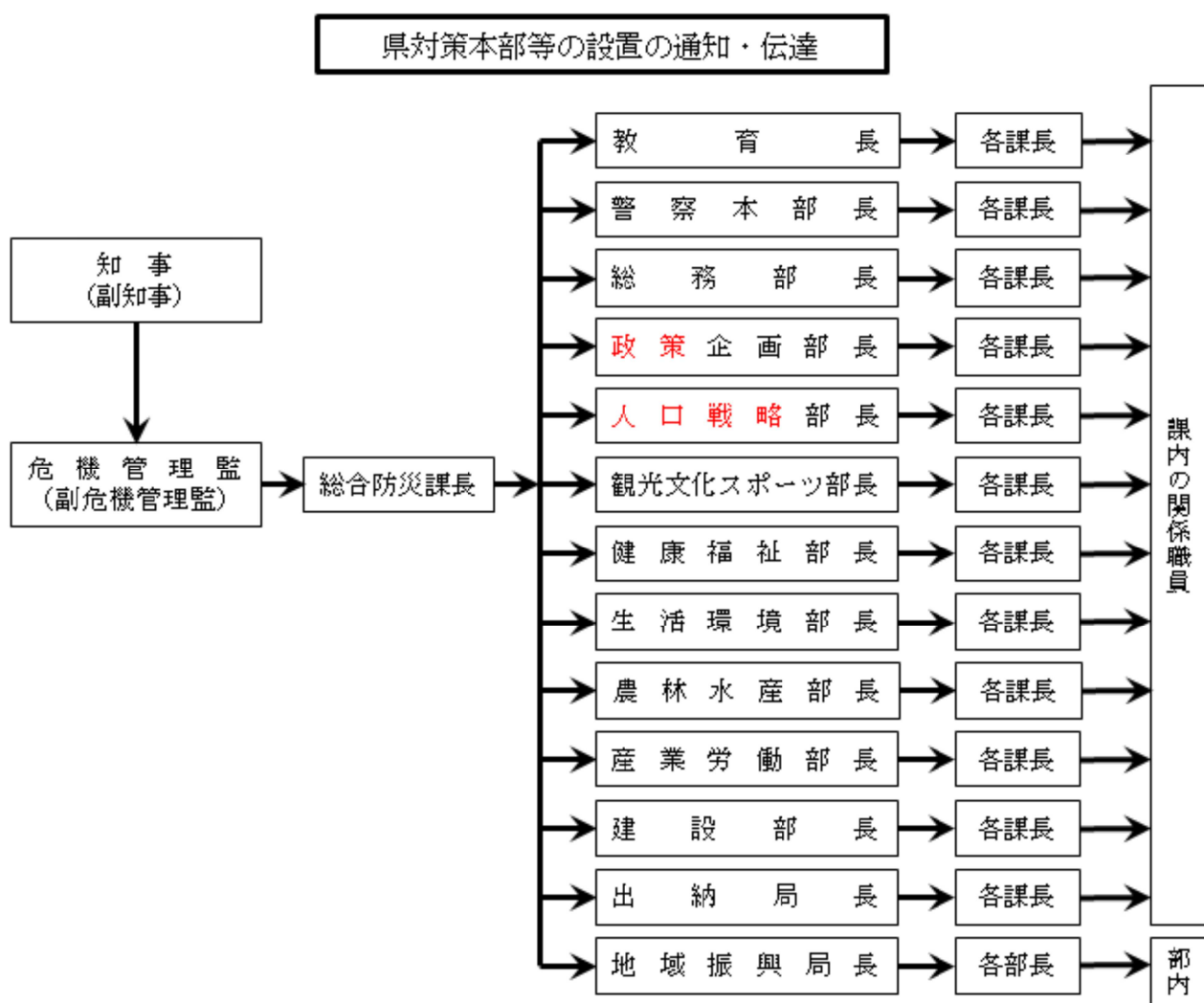
5	状況により設置	秋田県国民保護 現地対策本部 (秋田県緊急対処 事態現地対策本部)	1の組織が設置されたときで、かつ、特に必要と認めたとき	知事	災害現地 又は地域 振興局庁 舎内	1の組織の事務 の一部	現地対策本部長 同本部員 同本部事務局員
6		秋田県国民保護 現地派遣班 (秋田県緊急対処 事態現地派遣班)	国民保護(緊急対処保護)対策上特に必要と認めたとき	知事	災害現地	所要の情報収集 ・連絡	現地派遣班長 同班員

2 職員の参集

県対策本部等が設置された場合における職員の参集について、以下のとおり定める。

(1) 県対策本部等の設置の通知・伝達

県は、県対策本部等が設置されたことについて、次の連絡体制により、関係職員へ通知・伝達する。



(2) 各所属部局課室等への参集

各職員は、表 2 の定めに従い自ら、又は参集指示に従い、各所属部局課室等に参集する。

【表 2】参集の基準及び範囲

参 集 基 準	参 集 範 囲
① 県対策本部（県緊急対処事態対策本部）又は 県対策部（県緊急対処事態対策部）が設置された場合	全職員
② 県連絡部（県緊急対処事態連絡部）が設置された場合	総合防災課員

(3) 県対策本部等への参集及び派遣

知事、副知事、教育長、警察本部長及び各部局長は、県対策本部等の構成員となっている場合には、自ら県対策本部等へ参集する。

各課室長等は、表 4 の定めに従い、平素において定めた派遣予定職員及び代替職員を参考として、参集した職員の中から、県対策本部等の事務局員となる職員を派遣する。

なお、県対策本部長等が交通の途絶、被災などにより参集が困難な場合の代替職員については、表 3 のとおりとする。

【表 3】県対策本部長等の代替職員

名 称	第 1 順位代替職員	第 2 順位代替職員	第 3 順位代替職員
本部長(知事)	副知事	危機管理監	総務部長
副本部長(副知事)	総務部長	政策企画部長	健康福祉部長
副本部長(危機管理監)			
副本部長(副危機管理監)			

【表 4】派遣の基準及び範囲

派遣先及び派遣職員数				
部局課室等名	対策本部	対策部	連絡部	地域対策部
総務部				
行政経営課	職員 3	職員 1		
秘書課	職員 2	職員 1		
秘書課報道・広聴室	職員 2	職員 2		
人事課	職員 1	職員 1		
財政課	職員 1	職員 1		
税務課	職員 1	職員 1		
総合防災課	職員 2 5	職員 2 5	職員 2 5	
総合防災課消防保安室	職員 8	職員 8	職員 8	
消防学校	職員 2	職員 1		
総合県税事務所（支所を含む。）				職員 1 (秋田は 2)
政策企画部				
総合政策課	職員 1	職員 1		
高等教育振興課	職員 1	職員 1		

	デジタル政策推進課	職員 3			
	国際課	職員 1	職員 1		
人口戦略部					
	人口戦略課	職員 1	職員 1		
観光文化スポーツ部					
	観光戦略課	職員 1	職員 1		
	交通政策課	職員 1	職員 1		
健康福祉部					
	福祉政策課	職員 1	職員 1		
	医務薬事課	職員 1	職員 1		
生活環境部					
	県民生活課	職員 1	職員 1		
	環境保全課	職員 1	職員 1		
	循環型社会推進課	職員 1	職員 1		
	生活衛生課	職員 1	職員 1		
農林水産部					
	農林政策課	職員 1	職員 1		
	水田総合利用課	職員 1	職員 1		
	園芸振興課	職員 1	職員 1		
	林業木材産業課	職員 1	職員 1		
産業労働部					
	産業政策課	職員 1	職員 1		
	クリーンエネルギー産業振興課	職員 1	職員 1		
	公営企業課	職員 1	職員 1		
建設部					
	建設政策課	職員 1	職員 1		
	下水道マネジメント推進課	職員 1	職員 1		
	道路課	職員 1	職員 1		
	河川砂防課	職員 1	職員 1		
	港湾空港課	職員 1	職員 1		
出納局					
	会計課	職員 1	職員 1		
	財産活用課	職員 1	職員 1		
教育庁					
	総務課	職員 1	職員 1		
警察本部					
	警備課	職員 2	職員 1		
各地域振興局					
	総務企画部				職員 3
	福祉環境部				職員 3
	農林部				職員 2
	建設部				職員 2

その他協力職員				適宜
合 計	職員 7 7	職員 6 9	職員 3 3	職員11～12

(4) 職員の参集時の心得

- ① 武力攻撃事態等（緊急対処事態）が発生したときは、ラジオ、テレビ等で報じられる情報に留意し、被災その他やむを得ない事情がある場合を除き、自ら、又は、部局課室長の参集指示に基づき所属部局課室等へ参集する。
- ② 交通途絶などで所属部局課室等へ参集出来ない場合は、最寄りの県機関へ参集し、所属長に報告して指示を受ける。
- ③ 参集した職員は、家族を含む自己の被害並びに参集途中見聞きした被害の状況等を所属長に報告する。
- ④ 所属長は、職員の報告のもとに、災害の状況については県対策本部等へ、職員の被災については人事課に報告する。

3 県対策本部等の設置

本項目の定めについては、県緊急対処事態対策本部及び県対策部（県緊急対処事態対策部）において準用する。

(1) 設置手順

県対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

- ① 県対策本部を設置すべき県の指定の通知
知事は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。
- ② 知事による県対策本部の設置
指定の通知を受けた知事は、直ちに県対策本部を設置する（※ 事前に災害対策本部等の「他の計画に基づく組織」を設置していた場合は、県対策本部に切り替える）。
- ③ 県対策本部の本部員及び事務局員の参集
県は、**2 職員の参集**の(1)の定めに従い、関係職員へ通知・伝達し、本部員及び事務局員は、**2 職員の参集**の(3)の定めに従い、県対策本部に参集する。
- ④ 県対策本部の開設
参集した事務局員は、県庁第二庁舎4階の県災害対策本部室に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。
知事は、県対策本部を設置したときは、県議会に県対策本部を設置した旨を連絡する。
また、事務局員は、直ちに、市町村、関係指定公共機関、指定地方公共機関に対して、

県対策本部を設置した旨を通知する。

⑤ 県地域対策部の設置及び開設

各地域振興局長は、③、④の定めに準じ、県地域対策部を設置、開設し、設置した旨を県対策本部長へ報告する。

⑥ 県現地対策本部の設置

知事は、避難住民の数が多い地域等において、市町村対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地対策本部を設置する。

県現地対策本部の本部長及び本部員は、県対策本部の副本部長、本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てる。

⑦ 現地調整所の設置

知事又は市町村長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、県警察、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

なお、県は、内閣総理大臣から総務大臣を経由して、県対策本部の指定の解除の通知を受けたときは、県対策本部を遅滞なく廃止するものとし、直ちに、県議会に報告し、市町村、関係指定公共機関、指定地方公共機関に通知する。

(2) 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

(3) 本部の代替機能の確保

県は、県第二庁舎が被災した場合等県対策本部を県第二庁舎内に設置できない場合に備え、県対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

なお、予備施設により県対策本部を設置する場合は、通信体制の確保を行う。

4 県対策本部等の組織・機能

(1) 県対策本部の組織構成及び機能

県対策本部の組織構成及び機能は以下のとおりとする。

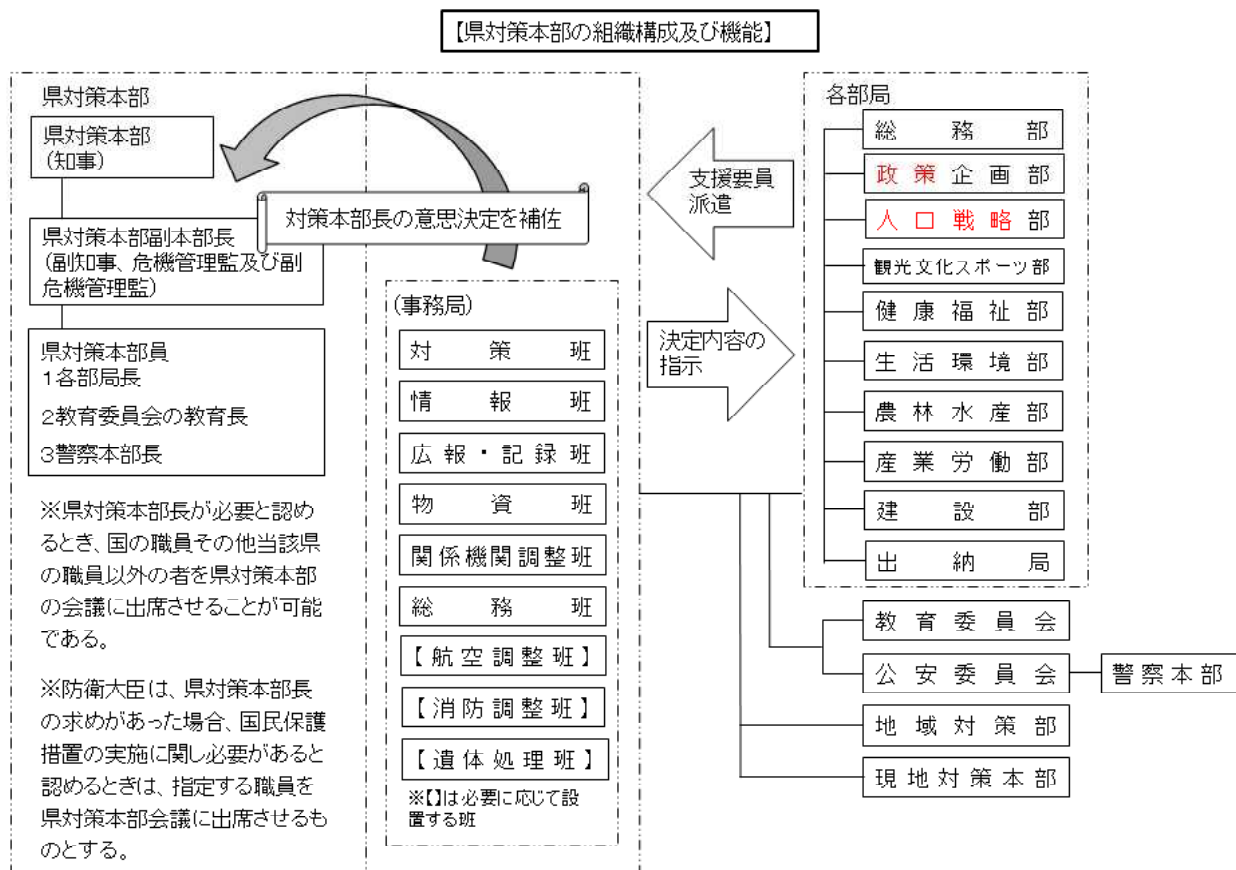
なお、県緊急対処事態対策本部については、これに準ずる。

県対策本部における決定内容等を踏まえて、各部局において措置を実施するものとする（県対策本部には、各部局から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

事 項	内 容
対策本部長	知事

構 成 員	副本部長：副知事、危機管理監、副危機管理監 本 部 員：各部局長、教育長、警察本部長
事 務 局	事務局員：各部局職員の中から各所属長が指名する者

【県対策本部の組織構成及び機能】



【事務局の機能及び人数のモデル】

班 名	機能及び人数
対策班	機能 - 県対策本部会議の運営に関する事項 - 情報班が収集した情報を踏まえた県対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 - 県対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 - 指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 - 各部局が行う国民保護措置に関する連絡調整 - 県対策本部と地域対策部の連絡調整 - 各班の人員調整及び特命班の設置 人数：12人程度
情報班	機能 - 以下の情報に関する国、他の都道府県、市町村からの情報収集、整理及び集約 ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 安否情報 ○ その他対策班等から収集を依頼された情報 - 通信回線や通信機器（Em-Net、J-ALERT等）の確保 - 県警ヘリ等からの映像の収集、配信 人数：12人程度

広報・記録班	機能 ・被災状況や県対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整等 ・対外的な広報活動 ・ホームページの作成等県民に対する広報資料の作成 ・県対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 人数：9人程度
物資班	機能 ・物資の供給要請・提供の受付 ・物資の調達・輸送 人数：10人程度
関係機関調整班	機能 ・以下の情報に関する関係機関からの情報収集、整理及び集約 ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 安否情報 ○ その他総括班から収集を依頼された情報 人数：9人程度
総務班	機能 ・他の都道府県に対する応援の要請・受入調整 ・食料の調達等庶務に関する事項 ・緊急通行車両等の証明 人数：9人程度
【航空調整班】	機能 ・航空機の運用調整 ・関係機関との連絡調整 ・活動拠点の振り分け
【消防調整班】	機能 ・緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・関係機関との連絡調整
【遺体処理班】	機能 ・遺体処理に関する調整 ・遺体処理に係る資機材の調達

※【】は必要に応じて設置することとし、人数は事態内容により、他班との調整の上、柔軟に配置する。

(2) 県対策本部長の権限

県対策本部長は、県の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

なお、県緊急対処事態対策本部長の権限については、②を除き準用する。

① 県の区域内の国民保護措置に関する総合調整

県対策本部長は、県の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

また、市町村対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行うことができる。

この場合において、県対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。

② 国対策本部長に対する総合調整の要請

県対策本部長は、国対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

この場合において、県対策本部長は、消防庁を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 職員の派遣の求め

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。また、防衛大臣に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求めることができる（自衛隊の連絡員の派遣）。

④ 情報の提供の求め

県対策本部長は、国対策本部長に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

この場合、県対策本部長は、消防庁を窓口として情報の提供を求める。

⑤ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

県対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

⑥ 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、県の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(3) 県対策部（県緊急対処事態対策部）の組織構成及び機能

県対策部（県緊急対処事態対策部）の組織構成及び機能は、県対策本部と同様とする。

(4) 県連絡部の組織構成及び機能

県連絡部の組織構成及び機能は、次のとおりとする。

なお、県緊急対処事態連絡部については、これに準ずる。

事 項	内 容
連絡部長	総合防災課長
構 成 員	部員：総合防災課員
機 能	1. 国や各都道府県等関係機関との連絡・調整 2. 情報の収集・整理及び関係資料の作成 3. 庁内各課との連絡・調整 4. その他必要な連絡・調整

(5) 県地域対策部の組織構成及び機能

県地域対策部の組織構成及び機能は、次のとおりとする。

なお、県緊急対処事態地域対策部については、これに準ずる。

事 項	内 容
地域対策部長	地域振興局長
構 成 員	副 部 長：総務企画部長 部 員：福祉環境部長、農林部長、建設部長、総合県税事務所支 所長（秋田は納税部長及び課税部長）
事 務 局	事務局員：地域振興局員の中から各所属長が指名する者
機 能	1. 県対策本部又は県対策部との連絡・調整 2. 情報の収集・整理及び関係資料の作成 3. 地域振興局各部との連絡・調整 4. その他必要な連絡・調整

(6) 県現地対策本部の組織構成及び機能

県現地対策本部の組織構成及び機能は、次のとおりとする。

なお、県緊急対処事態現地対策本部については、これに準ずる。

事 項	内 容
現地対策 本部長	県対策本部の副本部長、本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名する者
構 成 員	副本部長：県対策本部の副本部長、本部員その他の職員のうちから 県対策本部長が指名する者 本 部 員：県対策本部の副本部長、本部員その他の職員のうちから 県対策本部長が指名する者
事 務 局	事務局員：県対策本部の副本部長、本部員その他の職員のうちから 県対策本部長が指名する者
機 能	1. 県対策本部の事務の一部で県対策本部長が定める事務 2. その他必要な連絡・調整

(7) 県現地派遣班の組織構成及び機能

県現地派遣班の組織構成及び機能は、次のとおりとする。

なお、県緊急対処事態現地派遣班については、これに準ずる。

事 項	内 容
現地派遣班長	職員のうちから知事が指名する者
構 成 員	班員：職員のうちから知事が指名する者
機 能	1. 県対策本部又は対策部又は連絡部との連絡・調整 2. 情報の収集 3. その他必要な連絡・調整

5 各部局等における業務

各部局等は、次の所掌事務に係る事務又は業務を的確かつ迅速に実施する。

(1) 【本庁各部局等】

部 名	課室名	所 掌 事 務 又 は 業 務
総務部	総合防災課	1. 初動情報の処理に関する事。 2. 実施体制の確立に関する事。 3. 職員の参集に関する事。 4. 県対策本部等の運営に関する事。 5. 総合防災情報システムの運用に関する事。 6. 関係機関との連携に関する事。 7. 自衛隊の派遣要請及び連絡・調整に関する事。 8. ボランティアの支援に関する事。 9. 特殊標章等の交付及び管理に関する事。 10. 緊急通行車両証明書の発行に関する事。 11. 避難・退避に関する事。 12. 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する事。 13. NTT東日本秋田支店、東北電力ネットワーク株式会社秋田支社、東北電力株式会社秋田支店の施設等の安全確保、応急対策、被災情報に関する事。 15. 救援に関する事。 16. 緊急物資運送に係る運送事業者との連絡・調整に関する事。 17. 備蓄物資の管理に関する事。 18. 安否情報の収集・提供に関する事。 19. 国民生活の安定に関する事。 20. 国民の権利利益の救済に関する事。 21. 応急の復旧に関する事。 22. 復旧に関する事。
	総合防災課消防保安室	1. 消防防災ヘリコプターの運用に関する事。 2. 高圧ガス・液化石油ガス施設等の安全確保、応急対策、被災用法に関する事。
	行政経営課	1. 部内の連絡・調整に関する事。 2. 県対策本部等の事務局業務に関する事。
	秘書課	1. 県対策本部長等の秘書に関する事。 2. 報道関係機関との連絡・調整に関する事。 3. 記者発表に関する事。 4. 県対策本部等の事務局業務に関する事。
	秘書課報道・広報	1. 広報資料、記録写真等の収集、整理、保存に関する事。

	聴室	2. その他必要な広報に関する事。 3. 県対策本部等の事務局業務に関する事。
	人事課	1. 職員の安否、被災情報に関する事。 2. 職員等の派遣要請及び斡旋に関する事。 3. 県対策本部等の事務局業務に関する事。
	財政課	1. 国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る予算措置に関する事。 2. 県議会との連絡等に関する事。 3. 県対策本部等の事務局業務に関する事。
	税務課	1. 県税の徴収猶予及び減免に関する事。 2. 県対策本部等の事務局業務に関する事。
政策企画部	総合政策課	1. 国会の委員会等の対応及び陳情に関する事。 2. 部内の連絡・調整に関する事。 3. 東京事務所との連絡等に関する事。 4. 県対策本部等の事務局業務に関する事。
	高等教育振興課	1. 高等教育機関等との連絡調整に関する事。 2. 県対策本部等の事務局業務に関する事。
	市町村課	1. 被災市町村の行財政指導に関する事。
	デジタル政策推進課	1. 情報システムの運用及び安全確保、応急対策及び被災情報に関する事。 2. 県対策本部等の事務局業務に関する事。
	国際課	1. 県内在住外国人に関する事。 2. 県対策本部等の事務局業務に関する事。
人口戦略部	人口戦略課	1. 部内の連絡調整に関する事。 2. 各地域振興局の県有財産（秋田を除く。）の安全確保、応急対策及び被災情報に関する事。 3. 県対策本部等の事務局業務に関する事。
観光文化スポーツ部	観光戦略課	1. 観光文化スポーツ部所管に係る施設等の安全確保、応急対策及び被災情報に関する事。 2. 部内の連絡・調整に関する事。 3. 県対策本部等の事務局業務に関する事。
	交通政策課	1. JR東日本、第三セクター各社及びバス会社における安全確保、応急対策、被災情報に関する事。 2. 避難住民の運送に係る運送事業者との連絡・調整に関する事。
	県産品振興課	1. 副食物の調達・斡旋に関する事。
健康福祉部	福祉政策課	1. 健康福祉部所管に係る医療・保健・福祉施設等の安全確保、応急対策及び被災情報に関する事。 2. 部内の連絡・調整に関する事。 3. 県対策本部等の事務局業務に関する事。
	保健・疾病対策課	1. 感染症の予防に関する事。 2. 防疫に関する事。

	地域・家庭福祉課	1. 高齢者、障害者等の避難行動要支援者の支援に関する事 こと。 2. 災害ボランティアに関する事。 3. 義援金の受付・保管及び配分に関する事。
	医務薬事課	1. 医療の確保に関する事。 2. 救援における医療の提供及び助産に関する事。 3. 臨時の医療施設の開設に関する事。 4. 毒物・劇物施設の安全確保、応急対策及び被災情報に 関する事。 5. 赤十字標章等の交付及び管理に関する事。 6. 県対策本部等の事務局業務に関する事。
生活環境部	県民生活課	1. 生活環境部所管に係る施設等の安全確保、応急対策及び 被災情報に関する事。 2. 部内の連絡・調整に関する事。 3. 交通安全対策の連絡・調整及び県警察本部との連絡等 に関する事。 4. 食品等生活必需物資の価格安定に関する事。 5. 県民生活相談に関する事。 6. 義援物資等の受付、保管及び配分に関する事。 7. 県対策本部等の事務局業務に関する事。
	環境保全課	1. 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の発生に起 因する公害に関する事。 2. 県対策本部等の事務局業務に関する事。
	八郎湖環境対策 室	1. 災害の発生に起因する八郎湖の水質保全に関する事。
	循環型社会推進 課	1. 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の発生に起 因する廃棄物処理に関する事。 2. し尿・ゴミ処理等の応急対策に関する事。 3. 県対策本部等の事務局業務に関する事。
	生活衛生課	1. 食品衛生・生活衛生に関する事。 2. 危険動物・ペット等の管理に関する事。 3. 埋葬及び火葬に関する事。 4. 県対策本部等の事務局業務に関する事。
	自然保護課	1. 自然公園の安全確保、応急対策及び被災情報に関する 事。
農林水産部	農林政策課	1. 農林水産部所管に係る施設等の安全確保、応急対策及び 被災情報に関する事。 2. 部内の連絡・調整に関する事。 3. 県対策本部等の事務局業務に関する事。
	農業経済課	1. 被災農林漁業者に対する資金融資に関する事。 2. 農協等共同利用施設の安全確保、応急対策及び被災情報 に関する事。

	農山村振興課	1. 農道の安全確保、応急対策及び被災情報に関する事
	水田総合利用課	1. 水稲被害の応急対策に関する事。 2. 主食の調達・斡旋に関する事。 3. 県対策本部等の事務局業務に関する事。
	園芸振興課	1. 農作物、特用林産物の応急対策に関する事。
	畜産振興課	1. 家畜感染症の予防・防疫及び家畜飼料の調達・斡旋に関する事。 2. 畜産関係の応急対策に関する事。 3. 被災農家への経営・技術指導に関する事。 4. 家畜取引施設等の応急対策に関する事。 5. 県対策本部等の事務局業務に関する事。
	農地整備課	1. 農地及び農業用施設の安全確保、応急対策及び被災情報に関する事。 2. 農村振興施設の安全確保、応急対策及び被災情報に関する事。 3. 農村生活環境施設の安全確保、応急対策及び被災情報に関する事。
	水産漁港課	1. 水産関係の応急対策に関する事。 2. 漁港海岸保全施設の安全確保、応急対策及び被災情報に関する事。
	林業木材産業課	1. 林業関係施設の応急対策に関する事。 2. 東北森林管理局管内のうち秋田県内の被害調査に関する事。 3. 県対策本部等の事務局業務に関する事。
	森林資源造成課	1. 森林関係の応急対策に関する事。
	森林環境保全課	1. 森林関係の応急対策に関する事。
産業労働部	産業政策課	1. 産業労働部所管に係る施設等の安全確保、応急対策、被災情報に関する事。 2. 被災中小企業に対する資金融資に関する事。 3. 部内の連絡・調整に関する事。 4. 県対策本部等の事務局業務に関する事。
	産業集積課	1. 工業団地施設等の安全確保、応急対策、被災情報に関する事。 2. 工業用資機材の調達斡旋に関する事。
	商工業振興課	1. 商業施設等の安全確保、応急対策、被害情報に関する事
	クリーンエネルギー産業振興課	1. 鉱業関係施設等の安全確保、応急対策、被災情報に関する事。 2. 火薬類及び都市ガス施設等の安全確保、応急対策、被災情報に関する事。 3. 県対策本部等の事務局業務に関する事。
	雇用労働政策課	1. 災害対策のための労働力の確保及び被災者に対する就業

		の斡旋に関すること。 2. 秋田労働局との連絡等に関すること。
	公営企業課	1. 工業用水道施設、所管する発電所の安全確保、応急対策、被災情報に関すること。 2. 県対策本部等の事務局業務に関すること。
建設部	建設政策課	1. 建設部所管に係る施設等の安全確保、応急対策、被災情報に関すること。 2. 部内の連絡・調整に関すること。 3. 建設用資機材の調達・斡旋に関すること。 4. 県対策本部等の事務局業務に関すること。
	技術管理課	1. 災害対策の技術支援に関すること。
	都市計画課	1. 公園施設等の安全確保、応急対策、被災情報に関すること。
	下水道マネジメント推進課	1. 水道施設及び下水道施設の安全確保、応急対策、被災情報に関すること。 2. 県対策本部等の事務局業務に関すること。
	道路課	1. 道路、橋梁等の安全確保、応急対策、被災情報に関すること。 2. 国土交通省及び東日本高速道路(株)所管に係る道路の被災情報及び連絡・調整に関すること。 3. 道路交通の確保・規制に関すること。 4. 県対策本部等の事務局業務に関すること。
	河川砂防課	1. 河川・ダム・海岸及び砂防に係る施設等の安全確保、応急対策、被災情報に関すること。 2. 国土交通省所管に係る河川の被災情報及び連絡・調整に関すること。 3. 河川情報の収集、水防活動の総合調整に関すること。 4. 砂防関係の応急対策に関すること。 5. 土木施設災害復旧の総括に関すること。 6. 県対策本部等の事務局業務に関すること。
	港湾空港課	1. 港湾・空港施設の安全確保、応急対策、被災情報に関すること。 2. 県対策本部等の事務局業務に関すること。
	建築住宅課	1. 長期避難住宅の供与に関すること。 2. 応急仮設住宅の供与に関すること。 3. 住宅の応急修理に関すること。 4. 被災者の住宅復旧に対する資金融資に関すること。
出納局	会計課	1. 国民保護措置（緊急対処保護措置）関係の経理に関すること。 2. 局内の連絡・調整に関すること。 3. 県対策本部等の事務局業務に関すること。
	財産活用課	1. 財産活用課所管の県有財産（県庁舎、第二庁舎、秋田地

		方総合庁舎及び公舎等）に係る安全確保、応急対策、被災情報に関すること。 2. 国民保護措置（緊急対処保護措置）用車両の確保と配車に関すること。 3. 庁内電源及び通信線確保に関すること。 4. 県対策本部等の事務局業務に関すること。
各 事 務 部 局 共 通		○ 上の定めによるほか、各事務局において、必要に応じて、所要の対策を講ずる。

(2) 【地域振興局等】

地域振興局	部 名	所 掌 事 務 又 は 業 務
	総務企画部	1. 職員の参集に関すること。 2. 県地域対策部（県緊急処理事態地域対策部）の運営に関すること。 3. 県対策本部等との連絡・調整に関すること。 4. 市町村との連絡・調整に関すること。 5. 管内における武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の被災情報に関すること。 6. 要望及び陳情に関すること。 7. 広報に関すること。 8. 庁舎・公舎等の施設等の安全確保、応急対策、被災情報に関すること。 9. 義援物資、義援金等の受付・保管に関すること。 10. 管内の県機関との連絡・調整に関すること。 11. 緊急通行車両証明書の発行に関すること。 12. その他の部に属しない事項に関すること。 13. 県現地対策本部（県緊急処理事態現地対策本部）が設置された場合における同本部の運営に関すること。
	福祉環境部	1. 社会福祉施設・保健衛生関係施設の安全確保、応急対策、被災情報に関すること。 2. 社会福祉施設・保健衛生関係施設の復旧に関すること。 3. 医療・救護に関すること。 4. 防疫・清掃に関すること。
	農林部	1. 農林関係の安全確保、応急対策、被災情報に関すること。 2. 農林関係の復旧に関すること。
	建設部	1. 土木関係の安全確保、応急対策、被災情報に関すること。 2. 土木関係の復旧に関すること。
地方機関	総合県税事務所 （支所を含む）	1. 県税の徴収猶予及び減免に関すること。
	その他の地方機 関共通	○ 上の定めによるほか、各地方機関において、必要に応じて、所要の対策を講ずる。

6 他の執行機関における業務

(1) 【教育庁】

教育庁	課 名	所 掌 事 務 又 は 業 務
	総務課	1. 職員の参集に関すること。 2. 教育庁所管に係る施設等の安全確保、応急対策、被災情報に関すること。 3. 市町村教育委員会との連絡・調整に関すること。 4. 教育庁内の連絡・調整に関すること。 5. 県対策本部等の事務局業務に関すること。
	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	1. 児童、生徒、教職員の安全確保に関すること。
	生涯学習課 文化財保護室	1. 文化財に係る安全確保、応急対策、被災情報に関すること。

(2) 【警察本部】

警察本部	部 名	所 掌 事 務 又 は 業 務
	警務、生活安全、 刑事、交通、警 備の各部	1. 情報の収集及び伝達に関すること。 2. 避難住民の誘導についての各警察署長との連絡・調整に関すること。 3. 交通情報の収集と交通規制に関すること。 4. 生活関連等施設等重要施設の警備に関すること。 5. 立入制限区域の指定及び警戒区域の設定に関すること。 6. 被災者の救出、救助に関すること。 7. 犯罪の予防、取り締まりに関すること。 8. 死体の見分及び身元確認に関すること。 9. 警察通信の確保と通信統制に関すること。 10. 緊急通行車両証明書の発行に関すること。 11. 県対策本部等の事務局業務に関すること。

7 県対策本部（県緊急対応事態対策本部）における広報

県は、武力攻撃事態等（緊急対応事態）において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民等に適時適切な情報提供を行うため、次のとおり、県対策本部における広報体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等（緊急対応事態）において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者（危機管理監）」を設置する。

② 広報手段

テレビ・ラジオ放送、新聞、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

- ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応すること。
- イ) 県対策本部（県緊急対処事態対策本部）において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、知事自ら記者会見を行うこと。
- ロ) 広報に当たっては、その内容について、国、市町村へ通知し、情報交換に努める。

第2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

県は、通常の電話回線、県総合防災情報システム、中央防災無線、消防防災無線、水防道路用無線、携帯電話、衛星携帯電話、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の通信回線を使用して国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に必要な情報通信手段を確保する。

なお、知事は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要のあるときは、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

【主な情報通信手段】

- ・ 通常の電話回線（アナログ電話、I P 電話）
- ・ 県総合防災情報システム（県機関、市町村、消防本部及び防災関係機関を結ぶ衛星通信回線）
- ・ 中央防災無線（県と内閣府を結ぶ通信回線）
- ・ 消防防災無線（県と消防庁を結ぶ通信回線）
- ・ 水防道路用無線（県と国土交通省を結ぶ通信回線）
- ・ 携帯電話
- ・ 衛星携帯電話（民間の衛星電話回線）
- ・ 行政情報ネットワーク（県機関を結ぶ情報ネットワーク）
- ・ インターネット（全世界を結ぶ情報ネットワーク）
- ・ L G W A N（全国の自治体を結ぶネットワーク）

(2) 情報通信手段の機能確認

県は、常に情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の復旧

措置を迅速に行う。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等（緊急処理事態）において、総合防災情報システム回線の通信輻輳により生ずる混乱を防止するため、本システムの衛星通信回線の優先的な追加、割当について管理事業者へ依頼し、通信確保のための措置を講ずる。

(4) 市町村における通信の確保

市町村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

なお、避難所の通信確保については、県の依頼を受けて、臨時回線などの開設に努めるものとする。

第3 医療体制の確保

県は、秋田県災害医療救護活動計画に基づく広域的な連携・相互支援体制により、患者搬送体制の確立や患者収容力の確保など、武力攻撃事態等（緊急処理事態）における医療の確保に努める。

また、病院その他の医療機関である指定地方公共機関は、その国民保護業務計画で定めるところにより、武力攻撃事態等（緊急処理事態）における医療を確保するため必要な措置を講ずるものとする。

第4 関係機関との連携

県は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国対策本部（国緊急処理事態対策本部）との連携

(1) 国対策本部（国緊急処理事態対策本部）との連携

県は、国対策本部（国緊急処理事態対策本部）と密接な連携を図る。この場合において県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

(2) 国現地対策本部（国緊急処理事態現地対策本部）との連携

県は、国現地対策本部（国緊急処理事態現地対策本部）が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、県は、国の現地対策本部長により国の現地対策本部と関係地方公共団体の国民保

護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

県は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 市町村からの措置要請

県は、市町村から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等

① 知事は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する（国民保護等派遣）。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

ア 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容（※）

エ その他参考となるべき事項

(※) 想定される自衛隊の国民保護措置（緊急対処保護措置）の内容は次のとおり。

i) 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）

ii) 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の搜索及び救出等）

iii) 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）

iv) 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の応急の復旧（危険ながれきの除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

② 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

③ 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

※ 武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意する必要がある。

4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託

(1) 都道府県間の応援

- ① 県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。
- ② 県が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国対策本部（国緊急対処事態対策本部）における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国対策本部（国緊急対処事態対策本部）に連絡を行う。ただし、県公安委員会が、警察法第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。
- ③ 応援を求める都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

(2) 事務の一部の委託

- ① 県が、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項
- ② 他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県は、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。
また、事務の委託を行った場合は、知事はその内容を速やかに議会に報告する。

【事務の委託、変更、廃止の手続き】

- ①委託する都道府県と下記事項を定めて協議
 - ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁方法
 - ・ その他委託事務に関し必要な事項
- ②関係都道府県は上記協議事項を公示
- ③関係都道府県は総務大臣へ届け出
- ④速やかに関係都道府県議会に報告

5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

県は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護

措置（緊急対処保護措置）の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 県は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 県は、(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。
- (3) 県は、市町村から、当該市町村の区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。
- (4) 県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあつせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。
- (5) 知事は、市町村から職員の派遣についてのあつせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あつせんを行う。

7 県の行う応援等

- (1) 他の都道府県に対して行う応援等
 - ① 県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - ② 他の都道府県から国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定の事項を議会に報告するとともに、県は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。
- (2) 市町村に対して行う応援等
 - ① 県は、市町村から国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

- ② 県は、市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町村長が実施すべき国民保護措置（緊急対処保護措置）の全部又は一部を代わって実施する。
- ③ 県は、市町村長の実施すべき国民保護措置（緊急対処保護措置）の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

【知事による市町村事務代執行手続き】

- ①市町村が事務を行うことができなくなったとき
- ・ 知事の代執行、公示
- ②市町村が事務を行うことができるようになったとき
- ・ 市町村長への事務の引き継ぎ
- ③知事が代執行を終了したとき
- ・ 終了、代行した国民保護措置（緊急対処保護措置）を市町村長へ通知

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

県は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態等（緊急処理事態）におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等（緊急処理事態）の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

9 住民への協力要請

県は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて

協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第5 交通規制

県警察は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、光ビーコン（探知装置）及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、国民保護措置（緊急対処保護措置）が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置（緊急対処保護措置）の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等（緊急対処事態）に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、交通規制等を行うに際しては、国対策本部長により、道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ適切に行うものとする。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

(4) 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(5) 緊急交通路確保のための権限等

① 交通管制施設の活用

県警察は、交通管制センターによる交通信号機の制御及び交通情報板、道路交通情報通信システム（VICS）での交通情報の提供並びに交通監視カメラでの交通情報の収集を行い、効果的な交通規制を行う。

② 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

③ 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

④ 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(6) 関係機関との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第6 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

① 赤十字標章等（国民保護法第157条）

ア 標章

第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の

犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）第8条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）。

イ 信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）。

ウ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書。

エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。

※ ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

② 特殊標章等（国民保護法第158条）

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

ウ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等。

(2) 赤十字標章等の交付及び管理

① 知事は、国で定めた赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに基づき、別に定める交付要綱により、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

ア 避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者

イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者（ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む）

② 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

ア 医療機関である指定地方公共機関

イ 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

(3) 特殊標章等の交付及び管理

① 知事又は県警察本部長は、国で定めた赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに基づき、別に定める交付要綱により、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県又は県警察の職員
- ・ 知事又は県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 知事又は県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要

綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。

(4) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

(自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型) (日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

表面

(白地に赤十字)

 (この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)			
身分証明書 IDENTITY CARD			
常時の 自衛隊の衛生要員等以外の		医療関係者用 臨時の	
PERMANENT for		civilian medical personnel TEMPORARY	
氏名/Name _____			
生年月日/Date of birth _____			
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as			

交付等の年月日/Date of issue _____		証明書番号/No. of card _____	
許可権者の署名/Signature of issuing authority			
有効期間の満了日/Date of expiry _____			

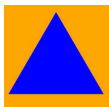
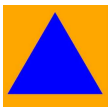
裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型) (日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

表面

(オレンジ色地に青の正三角形)

			
(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)			
身分証明書 IDENTITY CARD			
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel			
氏名/Name _____			
生年月日/Date of birth _____			
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as			

交付等の年月日/Date of issue _____		証明書番号/No. of card _____	
許可権者の署名/Signature of issuing authority			
有効期間の満了日/Date of expiry _____			

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

第4章 避難・退避

第1節 避難及び退避の原則

「本編 第2章 初動情報の処理」において、「4. ①避難措置の指示」若しくは「4. ②他の都道府県における避難措置の指示の通知」に区分される情報を受信したとき、又は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生し、若しくは発生するおそれがあり、特に住民の退避（一時的緊急避難）が特に必要と認めるときは、**1 避難及び退避の区分**により分類し、**2 避難及び退避を行うときの留意点**に留意し、「第2節 各区分毎の対応」に従い処理する。

1 避難及び退避の区分

区 分	定 義
『避難』	国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）からの「避難措置の指示」において、本県が「要避難地域」になっている場合の対応を『避難』とする。
『広域避難住民受入』	国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）からの「避難措置の指示」において、他の都道府県が要避難地域、本県が「避難先地域」とされている場合の対応を『広域避難住民受入』とする。
『避難支援』	国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）からの「他の都道府県における避難措置の指示の通知」を受けた場合の対応を『避難支援』とする。
『退避』	武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生し、又は発生するおそれがあり、未だ「避難の指示」が行われていない地域の住民の退避が特に必要であると認められる場合の対応を『退避』とする。

2 避難及び退避を行うときの留意点

(1) 避難行動要支援者への配慮

県は、自ら避難することが困難な者について、市町村と協力して、平素から把握に努め、避難の指示又は退避の指示を行うときは、これらの者が円滑に避難できるよう支援に努める。

(2) 医療施設、福祉施設等の管理者の責務

病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在中の施設の管理者は、これらの者が円滑に避難できるよう必要な措置を講じるよう努めることとされている。

県は、平素からこれらの施設の管理者に対する適切な指導に努め、避難の指示又は退避の指示を行うときは、重ねて指導を行う。

(3) 国民の協力

国民は、避難住民を誘導する市町村職員、消防吏員、警察官、海上保安官、自衛官、県職員又は避難住民の誘導を補助する県職員から、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請されたときは、協力を努めるものとする。

この場合において、協力を要請した者は、協力をする者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

また、県は、協力をする者の安全の確保への配慮が十分行われるよう適切な情報提供や指導に努める。

(4) 避難における交通手段に関する基本方針

避難における交通手段は、交通渋滞を防止し、円滑な避難が行われるようにするため、原則として、徒歩や鉄道、バス等の公共交通機関を利用することとし、自家用車等での避難が極力行われないようにする。

ただし、中山間地域などで徒歩や公共交通機関による避難が難しい場合や避難行動要支援者を緊急に避難させるため必要と認める場合においては、この限りではない。

(5) 避難後の警備活動

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

(6) 動物の保護等に関する配慮

県は、国（環境省・農林水産省）の定めた「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずる。

- ① 危険動物等の逸走対策（住民及び避難住民等への周知、危険動物等の捕獲、危害発生の場合の救援活動等）
- ② 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等（家庭動物等の保護の支援、負傷した家庭動物等の保護収容、家庭動物等についての相談助言、避難所での飼養又は保管の支援等）

(7) 都市部における住民の避難

都市部の住民を実際に避難させる必要が生じた場合、基本指針においては、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。

知事は、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、

屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）の指示を待って対応する。

(8) 大規模集客施設等における当該施設滞在者の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、県は施設管理者と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑にできるよう必要な対策をとるものとする。

(9) N B C 攻撃災害における避難

知事は、N B C 攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行う。さらに、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。

(10) 避難に係る内閣総理大臣の是正措置

知事は、避難に係る内閣総理大臣による是正措置として指示があったときは、当該指示に応じ、所要の措置を講ずる。

また、同じく是正措置として内閣総理大臣による代執行が行われるときは、必要な協力を実施する。

(11) その他事態別の避難に関する留意点

弾道ミサイルによる攻撃の場合

① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。

② 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

※ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

※ 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。

※【避難の指示の内容（参考例）】

避難の指示（参考例）

○ 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、
--

速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。

その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階などに避難すること。

- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

（特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）

- 要避難地域に該当するＡ市ＡＡ地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。

弾頭の種類は、〇〇剤と考えられることから、・・・

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ① 国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する（この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る）。
- ② ゲリラによる急襲的な攻撃により、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。
- ③ 知事は、避難住民の誘導に際しては、市町村と警察、秋田海上保安部、自衛隊の連携が図られるように広域の見地から市町村長の要請の調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部（県緊急対処事態対策本部）の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

※ 退避の指示について

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）による避難措置の指示を待ついとまがない場合もあることから、かかる場合には、知事は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して、付近の住民に退避を指示する。

※ 【避難の指示の内容（参考例）】

避難の指示（参考例）

- 本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。
- ＡＡ地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町村長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
- ＢＢ地区の住民については、市町村長による誘導に従い、ＣＣ地区へ避難すること。
健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

着上陸侵攻の場合

① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うこととすることが適当である。

このため、この場合には、総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

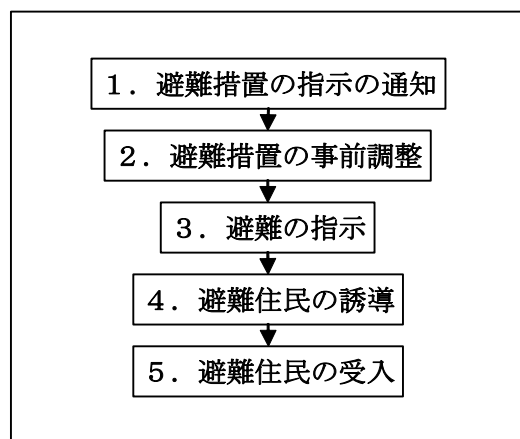
② このため、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めていくこととするが、当然、予想される事態として、大規模な避難が行われることにより、大規模な混乱が発生することが予想され、そのような混乱を防止するため、大規模避難時の交通規制や輸送力の確保などについて、特に留意する必要がある。

第2節 各区分毎の対応

第1 避難

第1節において、『避難』に区分された場合は、右図の手順に従い、処理するものとし、各手順の詳細については、次のとおりとする。

なお、**2 避難措置の事前調整**が行われる時点で、県対策本部（県緊急対処事態対策本部）の実施体制は確立されているものとする。



1 避難措置の指示の通知

県は、国対策本部長（緊急対処事態対策本部長）から避難措置の指示を受けたときは、(2)の手順に従い、その内容を関係機関へ通知する。

(1) 「避難措置の指示」の内容（全項目必須）

- 一 要避難地域
- 二 避難先地域
- 三 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

(2) 「避難措置の指示」の通知

- ① 国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）により「避難措置の指示」が行われる。
- ② 総務大臣（消防庁）より県へ「避難措置の指示」が通知される。
- ③ 県は、全市町村、消防本部へ通知する。
- ④ 県は、指定地方公共機関へ通知する。
- ⑤ 県は、県警察本部へ通知する。
- ⑥ 県は、県教育庁へ通知する。

(3) 避難措置の指示の解除の通知

県は、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）から避難措置の指示の解除の通知を受けたときは、避難措置の指示の解除の通知について、(2) の手順に準じて、その内容を関係機関へ通知する。

2 避難措置の事前調整

(1) 避難の指示に係る事前調整

県は、**1 避難措置の指示の通知**を行ったうえで、**3 避難の指示**に先だって、次のとおり、各項目について調整を行う。

①【要避難地域の拡大設定】

要避難地域及び避難先地域は、武力攻撃（緊急対処事態における攻撃）の現状及び予測を踏まえた国対策本部（国緊急対処事態対策本部）における専門的な判断により最終的に決せられることになるが、この場合において、本県の地理的特性等にかんがみ、要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要な場合には、知事の判断により、当該住民へも避難を指示できる。

②【要避難者の概数の把握】

「避難措置の指示」の通知で要避難地域とされた地域を管轄する市町村長は、知事へ要避難者の概数を報告するものとする。

③【避難先地域の決定】

③－1 本県内外の避難施設の状況の確認

- 避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択。
（避難施設データベース策定後においては、当該データベースにより条件を検索し、避難施設の候補施設の選定）

③－2 本県の区域を越える避難の場合は、避難先都道府県知事と協議。

- 避難を打診、避難住民数、避難住民の受入予定地域、避難の方法（輸送手段、避難経路）等について協議、調整⇒受入地域の決定を受理。
- 避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、知事等は、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うものとする。

- 総務大臣により、広域的な観点から勧告があった場合は、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずる。

③-3 市町村の区域を越える避難の場合は、避難先市町村長と事前調整。

- 県は、避難先となる市町村長に避難を打診し、避難住民数、避難住民の受入予定地域、避難の方法（輸送手段、避難経路）等について、協議、調整。

④【主要な避難経路及び交通手段の決定】

④-1 空港、港湾、駅、道路等の利用について、関係機関と協議、調整。

なお、自衛隊及び米軍の行動との調整が必要な場合は、県対策本部（県緊急処理事態対策本部）への自衛隊の連絡員の派遣を要請する。

- 国対策本部長により、空港、港湾及び道路の利用に関する指針が定められた場合は、当該指針（※）を踏まえ調整。

※ 国対策本部長（緊急処理事態においては政府。以下※内において同じ）による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国対策本部（国緊急処理事態対策本部）に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、知事は、国対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

④-2 避難住民の運送について、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と調整。

- 要運送人員数、集合地点、運送先などについて調整のうえ、運送要請。
- 県警察と避難経路の選定、交通規制、緊急通行車両の確認、自家用車等の使用等に係る調整。
- 積雪時において避難経路や交通手段が限定されること等に留意。
- 道路の状況に係る道路管理者と調整。

⑤【避難誘導に係る協力体制の調整】

避難誘導について、県対策本部（県緊急処理事態対策本部）と関係機関（市町村、消防本部、県警察本部、自衛隊、秋田海上保安部）との間で調整。

- 関係機関の役割分担を確認。
- 市町村の誘導能力の把握、市町村の支援要望の聴取、広域的な調整。
- 積雪時においては特に、避難住民の健康管理について留意。
- 必要に応じて防衛省への支援要請を行う。

⑥【避難の指示についての放送事業者との調整】

放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることにかんがみ、その迅速な伝達を確保する観

点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというのではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

(2) 避難の指示の解除に係る事前調整

県は、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）から避難措置の指示の解除の通知を受けたときは、避難の指示の解除について、(1)の手順に準じて、調整を行う。

3 避難の指示

県は、**2 避難措置の事前調整** 終了後、その内容を踏まえ(1)の各項目について示し、(2)の手順に従い、避難の指示を行う。

(1) 「避難の指示」の内容（全項目必須）

- 一 要避難地域
- 二 避難先地域
- 三 主要な避難の経路
- 四 避難のための交通手段その他避難の方法
- 五 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

【避難の指示の内容（参考例）】

避難の指示（参考例）

秋 田 県 知 事
○月○日○時現在

○ 本県においては、○日○時に国対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

○ 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。

(1) A市A A地区の住民は、B市B B地区を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）

○○駅より○○鉄道（○○行 ○○両編成、○便予定）

※ ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）

※ 細部については、A市の避難実施要領による。

※ A市職員の誘導に従って避難する。

(2) A市B B地区の住民は、B市C C地区を避難先として、〇日〇時目途に住民の避難を開始すること（〇〇時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

徒歩により、緊急にDD地区に移動の後、追って指示を待つ。

・・・以下略・・・

(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

※ 関係機関が構すべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

○ 避難の指示に大幅な変更を伴う場合は、例えば、次のような場合が考えられる。

- ・ 武力攻撃（緊急対処事態における攻撃）の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
- ・ 当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

(2) 「避難の指示」の通知、伝達の手順

① 知事は、(1)の内容をもって、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

⇒当該要避難地域を管轄する市町村長は、住民へサイレン・防災行政無線・広報車等により伝達する。

② 県は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関へ通知する。

放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。

③ 県は、平素において定めた役割分担に従って、市町村等と協力して、学校、病院、駅その他の大規模集客施設の管理者に対し、避難の指示の内容を伝達するとともに、避難誘導等に必要な措置の実施に努めるよう要請する。

④ 県は、県警察本部へ通知する。

⇒県警察本部は、関係各警察署へ警察無線により伝達する。

⇒各警察署は、住民へパトロールカー等により伝達する。

⑤ 県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関へ通知する。

⑥ 県は、避難先地域を管轄する市町村長へ通知する。

⑦ 県は、避難先となっている避難施設の管理者へ通知する。

⑧ 県は、要避難地域、避難先地域以外を管轄する市町村長へ通知する。

⑨ 県は、放送事業者又は運送事業者以外の関係指定公共機関及び指定地方公共機関へ通知する。

⑩ 県は、総務大臣を経由して国対策本部長（緊急対処事態対策本部長）へ「避難の指示」の内容を報告する。

(3) 避難の指示の解除

県は、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）から避難措置の指示の解除の通知を受けたときは、避難の指示の解除について、(2)の手順に準じて、避難の指示を解除する。

4 避難住民の誘導

要避難地域を管轄する市町村長は、**3 避難の指示**の通知を受けたときは、(1)のとおり、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定し、(2)の手順を参考に住民及び関係のある公私の団体に伝達し、(3)のとおり関係機関と連携し、(4)の手順を参考に避難住民の誘導を行うものとする。

また、県は、「(5) 県による避難住民の誘導支援等」の定めに従い、市町村の行う避難住民の誘導の支援、補助を行う。

(1) 「避難実施要領」の策定

①避難実施要領に定める事項

- 一 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- 二 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- 三 避難の実施に関し必要な事項

②避難実施要領作成の際の主な留意事項

- i) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
(例：A市A1地区1－2、1－3の住民は「A1町内会」、A市A2地区1－1の住民は各ビル事業所及び「A2町内会」を避難の単位とする)
- ii) 避難先
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
(例：避難先：B市B1地区2－3にあるB市立B1高校体育館)
- iii) 一時集合場所及び集合方法
避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
(例：集合場所：A市A1地区2－1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。
集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要援護者については自動車等の使用を可とする。)
- iv) 集合時間
避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
(例：バスの発車時刻：○月○日15：20、15：40、16：00)

v) 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、高齢者、障害者等要避難援護者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

vi) 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、〇〇鉄道〇〇線AA駅より、〇月〇日の15:30より10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及びA市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。)

vii) 市町村職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

viii) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

ix) 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

(例：避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

x) 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、〇月〇日18:00に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

xi) 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

xii) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。
(例：緊急連絡先：A市対策本部 TEL 0×-××52-××53) 担当○田×夫)

【避難実施要領の参考例】

避難実施要領（参考例）

秋 田 県 A 市 長
○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

A市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) A市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○ 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合： A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。
その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

鉄道の場合： A市A1地区の住民は、○○鉄道△△線AA駅前広場に集合する。
その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はAA通りを使用すること。

集合後は、○日○時○分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

船舶の場合： A市1地区の住民は、A市A港に、○日○時○分を目途に集合する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○日○時○分発B市B1港行きの、○○汽船が所有するフェリー○○号に乗船する。

・・・・以下略・・・・

- (2) A市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

A市対策本部 担当 △山○男

T E L 0×-52××-××51 (内線 ××××)

F A X 0×-52××-××52

・・・以下略・・・

(2) 「避難実施要領」の伝達及び通知

- ① 市町村長は、公示、防災行政無線、広報車等により住民へ伝達する。
- ② 市町村長は、当該市町村の他の執行機関へ通知する。
- ③ 市町村長は、当該市町村の区域を管轄する消防長、消防団長へ通知する。
- ④ 市町村長は、当該市町村の区域を管轄する警察署長、秋田海上保安部長へ通知する。
- ⑤ 市町村長は、当該市町村の区域を管轄する自衛隊秋田地方協力本部長へ通知する。
- ⑥ 市町村長は、県対策本部（県緊急対処事態対策本部）へ通知する。
- ⑦ 県対策本部長（県緊急対処事態対策本部長）は、避難実施要領の内容を当該避難に係る指定公共機関、指定地方公共機関、その他の機関へ通知する。

(3) 関係機関との連携

- ① 要避難地域を管轄する市町村長は、避難誘導を実施するため、必要があると認めるときは、警察署長、秋田海上保安部長又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（国民保護法第63条第1項に規定する「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。以下同じ）の長に対し、避難住民の誘導を行うよう要請する。

この場合において、要避難地域を管轄する市町村長は、避難誘導を実施する警察署長、秋田海上保安部長又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長と、役割分担を確認する

など必要な協議を行うものとする。

- ② ①に代えて、要避難地域を管轄する市町村長から、知事に対し、求めがあったとき、又は、その求めを待ついとまがないと認めるとき、知事は、警察本部長、第二管区海上保安本部長又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、避難住民の誘導を行うよう要請する。
- ③ 交通規制を行う場合、警察署長は、その内容を県国民保護対策本部（県緊急対処事態対策本部）へ直ちに報告する。

(4) 避難誘導の実施の基準

避難誘導を行う者は、避難行動要支援者への配慮に努めつつ、次の手順を参考に避難誘導を行うものとする。

- ① 要避難地域を管轄する市町村長は、避難集合地点に当該市町村の職員を配置する。
- ② 関係市町村長の指揮下、又は協力下にある消防長、消防署長は、避難経路に消防吏員を配置する。
- ③ 消防長、消防署長の所轄下にある消防団長は、避難経路に消防団員を配置する。
- ④ 消防吏員及び消防団員は、避難経路において、避難住民を誘導する。
- ⑤ 要避難地域を管轄する市町村の職員は、避難集合地点において、避難住民を誘導、整理する。このとき、可能な限り、避難住民の数、住所、氏名、年齢、性別の把握に努めるものとする。
- ⑥ 要避難地域を管轄する市町村の職員は、避難集合地点から避難先集合地点まで、避難住民を団体化し、同行（運送事業者を利用する場合は添乗。）しながら誘導する。

(5) 県による避難住民の誘導の支援等

県は、次のとおり、市町村が行う避難住民の誘導の支援等を行う。

① 市町村長の避難実施要領策定の支援

知事は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

② 市町村長による避難誘導の状況の把握

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町村長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官、海上保安官又は自衛官からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町村からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

③ 市町村長による避難住民の誘導の支援や補助

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町村長からの

要請があった場合についても同様とする。

特に、市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整にあたらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

なお、避難住民の誘導の補助にあたる県職員は、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれがある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を講ずることができる。

④ 広域的見地からの市町村長の要請の調整

知事は、複数の市町村長から警察官、海上保安官又は自衛官による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る資源配分について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど市町村長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町村長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官、海上保安官又は自衛官による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

⑤ 市町村長への避難誘導に関する指示

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合においては、市町村長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長により行われなときは、知事は、市町村長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導にあたらせる。

なお、避難住民の誘導にあたる県職員は、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれがある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を講ずることができる。

⑥ 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合には、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

⑦ 内閣総理大臣の是正措置に係る対応

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町村長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

⑧ 避難住民の運送の求めに係る調整

知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。

知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃（緊急対処事態における攻撃）の状況についての必要な情報の提供を行う。

知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）に対し、その旨を通知する。

⑨ 指定地方公共機関による運送の実施

運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

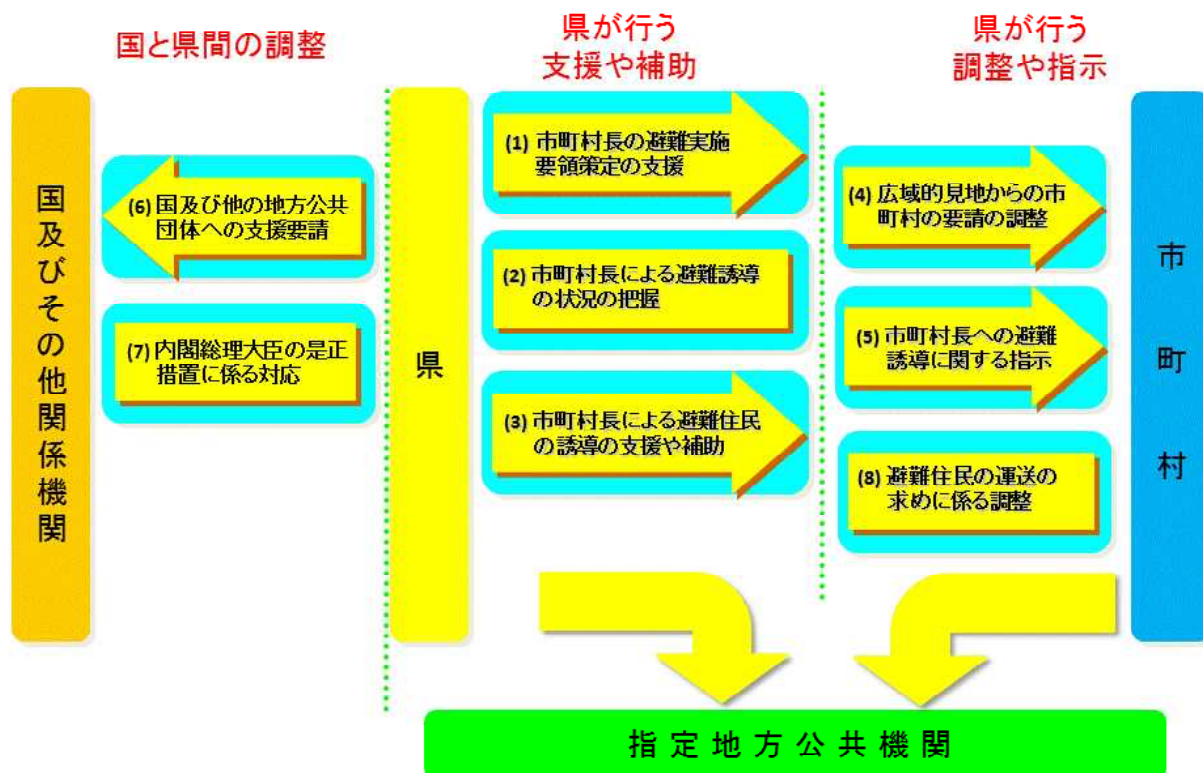
(6) 避難住民の復帰誘導

県は、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）から避難措置の指示の解除の通知を受けたときは、避難の指示の解除について、(5)の手順に準じて、避難住民の復帰の誘導を支援する。

市町村は、「避難実施要領」に替えて、「避難住民の復帰に関する要領」を策定し、同様に、(2)～(4)の手順に準じて避難住民の復帰を誘導する。

※ 県による避難住民の誘導の支援の仕組みを図示すれば、次のとおりである。

県による避難住民の誘導の支援等



5 避難住民の受入

避難先地域を管轄する市町村長は、次の手順を参考に、避難住民の受入を行うものとする。

- ① 避難先地域を管轄する市町村長は、避難先集合地点に当該市町村の職員を配置する。
- ② ①において配置された市町村職員は、避難先集合地点において、避難住民の受入、収容施設への割り振りを行う。

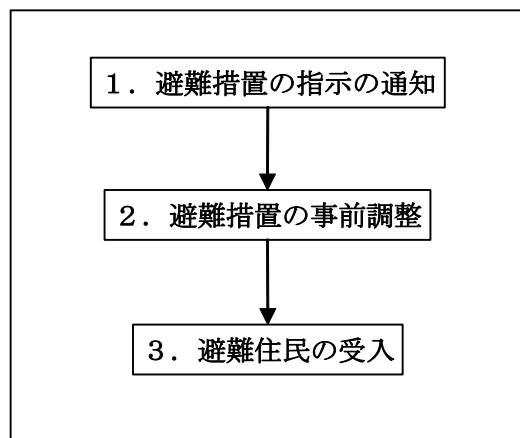
このとき、収容施設毎に、避難住民の数、住所、氏名、年齢、性別を把握し、県国民保護対策本部（県緊急対処事態対策本部）へ報告するものとする。

⇒「第6章 救援」、「第7章 安否情報の収集・提供」

第2 広域避難住民受入

第1節において、『広域避難住民受入』に区分された場合は、右図の手順に従い、処理するものとし、各手順の詳細については、以下のとおりとする。

なお、**2 避難措置の事前調整**が行われる時点で、県対策本部（県緊急対処事態対策本部）の実施体制は確立されているものとする。



1 避難措置の指示の通知

県は、「第1 避難－1 避難措置の指示の通知」の手順と同様に、その内容を関係機関へ通知する。

2 避難措置の事前調整

県は、次の各項目について、調整を行う。

①【要避難地域を管轄する知事との協議】

要避難地域を管轄する都道府県知事と協議を行う。

- i) 要避難者の概数の把握。
- ii) 避難の経路、交通手段、避難誘導等について調整。
 - 知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事等からの国民保護法第13条に基づく事務の委託を受けるものとする。

②【避難先地域の決定】

②－1 避難先候補地域の避難施設の状況の確認

- 避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択
（避難施設データベース策定後においては、当該データベースにより条件を検索し、避難施設の候補施設の選定）

②－2 避難先市町村長との事前調整

- 県は、避難先となる市町村長に避難を打診、避難住民数、避難住民の受入予定地域、避難の方法（輸送手段、避難経路）等について協議、調整⇒避難先地域を決定。
- 内閣総理大臣の是正措置、総務大臣の勧告等

知事は、県の区域を越える避難を円滑に行うため、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずる。

なお、総務大臣により、広域的な観点から必要な意見があり、避難住民の受入れが的確に実施されるよう促された場合は、その勧告の内容に照らして、所要の措置

を講ずる。

②－３ 要避難地域を管轄する知事へ受入地域の決定について通知する。

②－４ 県は、避難先地域を管轄する市町村長へ通知する。

②－５ 県は、避難先となっている避難施設の管理者へ通知する。

3 避難住民の受入

避難先地域を管轄する市町村長は、「第１ 避難－５ 避難住民の受入」の手順を参考に、避難住民の受入を行うものとする。

第３ 避難支援

第１節において、『避難支援』に区分された場合は、以下の手順に従い、処理する。

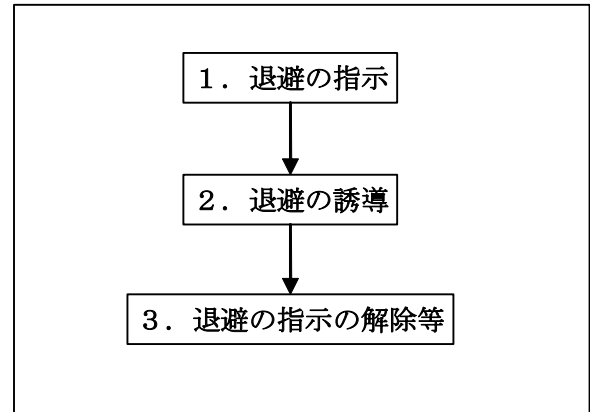
- ① 国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）からの「他の都道府県における避難措置の指示の通知」について、県は、「第１ 避難－１ 避難措置の指示の通知」の手順と同様に、その内容を関係機関へ通知する。
- ② 他の都道府県が行う避難措置に対して、輸送手段の確保等、有効な支援方策を検討する。
- ③ ②の検討結果、有効な支援方策があった場合は、所要の調整を行ったうえで、他の都道府県が行う避難措置に係る支援措置を実施する。

第４ 退避

第１節において、『退避』に区分される場合（武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生し、又は発生するおそれがある場合で、かつ、「避難の指示」を待ついとまがなく、住民の退避（一時的緊急避難）が必要と認めるとき）は、当該要退避地域を管轄する市町村長は、「退避の指示」を行うことができることとなっているが、次表の条件に合致する場合は、市町村長に代わって、それぞれの区分に掲げる者が、「退避の指示」を行うことができることとなっている。

指示者	条 件
知事	緊急の必要があると認めるとき。
警察官 海上保安官	市町村長若しくは知事による「退避の指示」を待ついとまがないと認めるとき、又は市町村長もしくは知事から要請があったとき。
出動等を命ぜられた部隊等の自衛官	市町村長、知事、警察官、海上保安官が「退避の指示」をすることができないと認めるとき

このうち、知事が「退避の指示」を行う場合は、右図の手順に従い処理するものとし、各手順の詳細については、次のとおりとする。



1 退避の指示

県は、緊急の必要があると認めるとき、(1)の手順に従い、退避（屋内への退避を含む。）が必要と認める地域の住民に対し、自ら退避すべき旨を指示する。

このとき、必要に応じて、退避先を指示することができる。

なお、退避の指示に係る留意事項を(2)に示す。

【退避の指示（参考例）】

- 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

(1) 「退避の指示」の通知、伝達

県は、公用車等を活用することにより、退避が必要と認める地域の住民に対し、退避を指示するとともに、**「第1 避難－3 避難の指示－(2)「避難の指示」の通知、伝達の手順」**に準じて「退避の指示」を通知、伝達する。

(2) 退避の指示に係る留意事項

○ 屋内退避の指示

住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

- i) N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内で外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ii) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

2 退避の誘導

県は、「退避の指示」を行った場合、必要に応じ、「**第 1 避難－4 避難住民の誘導－**
(4) 避難誘導の実施の基準」に準じて退避の誘導を実施する。

3 退避の指示の解除等

(1) 退避の指示の解除

県は、退避の必要がなくなったときは、**1 退避の指示**の(1)の通知、伝達先に対し、同様の手順により、退避の指示の解除について、通知、伝達する。

第5章 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処

県は、県全体において、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処が的確かつ迅速に講じられるよう、「本編－第2章－初動情報の処理」において受信した内容に応じ、

- 第1 拡大防止措置等
- 第2 応急措置等
- 第3 N B C 攻撃による災害への対処
- 第4 その他の個別対策措置
- 第5 被災情報の収集及び報告

の各措置について、各項の規定に従い、必要な措置を講ずる。

武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処

知事は、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）から武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）への措置要請

武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃（緊急対処事態における攻撃）により多数の死者が発生した場合や、N B C 攻撃による災害が発生し、国民保護措置（緊急対処保護措置）を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処にあたる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

第 1 拡大防止措置等

県は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の発生又はその拡大を防止するため、

- 1 生活関連等施設の安全確保措置
- 2 危険物質等に係る武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の発生の防止
- 3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処
- 4 その他の設備等に係る事前措置

の各措置について、各項の規定に従い、必要な措置を講ずる。

1 生活関連等施設の安全確保

知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

県は、県対策本部（県緊急処理事態対策本部）を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

知事は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、秋田海上保安部と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

この場合において、知事は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

※【施設の安全確保に関する確認事項】（イメージ）

施設名	施設の安全確保に関する確認事項
〇〇	(チェック例) ・警備員の人数を増加させる等、警備強化を行ったか？ ・監視カメラが適切に作動しているか確認したか？ など ※ 内閣官房主導の下で各省庁が定める「安全確保の留意点」に従って項目を記載。

※ 記載事項については、公開することにより支障が生じないよう配慮する。

(2) 施設管理者に対する措置の要請

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

※ 緊急の場合においては、生活関連等施設の所管省庁が当該要請を行うことがあるが、その場合には、知事に通知される。

(3) 県が管理する施設の安全の確保

知事は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、知事は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(4) 立入制限区域の指定の要請

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は秋田海上保安部長に対し、立入制限区域の指定を要請する。

この場合において、ダム、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請するものとし、発電所、駅、空港等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性がある判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

また、県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。

なお、県公安委員会は、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知する。

※ 立入制限区域について

① 範囲

県公安委員会又は秋田海上保安部長が設定（生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域）

② 公示等

県公安委員会は、立入制限区域を指定したときは、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示する。また、現場においては、警察官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする。秋田海上保安部長も同様に立入制限区域を指定することができ、その場合、現場におい

ては海上保安官が警察官と同様の措置をとることとされている。

③ 効果

警察官又は海上保安官により、当該区域への立入りを制限、禁止、退去命令

(5) 国対策本部（国緊急対処事態対策本部）との緊密な連携

知事は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）に対して、必要な措置の実施を要請する。

このため、知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を迅速に把握する。

(6) 国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国対策本部（国緊急対処事態対策本部）から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

この場合において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の①から③の措置を講ずべきことを命ずる。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

※ 既存の法令に基づく措置と①から③の措置との対応関係は別表のとおり。

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

※【別表】 危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧

※ 下欄の１号、２号、３号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

１号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

２号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

３号 所在場所の変更又はその廃棄

※ 下欄の○は、国民保護法第１０３条第３項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区分	措置		
		１号	２号	３号
消防法第２条第７項の危険物（同法第９条の４の指定数量以上のものに限る。）	消防法第１１条第１項第１号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第１２条の３	○	○
毒物及び劇物取締法（昭和２５年法律第３０３号）第２条第１項の毒物及び同条第２項の劇物（同法第３条第３項の毒物劇物営業者、同法第３条の２第１項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第４条第１項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合） 毒物及び劇物取締法第３条の２第１項の特定毒物研究者又は前条第２号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの	○	○	○
火薬類取締法（昭和２５年法律第１４９号）第２条第１項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	火薬類取締法第４５条		
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。			
	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。			
高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号）第２条の高圧ガス（同法第３条第１項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第３７条の４第３項の充てん事業者	高圧ガス保安法第３９条		

	に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。			
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	○	○	○
備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第8号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。				

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の発生防止

県は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

4 その他の設備等に係る事前措置

市町村長は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生するおそれがあるとき、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができることとなっているが、緊急の必要があると認めるとき、知事は、自ら、これらの指示を行う。

第2 応急措置等

県は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、警戒区域の設定や応急公用負担等の措置を講ずるとともに、消防等に関する指示については、自ら又は消防庁長官の指示に基づき、必要な措置を講ずる。

1 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市町村長は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定するものとする。

知事は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

なお、知事による警戒区域の設定は、「緊急の必要があると認めるとき」であり、市町村長による警戒区域の設定に劣後する。

(2) 警戒区域の設定方法等

知事は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

- ① 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示する。
- ② 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。
- ③ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置を行う。

(3) 警戒区域設定に伴う措置

- ① 県は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知する。
- ② 当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。
- ③ 県は、警戒区域の設定をした場合は、国対策本部長（国緊急処理事態対策本部長）の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国対策本部長（国緊急処理事態対策本部長）に連絡する。

(4) 警察官等による警戒区域の設定等

- ① 警察官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。
- ② 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設

定を要請する。

2 応急公用負担等

知事は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用
- ② 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

3 消防に関する措置等

(1) 消防に関する措置等

① 消防機関との連携

消防機関が武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、県は、消防機関と緊密な連携を図る。

② 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

(2) 消防等に関する指示

① 市町村長に対する指示

知事は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

この場合において、知事は、その対処にあたる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

※【具体的な例】

1 広域的な武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の場合

武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）による被害が複数市町村の区域にまたがり、被災市町村の消防力では対処することができないために他の市町村と一体となり、又は他の市町村の応援を得て災害防御を行う必要がある場合

2 緊急の必要がある場合

被災市町村において発生した武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）に対し、効率的な消防に関する災害防御の措置が行われず、あるいは不十分であり、これを放置すれば災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐために緊急に消防に関する措置をとる必要がある場合

知事は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

※【具体的な例】

- 1 国が武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）に関する情報を県より先に入手し、県が消防庁長官から当該武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）を防御するための消防に関する指示を受けて市町村長等に対して指示する場合
- 2 特殊な武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）であり、県が消防庁長官から国の専門的知見に基づく指示を受けて市町村長等に対して指示する場合

② 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行う。

※【具体的な例】

応援職員の出動や、消防上必要な機械器具、設備、薬剤その他の資材の貸与又は供与などについて、被災市町村の属する区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合

③ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、本県が被災していない場合において、消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

この場合において、知事は、その対処にあたる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

※ 知事が消防庁長官から受ける消防に関する通知としては以下のものがある。

ア 消防庁長官が、人命救助等のために特に緊急を要し、知事の指示を待ついとまがないと認めるときに、市町村長に対し、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示した場合の知事に対する通知

イ 消防庁長官が、緊急を要し、被災都道府県の知事の要請を待ついとまがないと認められるときに、要請を待たないで、被災市町村のため、被災都道府県以外の知事に対し、被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示した場合の被災都道府県の知事に対する通知

ウ 消防庁長官が、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められるときに、被災市町村のため、他の市町村長に対し、応援出動等の措置を講ずべきことを自ら指示した場合の当該都道府県の知事及び当該被災市町村の属する都道府県の知事に対する通知

第3 N B C攻撃による災害への対処

県は、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C攻撃による災害への対処にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

県は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

知事は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、N B C攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国対策本部（国緊急対処事態対策本部）から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

知事は、県対策本部（県緊急対処事態対策本部）において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県は、県対策本部（県緊急対処事態対策本部）に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて健康環境センター、医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

(4) 汚染原因に応じた対応

県は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないことがないように、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がN B C攻撃により汚染

された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

① 核攻撃等の場合

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部（国緊急対処事態対策本部）による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

なお、措置にあたる要員については、防護服を着用させ、被ばく線量の管理を行う等、安全確保に十分配慮する。

② 生物剤による攻撃の場合

県は、感染症法において分類された一類感染症（エボラ出血熱、痘そう等）及び二類感染症（コレラ、腸チフス等）の感染症患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、健康環境センターは、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講ずる。

なお、措置にあたる要員については、防護服を着用させ、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる等、安全確保に十分配慮する。

③ 化学剤による攻撃の場合

県は、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

なお、措置にあたる要員については、防護服を着用させる等、安全確保に十分配慮する。

(5) 知事及び県警察本部長の権限

内閣総理大臣の要請を受けた知事及び同知事の要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施にあたり、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・ 移動の制限 ・ 移動の禁止 ・ 廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・ 使用の制限又は禁止 ・ 給水の制限又は禁止
3 号	死体	・ 移動の制限 ・ 移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・ 廃棄
5 号	建物	・ 立入りの制限 ・ 立入りの禁止

		・ 封鎖
6 号	場所	・ 交通の制限 ・ 交通の遮断

知事又は県警察本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 土地等への立入り

知事又は県警察本部長は、当該措置を講ずるため必要があると認めるときは、その職員に他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは航空機に立ち入らせる。

なお、その職員に、他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、その旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知し、立入りに際しては、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示する。

(7) 関係機関への協力要請

知事は、汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ずる必要があるときは、関係市町村長、関係消防組合の管理者若しくは長又は県警察本部長に対し、必要な協力を要請する。

第4 その他の個別対策措置

県は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）に対する個別の対策措置として、避難所等の保健衛生の確保、廃棄物の処理、文化財の保護に関する措置を的確かつ迅速に行うため、これらの措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

県は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、食品衛生関係団体と連携し、食品衛生班等による飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養士等からなる栄養指導班を編制し、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 県は、国民保護法に基づき環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。

② 県は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者

に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

県は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

- ① 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの求めに基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を求め、必要な支援活動の調整を行う。
- ② 県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援を求める。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ① 県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- ② また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

- ① 県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行にあたる。
- ② この場合において、県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行にあたる時は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

(3) 県指定文化財に関する指示又は勧告の告知等

- ① 県教育委員会は、県指定文化財（有形文化財、有形民俗文化財、又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）による県指定文化財等の被害を防止するため指示又は勧告を行う場合には速やかに所有者等に対して当該指示又は勧告を告知する。
- ② また、当該指示又は勧告に従って必要な措置を講じた県指定文化財の所有者等は、県教育委員会に対し速やかに当該指示又は勧告の結果を報告しなければならない。

第5 被災情報の収集及び報告

県は、被災情報を収集するとともに、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集及び報告

- ① 県は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集にあたらせるほか、ヘリコプターテレビ伝送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。
- ② 県は、被災情報の収集に当たっては、市町村に対し、火災・災害等即報要領に基づき報告を求める。
- ③ 県は、自ら収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに消防庁に報告する。
- ④ 県は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町村に報告を求めることとし、収集した情報について、電子メール、FAX等により消防庁が指定する時間に報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。
- ⑤ 県警察は、収集した情報を県対策本部（県緊急対処事態対策本部）に連絡するとともに警察庁及び東北管区警察局に速やかに連絡する。

(2) 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

市町村は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置（緊急対処保護措置）に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

第6章 救援

知事は、「本編―第2章 初動情報の処理」において、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長から救援の指示を受けたとき、又は、事態に照らし緊急を要し、当該救援の指示を待ついとまがないとき、本県の区域内に在る避難住民等で救援を必要としているものに対し、避難施設その他の場所において、以下の定めに従い、救援を実施する。

また、「本編―第2章 初動情報の処理」において、内閣総理大臣から他の都道府県知事が行う救援の応援に関する指示を受けたときは、本章の定めに準じ、対応する。

第1節 救援の原則

1 救援の程度及び方法の基準

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

2 市町村との連携

知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村長が当該役割に沿って的確かつ迅速に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。

この場合において、知事は、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町村長へ通知する。

また、これらの事務のほか、市町村長は知事の行う救援を補助することとされていることから、市町村は、県と密接に連携し、知事の行う救援について、必要な補助を行うものとする。

3 国との連携

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

また、内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

知事は、救援に係る内閣総理大臣による是正措置として指示があったときは、当該指示に応じ、所要の措置を講ずる。

また、同じく是正措置として内閣総理大臣による代執行が行われるときは、必要な協力を実施する。

4 他の都道府県との連携

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求める。この場合において、応援を求める都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

また、他の都道府県知事から応援を求められたときも同様とする。

5 事業者との連携

知事は、救援を実施する際、災害時応援協定等を参考にして、事業者と連携を図る。

6 日本赤十字社との連携

知事は、日本赤十字社が自主的に行う救援活動に配慮するとともに、相互に密接な連携を図る。

また、知事は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

7 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

- ① 核攻撃等の場合の医療活動
 - ・ 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施
 - ・ 内閣総理大臣により被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
- ② 生物剤による攻撃の場合の医療活動
 - ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）
 - ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
- ③ 化学剤による攻撃の場合の医療活動
 - ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

8 救援物資の区分等

(1) 救援物資の区分

救援物資を、その入手方法により、次のとおり区分する。

区 分		入 手 方 法
救援	義 援 物 資	個人、法人、団体からの篤志により寄託される物資
	公的備蓄物資	県が平素において備蓄していた物資
	流通備蓄物資	県が平素において締結した協定に基づき購入した物資

物資	支 援 物 資	指定行政機関又は指定地方行政機関からの支援措置により供給される物資
	購 入 物 資	県が特定物資の所有者から購入若しくは収用した物資

(2) 義援物資の受付等

上表の区分のうち、義援物資については、武力攻撃事態等（緊急対処事態）の事案発生直後から、寄託の意向や問い合わせが寄せられることが想定されることから、県は、当該事案発生後、直ちに、義援物資の受付窓口を設置する。

また、速やかに、受入れを希望する義援物資を把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部（県緊急対処事態対策本部）及び国対策本部（国緊急対処事態対策本部）を通じて公表するとともに、義援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

9 救援の際の物資の売渡し要請等

(1) 救援の際の物資の売渡し要請等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずることができる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意する。

なお、②～④の措置については、それぞれ公用令書を交付して実施する。

- ① 特定物資について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- ② 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用
- ③ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
- ④ 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）
- ⑤ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- ⑥ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査
- ⑦ 医療の要請及び指示

(2) 医療の要請等に従事する者の安全確保

県は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

10 緊急物資の運送の求め

(1) 指定公共機関又は指定地方公共機関による緊急物資の運送の求め

知事は、市町村の区域を越えて緊急物資の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村

長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、緊急物資の運送が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送の求めを行う。

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、知事から緊急物資の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。

(2) 緊急物資の運送の求めに係る調整

知事は、運送事業者である指定地方公共機関による緊急物資の運送が円滑に行われていない場合は、緊急物資の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃（緊急処理事態における攻撃）の状況についての必要な情報の提供を行う。

また、知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国対策本部長（国緊急処理事態対策本部長）に対し、その旨を通知する。

1 1 備蓄物資の供給

知事は、避難住民等を受け入れたときは、当該避難住民等の救援のため、平素において備蓄した物資又は資材を、必要に応じ供給しなければならない。

また、知事は、平素において備蓄した物資又は資材の供給について、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、他の地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と相互に協力するよう努める。

なお、住民の避難及び避難住民等の救援に当たって、平素において備蓄した物資又は資材が不足し、国民保護措置（緊急対処保護措置）を円滑に実施することが困難であると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、必要な措置を講ずるよう要請する。

第2節 救援の種類毎の活動

本節においては、「救援の程度及び基準」により定められている救援の種類に従い、次の救援の種類毎の活動方法を以下に定める。

- 第1 収容施設の供与
- 第2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 第3 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与
- 第4 医療の提供及び助産
- 第5 被災者の捜索及び救出
- 第6 埋葬及び火葬
- 第7 電話その他の通信設備の提供
- 第8 福祉サービスの提供
- 第9 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）を受けた住宅の応急修理
- 第10 学用品の給与
- 第11 死体の捜索及び処理
- 第12 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第1 収容施設の供与

1 避難所の開設及び運営等

県は、避難住民等を収容する施設として、次のとおり、避難所を開設する。

(1) 避難所の開設及び運営等

①収容予定者数等の把握

県は、市町村と協力して、避難住民等の人数、世帯数及び高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の数等の把握に努める。

②収容施設の開設

県は、①で把握した情報に基づき、あらかじめ指定した避難施設の候補の中から選定し、避難所を開設し、避難住民等を収容する。

また、あらかじめ指定した避難施設だけでは避難住民等への収容施設の供与を的確に実施することが困難である場合は、臨時の収容施設を開設するため、適当な土地、家屋又は物資を所有者及び占有者の同意を得て使用する。所有者若しくは占有者が正当な理由無く同意しないとき、又は、所在不明のため同意を求めることができないときで特に必要があるときは、同意を得ないで使用する。同意を得ず使用する場合は、原則として公用令書を交付したうえで使用するが、次のi)～iii)に該当する場合は事後に交付する。なお、公用令書を事後交付する場合であっても、国民保護法施行令第15条の規定に基づき、遅滞なく交付する。

- i) 土地の使用に係る公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合
- ii) 家屋又は物資の使用に係る使用する家屋又は物資の占有者に公用令書を交付した場合において、所有者の所在が不明であるとき
- iii) 公用令書を交付すべき相手方が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該相手方に公用令書を交付して処分を行うことが著しく困難と認められる場合において、当該相手方に公用令書の内容を通知したとき

③避難所の管理・運営

避難所を開設した場合において、県は、あらかじめ策定した避難所の管理運営のためのマニュアルに従い、適切な管理・運営が行われるよう努める。この場合において、県は、避難住民等の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるとともに仮設トイレを早期に設置するなど避難所の生活環境を確保し、また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。

また、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体の長に協力を求める。

(2) 長期避難住宅の設置及び維持・管理

県は、収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、次のとおり、長期避難住宅を設置する。

①需要の把握

県は、市町村と協力して、長期避難住宅の需要（人数、世帯数及び高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の数等）の把握に努める。

②計画的供給

県は、①で把握した情報に基づき、長期避難住宅を計画的に設置する。

また、必要に応じ、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特別に配慮を要する複数の者が利用する長期避難住宅を設置する。

なお、必要に応じて、長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施する。

③構造、規模、費用等の決定等

県は、設置する長期避難住宅について、「救援の程度及び基準」に従い、必要に応じて国と協議のうえ、適切な構造、規模、費用等を決定し、設計・施工を発注し、必要な工事検査等を行う。また、消防法に準拠して、消防の用に供する設備等の設置等に関する基準を定め、その他施設における災害を防止し及び公共の安全を確保するため必要な措置を講ずる。

なお、県は、長期避難住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合は、**国等**に対し、資機材の調達について、必要な支援措置を講ずるよう要請する。

④維持及び管理

県は、長期避難住宅を設置した場合において、適切な維持・管理を行う。

また、長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施した場合においては、適切な管理・運営が行われるよう努める。

2 応急仮設住宅の供与

県は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）により新たな被害を受けるおそれなくなった後、次のとおり、応急仮設住宅を供与する。

(1) 計画的供給

県は、応急仮設住宅の供与を希望する者の申請に基づき、市町村と協力して、要件に該当する者であることを確認したうえで、これらの者に対し、応急仮設住宅を計画的に供給する。

また、必要に応じ、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特別に配慮を要する複数の者が利用する応急仮設住宅を設置する。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施する。

(2) 構造、規模、費用等の決定等

県は、供与する応急仮設住宅について、「救援の程度及び基準」に従い、必要に応じて国と協議のうえ、適切な構造、規模、費用等を決定し、設計・施工を発注し、必要な工事検査等を行う。また、消防法に準拠して、消防の用に供する設備等の設置等に関する基準を定め、その他施設における災害を防止し及び公共の安全を確保するため必要な措置を講ずる。

なお、県は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合は、**国等**に対し、資機材の調達について、必要な支援措置を講ずるよう要請する。

(3) 応急仮設住宅の維持・管理

県は、応急仮設住宅を設置した場合において、適切な維持・管理を行う。

また、応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施した場合においては、適切な管理・運営が行われるよう努める。

第2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 食品の給与

県は、避難所に収容された者、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示に基づき又は武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して、次のとおり、炊き出しその他の方法により被災者が直ちに食することができる食品の現物を給与する。

(1) 需要の把握

県は、市町村と協力して、食品の給与の対象者数等の情報の把握に努める。

(2) 調達

県は、(1)において把握した情報に基づき、平素において想定した物資の種類毎の調達方法を参考に、備蓄物資や義援物資を活用し、また、物資の所有者から売渡しを受けるなど、関係機関と協力して必要な物資を調達する。

(3) 配分

県は、(1)において把握した情報に基づき、(2)において調達した物資の適切な配分に努める。

(4) 輸送

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に物資の輸送を要請し、輸送車両に対して、緊急通行車両の証明書を発行するなどして、必要な輸送を行う。

なお、県は、県による物資の輸送先となる集積拠点を配分先市町村毎に1ヶ所以上、当該市町村と協議のうえ定め、当該集積拠点までの輸送を実施する。

(5) 給与

市町村は、県により配分された食品である救援物資と自らが調達した救援物資を利用し、炊き出しその他適当な給与方法等を定めた食品給与計画を定め、対象者に対し、食品の給与を行うものとする。

この場合において、市町村長は、当該計画に関する必要な情報を対象者に対して提供するなど、混乱を防止するための広報活動に努めるものとする。

なお、市町村長は、食品の給与に係る人員、資材等が不足する場合には、知事に対し、支援を要請するものとし、要請を受けた知事は、必要な支援措置を講ずる。

この場合において、要請を受けた知事が的確かつ迅速に支援措置を講ずることが困難な場合には、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、必要な支援措置を講ずるよう要請する。

2 飲料水の供給

県は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）により現に飲料水を得ることができない者に対して、次のとおり、飲料水を供給する。

(1) 需要の把握

県は、市町村と協力して、飲料水の供給の対象者数等の情報の把握に努める。

(2) 調達

県は、(1)において把握した情報に基づき、次の方法等により応急飲料水を確保する。

なお、いずれの場合においても、必要な消毒等を行うなど水質の管理を徹底する。

- ① 近隣の配水池等構築物の貯留水を利用
- ② 近隣の市町村の水道水を利用
- ③ 近隣の水質の良好な井戸水を利用

(3) 配分

県は、(1)において把握した情報に基づき、(2)において調達した応急飲料水の適切な配分に努める。

(4) 輸送

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に物資の輸送を要請し、輸送車両に対して、緊急通行車両の証明書を発行するなどして、必要な輸送を行う。

なお、県は、県による物資の輸送先となる集積拠点を配分先市町村毎に1ヶ所以上、当該市町村と協議のうえ定め、当該集積拠点までの輸送を実施する。

(5) 供給

市町村は、県により配分された応急飲料水と自らが調達した応急飲料水を利用し、避難所における拠点給水や給水車による運搬給水など適切な供給方法等を定めた応急飲料水供給計画を定め、対象者に対し、応急飲料水の供給を行うものとする。

この場合において、市町村長は、当該計画に関する必要な情報を対象者に対して提供するなど、混乱を防止するための広報活動に努めるものとする。

なお、市町村長は、応急飲料水の供給に係る人員、資材等が不足する場合には、知事に対し、支援を要請するものとし、要請を受けた知事は、必要な支援措置を講ずる。

この場合において、要請を受けた知事が的確かつ迅速に支援措置を講ずることが困難な場合には、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、必要な支援措置を講ずるよう要請する。

また、市町村長は、水道施設の応急復旧の進捗状況に合わせて、適宜、応急仮設水栓を設置し、応急給水を行うものとする。

第3 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与

県は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、次のとおり、被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与する。

(1) 需要の把握

県は、市町村と協力して、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の対象者数等の情報の把握に努める。

(2) 調達

県は、(1)において把握した情報に基づき、平素において想定した物資の種類毎の調達方法を参考に、備蓄物資や義援物資を活用し、また、物資の所有者から売渡しを受けるなど、関係機関と協力して必要な物資を調達する。

(3) 配分

県は、(1)において把握した情報に基づき、(2)において調達した物資の適切な配分に努める。

(4) 輸送

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に物資の輸送を要請し、輸送車両に対して、緊急通行車両の証明書を発行するなどして、必要な輸送を行う。

なお、県は、県による物資の輸送先となる集積拠点を配分先市町村毎に1ヶ所以上、当該市町村と協議のうえ定め、当該集積拠点までの輸送を実施する。

(5) 給与又は貸与

市町村は、県により配分された被服、寝具その他の生活必需品である救援物資と自らが調達した救援物資を利用し、適当な給与又は貸与方法等を定めた被服、寝具その他の生活必需品給貸与計画を定め、対象者に対し、被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与を行うものとする。

この場合において、市町村長は、当該計画に関する必要な情報を対象者に対して提供するなど、混乱を防止するための広報活動に努めるものとする。

なお、市町村長は、被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与に係る人員、資材等が不足する場合には、知事に対し、支援を要請するものとし、要請を受けた知事は、必要な支援措置を講ずる。

この場合において、要請を受けた知事が的確かつ迅速に支援措置を講ずることが困難な場合には、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、必要な支援措置を講ずるよう要請する。

第4 医療の提供及び助産

1 医療の提供

救援における医療の提供は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）により医療の途を失った者に対して、応急的な処置として行うもので、原則として、救護班において行う。

ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所において行うことができるものとする。

(1) 状況の把握

県は、市町村等と協力して、傷病者の発生状況や医療機関の被災状況の把握に努める。

(2) 救護班の派遣

県は、(1)で把握した状況に応じ、秋田県災害医療救護活動計画に基づき、救護班の派遣を要請する。

この場合において、県は、必要に応じ、臨時の医療施設を開設する。

(3) 救援における医療の範囲

救援において行う医療の範囲は、次のとおりである。

- ①診療
- ②薬剤又は治療材料の支給
- ③処置、手術その他の治療及び施術
- ④病院又診療所への収容
- ⑤看護

2 助産

救援における助産は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）により助産の途を失った者に対して行う。

(1) 状況の把握及び救護班の派遣

県は、市町村等と協力して、状況の把握に努め、必要に応じて助産のための救護班を派遣する。

(2) 救援における助産の範囲

救援において行う助産の範囲は、次のとおりである。

- ①分べんの介助
- ②分べん前及び分べん後の処置
- ③脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

第5 被災者の捜索及び救出

県は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者について、県警察、消防機関及び自衛隊、秋田海上保安部等の関係機関と連携し、次のとおり、捜索及び救出活動を行う。

(1) 情報の収集

県は、「第5章 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処－第5 被災情報の収集」及び「第7章 安否情報の収集・提供－1 安否情報の収集」に基づき、関係機関と連携し情報の収集に努める。

(2) 被災者の捜索及び救出の実施

県は、(1)で把握した情報に基づき、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）により新たに被害を受けるおそれがない場合において、関係機関と連携し、県防災ヘリコプターを活用するなどして被災者の捜索及び救出活動を行う。

この場合において、必要に応じて、消防庁や自衛隊等関係機関へ必要な措置を要請する。

第 6 埋葬及び火葬

県は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の際死亡した者について、次のとおり、埋葬及び火葬を行う。

（1）情報の収集

県は、「第 5 章 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処－第 5 被災情報の収集」及び「第 7 章 安否情報の収集・提供－1 安否情報の収集」に基づき、関係機関と連携し、墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等、埋葬及び火葬すべき遺体の所在等の把握に努める。

（2）遺体の身元確認、引渡し等の情報集約

県は、県警察及び秋田海上保安部等と連携し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡しを行うとともにそれらの情報を集約する。

（3）埋葬及び火葬の時期及び場所の決定

県は、（1）、（2）で把握した情報に基づき、埋葬及び火葬にすべき遺体の埋葬又は火葬の時期及び場所を決定する。

（4）搬送及び埋葬・火葬の実施

県は、（3）で決定した内容に基づき、関係機関と協力して遺体を搬送し、次の範囲において、埋葬又は火葬を行う。

- ①棺（附属品を含む。）
- ②埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- ③骨つぼ及び骨箱

（5）埋葬及び火葬の特例対応

県は、国民保護法第 12 条及び国民保護法施行令第 34 条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合は、その特例に留意する。（厚生労働省が定める同法第 5 条及び第 14 条の特例）

第 7 電話その他の通信設備の提供

県は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）により、通信手段を失った者に対して、避難所において、電話その他の通信設備の提供を行う。

(1) 情報の収集

県は、自らが開設した避難所における電話、その他の通信設備等の状況及び避難住民等の需要の把握に努める。

(2) 通信設備等の設置

県は、(1)で把握した状況に応じて、電気通信事業者等と調整のうえ、避難所に電話、FAX、インターネット端末等を設置する。

(3) 支援の要請等

県は、必要に応じて、指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、通信設備の提供について、支援を要請する。

第8 福祉サービスの提供

県は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）により被災した者のうち、高齢者、障害者、乳幼児等の避難行動要支援者その他特に配慮を要する者に対して、次に掲げる福祉サービスを提供する。

(1) 情報の把握

県は、高齢者、障害者、乳幼児等の避難行動要支援者その他特に配慮を要する者に関する情報の把握に努める。

(2) 相談対応

県は、高齢者、障害者、乳幼児等の避難行動要支援者その他特に配慮を要する者の相談対応にあたる。

(3) 避難生活上の支援

県は、高齢者、障害者、乳幼児等の避難行動要支援者その他特に配慮を要する者に対する避難生活上の支援を行う。

(4) 福祉避難所の設置

県は、高齢者、障害者、乳幼児等の避難行動要支援者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所を設置する。

(5) 支援の要請等

県は、必要に応じて、国等に対し、福祉サービスの提供に係る支援措置を講ずるよう要請する。

第 9 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）を受けた住宅の応急修理

県は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）により新たな被害を受けるおそれなくなった後、次のとおり、住宅の応急修理を行う。

(1) 計画的実施

県は、住宅の応急修理を希望する者の申請に基づき、市町村と協力して、要件に該当する者であることを確認したうえで、計画的に応急修理を実施する。

(2) 実施の範囲

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。

(3) 適切な工事内容の決定等

県は、「救援の程度及び基準」に従い、適切な工事内容等を決定し、設計・施工を発注し、必要な工事検査等を行う。

(4) 支援の要請等

県は、必要な資機材が不足し、調達が困難な場合は、国等に対し、資機材の調達に係る支援措置を講ずるよう要請する。

第 10 学用品の給与

県は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。（以下同じ。））の小学部児童を含む。（以下同じ。））、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。（以下同じ。））及び高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制を含む。））、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。（以下同じ。））に対して、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を給与する。

- ①教科書
- ②文房具
- ③通学用品

(1) 情報の収集及び給与の実施

給与対象となる児童・生徒の数、品目の把握及び給与については、県教育委員会が市町村教育委員会と協力して各学校を通じて行うものとする。

(2) 支援の要請等

県は、必要に応じて、国等に対し、教科書等の給与に係る支援措置を講ずるよう要請する。

第 1 1 死体の搜索及び処理

1 死体の搜索

県は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）により、現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者について、県警察、消防機関及び秋田海上保安部等の関係機関と連携し、次のとおり、搜索を行う。

(1) 情報の収集

県は、「第 5 章 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処－第 5 被災情報の収集」及び「第 7 章 安否情報の収集・提供－1 安否情報の収集」に基づき、関係機関と連携し情報の収集に努める。

(2) 死体の搜索の時期及び場所の決定

県は、(1)で把握した情報に基づき、県警察、消防機関及び秋田海上保安部等の関係機関と連携し、死体の搜索の時期及び場所について決定する。

(3) 死体の搜索の実施

県は、(2)の決定に基づき、関係機関と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）により新たに被害を受けるおそれがない場合において、県防災ヘリコプターを活用するなどして死体の搜索を行う。

この場合において、必要に応じて、消防庁等の関係機関へ必要な措置を要請する。

2 死体の処理

県は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の際死亡した者について、県警察及び秋田海上保安部等の関係機関と連携し、次のとおり、死体の処理を行う。

(1) 情報の収集

県は、「第 5 章 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処－第 5 被災情報の収集」及び「第 7 章 安否情報の収集・提供－1 安否情報の収集」に基づき、関係機関と連携し情報の収集に努める。

(2) 死体の処理の時期及び場所の決定

県は、(1)で把握した情報に基づき、県警察及び秋田海上保安部等の関係機関と連携し、死体の処理の時期及び場所について決定する。

(3) 死体の処理

死体の処理については、次の範囲において行うものとし、死体の一時保管場所は、県が確保する。

また、検案については、原則として救護班が行うものとする。

- ①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- ②死体の一時保存
- ③検案

第 1 2 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

県は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去について、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者のため、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）により新たな被害を受けるおそれなくなった後、次のとおり、当該障害物の除去を行う。

(1) 計画的実施

県は、障害物の除去を希望する者の申請に基づき、市町村と協力して、要件に該当する者であることを確認したうえで、計画的に当該障害物の除去を実施する。

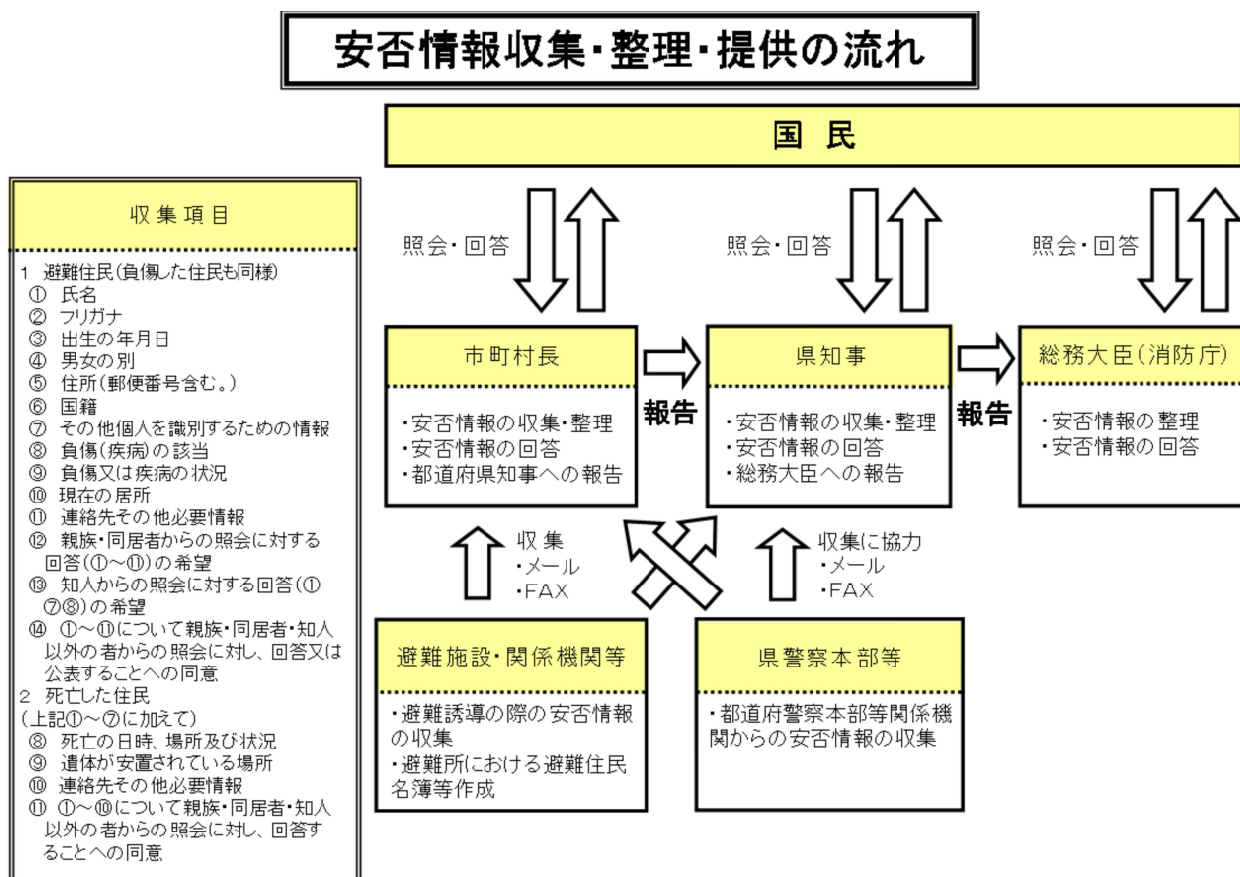
(2) 適切な工事内容の決定等

県は、「救援の程度及び基準」に従い、適切な工事内容等を決定し、発注し、必要な工事検査等を行う。

第7章 安否情報の収集・提供

県は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施状況を勘案のうえ、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について、必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、次のとおりである。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

県は、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

(2) 県警察の通知

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部（県緊急対処事態対策本部）に通知する。

(3) 安否情報収集の協力要請

県は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な

範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(4) 安否情報の整理

県は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をする。

2 総務大臣に対する報告

県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを用いて総務大臣に報告することとし、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、書面（電子的記録、磁氣的記録を含む。）により報告することとする。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

① 県は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、県対策本部（県緊急対処事態対策本部）を設置すると同時に住民に周知する。

② 住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部（県緊急対処事態対策本部）に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

※ 様式第4号に記載させる必要事項は、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項等である。（ただし、口頭、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。）。

(2) 安否情報の回答

① 県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

② 県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

- ③ 県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

県は、日本赤十字社秋田県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3（2）、（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 市町村による安否情報の収集及び提供の基準

(1) 市町村による安否情報の収集

市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市町村は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

(2) 市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答

市町村による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

第8章 国民生活の安定に関する措置

県は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

なお、**2 避難住民の生活安定等**及び**3 生活基盤等の確保**の定めについては、緊急対処事態において準用する。

1 生活関連物資等の価格安定

(1) 県は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

- ① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請等を実施
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置

(2) 県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

- ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

県は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、本県の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び本県の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）

イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）

ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）

エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

② 国民生活安定緊急措置法に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、本県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び本県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）

イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）

ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

③ 物価統制令に係る措置

県は、国が物価統制令第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を講ずる。

ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）

イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

④ 秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例に係る措置

県は、秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（以下「秋田県消費生活条例」という。）に基づき、武力攻撃事態等において、県民の消費生活の安定のため、必要な措置を次のとおり講ずる。

ア 生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくは上昇するおそれがある場合又はその供給が著しく不足し、若しくは不足するおそれがある場合、当該生活関連物資を特別物資として指定（秋田県消費生活条例第20条第1項）

イ 生活関連物資の供給確保への協力の求め（秋田県消費生活条例第21条）

ウ 特別物資に関する勧告及び勧告に従わなかった事業者の公表（秋田県消費生活条例第22条第1項及び第2項）

※参考【価格安定のための措置に関する法令】

- | |
|--|
| ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号） |
| ② 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号） |
| ③ 物価統制令（昭和21年勅令第118号） |
| ④ 秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和51年条例第4号） |

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

知事及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに県税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

県は、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするにあたり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

(5) 義援金等の受付及び配分

武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)が発生した場合、国内外から多くの義援金を送られてくることが予想されることから、県は、当該災害発生後、直ちに、義援金の問い合わせ窓口又は受付窓口を設置する。

また、受け付けた義援金は、専用の預貯金口座を設け、払い出しまでの間、保管する。

なお、義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、適正な配分について協議したうえで迅速に行う。

3 生活基盤等の確保

(1) 県による生活基盤等の確保

① 県は、工業用水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

② 県は、自らが管理する河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理する。

(2) 市町村による生活基盤等の確保

- ① 水道事業者である市町村は、それぞれの国民保護計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。
- ② ガス事業者である市町村は、それぞれの国民保護計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。

(3) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

- ① ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。
- ② 運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 病院その他の医療機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずるものとする。

第9章 国民の権利利益の救済

1 国民の権利利益の迅速な救済

県は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）が発生した場合には、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に伴う損失補償、国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る不服申し立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、次のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済にかかる手続】

項 目	内 容	担当課
損失補償 (国民保護法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (国民保護法第81条第2項)	県民生活課
	特定物資の保管命令に関する事。 (国民保護法第81条第3項)	
	土地等の使用に関する事。 (国民保護法第82条)	総合防災課
	応急公用負担に関する事。 (国民保護法第113条第3項)	
	車両等の破損措置に関する事。 (国民保護法第155条第2項において準用する災対法第76条の3第2項後段)	県警察本部
実費弁償 (国民保護法第159条第2項)	医療実施の要請等に関する事。 (国民保護法第85条第1項及び第2項)	医務薬事課
損害賠償 (国民保護法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (国民保護法第70条第1項及び第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)	総合防災課
	医療実施の要請等に関する事。 (国民保護法第85条第1項及び第2項)	医務薬事課
不服申し立てに関する事。 (国民保護法第6条、第175条)		行政経営課
訴訟に関する事。 (国民保護法第6条、第175条)		文書法務室

2 国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、県行政文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）による当該文書の逸失等を防ぐとともに、安全な場所に保管するなどの配慮をする。

3 市町村における国民の権利利益の迅速な救済及び文書の保存

市町村は、武力攻撃事態等(緊急対処事態)が発生した場合には、国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施に伴う損失補償、国民保護措置(緊急対処保護)に係る不服申し立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、県に準じ、担当課を定めるとともに、国民の権利利益の救済の手続きに関連する文書を適切に保存するものとする。

【市町村における国民の権利利益の救済にかかる手続き】

項 目	内 容
損失補償 (国民保護法第159第1項)	応急公用負担に関すること。(国民保護法第113条第1項)
損害賠償 (国民保護法第160条)	国民への協力要請によるもの。(国民保護法第70条第1項及び第3項、第115条第1項、第123条第1項)
不服申し立てに関すること。(国民保護法第6条、第175条)	
訴訟に関すること。(国民保護法第6条、第175条)	

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧について、必要な事項を以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等

県は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）が発生した場合には、安全の確保をしたうえでその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 国に対する支援要請

県は、応急の復旧のための措置を講ずるにあたり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 市町村及び指定地方公共機関に対する支援

県は、市町村及び指定地方公共機関から応急の復旧のための支援の要請があった場合には、要請の内容に応じ、所要の措置を講ずる。

特に、ライフライン事業者である市町村及び指定地方公共機関から応急の復旧のための支援の要請があった場合には、ライフライン施設であることの重要性にかんがみ、優先的に支援する。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長（県緊急処理事態対策本部長）は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応

じ総合調整を行う。

(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設、空港施設等及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）による被害が発生したときは、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の復旧を行うこととし、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

2 県が管理する施設及び設備の復旧

県は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

① 河川災害復旧計画

県内各河川の特性を十分検討して、関連事業等を含めた一連の計画のもとに、復旧方式を定め復旧工事を推捗させる。

② 海岸災害復旧計画

堤防（護岸）の安全性と施設によって防護される地域の経済効果等を加味して速やかに計画を樹立して復旧工事を推捗させる。

③ 道路災害復旧計画

産業経済及び地域住民生活の基盤となっている道路及び橋梁の災害復旧は最も急を要するので、迅速に応急復旧工事に着手し、交通安全の見地からみた工法によって復旧工事を行う。

④ 港湾の災害復旧計画

被災した港湾施設は早期に応急手当を施し、経済活動等に与える影響を最小限となるよう努めるとともに、抜本的な復旧対策が必要な施設については、各施設の性格に応じた適切な復旧計画を立案する。

特に、原形復旧のみで機能を十分に発揮できない施設については、改良も含めて復旧工法を検討する。

⑤ 空港の災害復旧計画

被災した空港施設は早急に応急手当を施し、航空機の運航に支障が無いように努める。

特に、滑走路、誘導路、航空灯火等の基本施設の復旧工事においては、国や航空会社等の関係機関と協議のうえ、必要な措置を講じて早急に復旧工事を実施する。

⑥ 漁港の災害復旧計画

各漁港の地理的条件に風速、潮位及び波高等の海象条件等を十分勘案して工法等を検討して計画を樹立する。

⑦ 林地荒廃防止施設災害復旧計画

県の管理する治山事業による林地荒廃防止施設が被災した場合には、速やかに調査のうえ計画的に従前の機能回復のための復旧工事を早急に実施する。なお、必要な場合応急工事による対策を進める。

(2) 農地農業用施設災害復旧計画

農地農業用施設の災害については、投資効果を十分発揮するため、これらを改良する関連事業も一連の計画として実施する必要がある。

なお、農業農村整備事業として防災ダム事業、ため池等整備事業、地すべり対策事業と総合関連を保つ必要がある。

(3) 社会福祉施設災害復旧事業計画

社会福祉及び児童福祉施設の性格上緊急を要するので、工事に必要な資金は国県の補助金及び社会福祉・医療事業団の融資を促進し早急に復旧を図る。

(4) 学校教育施設災害復旧事業計画

日常多数の児童・生徒を収容する学校施設の災害は、その生命保護並びに正常な教育実施のいずれの観点からみても的確かつ迅速に復旧しなければならない。特に、学校施設は非常災害時において、しばしば地域住民の緊急避難所となることもあるので、復旧計画の樹立に当たっては、設置箇所の移転等について考慮する。

第3章 国民保護措置（緊急対処保護措置）に要した費用の支弁等

県が国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置（緊急対処保護措置）に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置（緊急対処保護措置）に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国民保護措置（緊急対処保護措置）等に要する費用の支弁の原則

県は、法令に特別の定めがある場合を除き、国民保護措置（緊急対処保護措置）その他国民保護法の規定に基づいて実施する措置に要する費用で、その実施について県が責任を有するものについて支弁する。

(2) 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁

県は、国民保護法の規定に基づき他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合は、当該応援に要した費用を支弁する。この場合において、県は、当該費用を支弁するいとまがないときは、当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求める。

(3) 知事が市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁

県は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の発生により市町村がその事務を行うことができなくなり知事がその区域に係る国民保護措置を代行した場合において、当該市町村の長が既に実施した国民保護措置（緊急対処保護措置）又は当該市町村に対して他の市町村の長が実施した応援のために通常要する費用で、当該代行の対象となった市町村に支弁させることが困難であると認められるものを支弁する。

(4) 市町村長が救援を行う場合の費用の支弁

県は、知事がその権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたときは、当該市町村長による救援の実施に要する費用を支弁する。

なお、知事は、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたとき、又は県が救援の実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、救援を必要とする避難住民等の所在地の市町村に救援の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させる。

(5) 国に対する負担金の請求方法

県は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(6) 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、国民保護措置（緊急対処保護措置）

の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

県は、国民保護法に基づく次に掲げる土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令の定める手続等に従い、補償を行う。

- ① 避難住民等に収容施設を供与し、又は医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するための土地や建物の使用
- ② 特定物資の所有者が、正当な理由がないのに売渡し要請に応じない場合で、救援を行うため必要があると認めた物資の収用
- ③ 特定物資を保管するため緊急の必要があると認められる場合で、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を行う者に対する物資の保管命令
- ④ 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処措置を講ずるため緊急の必要があると認められるときで、他人の土地、建物その他工作物の一時使用、又は土石、竹木その他物件の使用若しくは収用

(2) 実費弁償

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

県は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡、負傷等したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

損害補償の対象となる協力は、次のとおりである。

- ① 住民の避難誘導への協力
- ② 救援への協力
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- ④ 保健衛生の確保への協力

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に関し、県対策本部長（県緊急対処事態対策本部長）が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは復帰の誘導、避難住民及び緊急物資の運送に係る是正の指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国対策本部長（国緊急対処事態対策本部長）の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

4 市町村が国民保護措置（緊急対処保護措置）に要した費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市町村が国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。